

誇りと愛着が持てる <sup>きずな</sup>絆を大切にするまち 養老

# 絆 kizuna プラン

養老町第五次総合計画・後期基本計画

養老町





誇りと愛着が持てる <sup>きずな</sup>絆を大切にするまち 養老

# 絆プラン

kizuna

養老町第五次総合計画・後期基本計画

養老町







## ごあいさつ

本町では、平成23年に「第五次総合計画(絆プラン)」を策定し、「みんなで力をあわせる絆のまち」を基本理念とし、町民・企業・行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら、将来像である「誇りと愛着が持てる絆を大切にすまち 養老」の実現を目指して、町政経営を進めてまいりました。

このたび、前期基本計画が終了することに伴い、平成28年度を初年度とし、今後5年間に取り組む様々な施策・事業を取りまとめた、「第五次総合計画・後期基本計画」を策定いたしました。

この計画では、「養老改元1300年プロジェクト(新生養老まちづくり)の推進」や、「地域自治町民会議の設立と協働の推進」を重点プログラムとして掲げ、分野別計画においては、施策の目指す姿を明らかにするとともに、協働の取り組みに関する具体的な活動のイメージについて、計画への位置づけを行いました。

また、「新生養老まちづくり構想」(平成25年3月)や、「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)をはじめ、個別計画との関係を整理し、総合計画との一体的な推進が図られる内容としました。

今後は、人口減少社会の本格的な到来を見据えて、この「第五次総合計画・後期基本計画」に基づき、将来にわたって、安心して住み続けられるまちを目指して取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました計画審議会委員、町議会議員並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

養老町長 大橋 孝

# 目次

## 第1部 基本構想

### 第1章 養老町第五次総合計画の概要

- 1 総合計画の役割 ..... 1
- 2 総合計画の構成と期間 ..... 2

### 第2章 まちづくりの目標

- 1 基本理念 ..... 3
- 2 将来像 ..... 4

### 第3章 まちづくりの推進力の強化

- 1 3つの仕組みづくり ..... 5
- 2 住民自治と地域協働の力 ..... 5
- 3 行財政改革による地域経営の力 ..... 6

### 第4章 まちづくりの施策方向

- 1 人・基盤・暮らしの連携 ..... 7
- 2 人・基盤・暮らしと地域経営の分野別方向
  - ◆1 輝く人のまち【人】
    - (1) 豊かな心を育むまちづくり ..... 8
    - (2) 地域文化を育むまちづくり ..... 8
    - (3) 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり ..... 8
  - ◆2 活力のあるまち【基盤】
    - (1) 便利な交通網、情報基盤づくり ..... 8
    - (2) 快適な市街地、集落環境づくり ..... 9
    - (3) 活気ある産業づくり ..... 9
  - ◆3 安心・安全なまち【暮らし】
    - (1) 支え合うまちづくり ..... 9
    - (2) 環境と共生するまちづくり ..... 9
    - (3) 安全なまちづくり ..... 10
  - ◆4 地域経営の推進
    - (1) 住民主役のまちづくり ..... 10
    - (2) 行財政の経営 ..... 10

## 第2部 後期基本計画

### 第1編 後期基本計画の概要

1 後期基本計画の目的	11
2 後期基本計画の期間	11
3 人口の見通し	11
4 計画の体系	
(1) 重点プログラム	11
(2) 分野別計画	11
5 計画の推進力～CHANGE（チェンジ）をキーワードにしたまちづくりの展開～	12

### 第2編 重点プログラム

1 養老改元1300年プロジェクト（新生養老まちづくり）の推進	14
2 地域自治町民会議の設立と協働の推進	15

### 第3編 分野別計画

#### 第1章 輝く人のまち【人】

1 豊かな心を育むまちづくり	
(1) 学校教育	16
(2) 青少年育成	18
(3) 生涯学習	20
(4) 生涯スポーツ	22
2 地域文化を育むまちづくり	
(1) 地域間・国際交流	24
(2) 文化活動	26
(3) 歴史文化	28
3 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり	
(1) 人権	30
(2) 男女共同参画	32
《施策体系》	34

#### 第2章 活力のあるまち【基盤】

1 便利な交通網、情報基盤づくり	
(1) 公共交通	35
(2) 道路網	37
(3) 情報基盤	39

## 第2部 後期基本計画

2	快適な市街地、集落環境づくり	
(1)	市街地、集落環境	41
(2)	住環境	43
(3)	上下水道	45
3	活気ある産業づくり	
(1)	農業と林業・水産業	47
(2)	商工業	49
(3)	観光	51
(4)	雇用・就労	53
	《施策体系》	55
<b>第3章 安心・安全なまち【暮らし】</b>		
1	支え合うまちづくり	
(1)	子育て支援	56
(2)	健康づくり	60
(3)	地域福祉	62
(4)	高齢者福祉	64
(5)	障がい者福祉	66
2	環境と共生するまちづくり	
(1)	地球環境保全	68
(2)	ごみと廃棄物	70
(3)	水と緑の空間	72
3	安全なまちづくり	
(1)	防犯	74
(2)	交通安全	76
(3)	消費生活	77
(4)	防災	78
	《施策体系》	80
<b>第4章 地域経営の推進</b>		
1	住民主役のまちづくり	
(1)	情報の共有化	81
(2)	コミュニティ	83
(3)	住民参画と地域協働	85
2	行財政の経営	
(1)	行政組織	87
(2)	自治体経営	89
	《施策体系》	91

## 参考資料

1	目標指標一覧表	92
2	後期基本計画の策定過程	
	（1）策定経過	96
	（2）策定体制図	97
3	養老町計画審議会	
	（1）設置条例	98
	（2）委員名簿	99
	（3）諮問書	100
	（4）答申書	101
4	庁内策定組織	
	（1）企画調整会議	102
	（2）プロジェクトチーム	103
5	住民参画	
	（1）住民アンケート調査	104
	（2）まちづくりワールド・カフェ	109
	（3）パブリックコメント	113
6	用語解説	114





# 第1部

## 基本構想

# 第1章 養老町第五次総合計画の概要

## 1 総合計画の役割

「総合計画」とは、取り巻く環境変化に対応するまちづくりのあり方を明らかにし、今後のまちづくりの目標と活性化のしくみや過程を表すもので、まちづくりを推進するための計画です。

本町では、これまで四次にわたる総合計画を策定し、これに基づいて町政運営を進めてきました。箱物建設などのハード的な整備から、それを活かしたソフト的な事業の重視へと変遷してきています。

第五次総合計画においては、地域を取り巻く環境変化に対応していくために、持続可能な行財政運営、まちづくりの推進力を特に強化していく必要があります。

### 《総合計画の役割・性格》

- 本町がめざす目標とまちづくり推進および行政経営の指針を示します。
- 住民、各種団体や企業などがまちづくり活動に主体的に参画していくための方向性を示し、行政とともに進めるまちづくりの指針となるものです。
- 国・県などに対しては、本町のまちづくりの指針として示すとともに、当町に関連する計画や事業を実施するにあたって、その実現に向けての協力を要請するものです。

注1) 四次にわたる総合計画の策定:①養老町総合開発計画(計画期間 昭和49年度・1974年～昭和60年度・1985年)、②養老町第二次総合計画(計画期間 昭和58年度・1983年～昭和70年度・1995年)、③養老町第三次総合計画(計画期間 平成3年度・1991年～平成12年度・2000年)、④養老町第四次総合計画(計画期間 平成13年度・2001年～平成22年度・2010年)。

注2) まちづくりの総合計画:基本構想と基本計画、実施計画を含めて全体を「総合計画」と呼称しています。

## 2 総合計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成しています。

### ■「基本構想」

基本構想は、めざすべき将来目標とそれに向かう施策の方向を定めたものです。期間は平成23年度(2011年)を初年度とし、平成32年度(2020年)を目標年度とする10年間とします。

### ■「基本計画」

基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの目標を達成するために必要な施策・事業を体系的に定めたものです。将来像の実現に直結する優先的かつ重点的に取り組むべき施策・事業を分野連携・横断で進める観点から、前期基本計画においては「戦略プログラム」、後期基本計画においては「重点プログラム」として定めるとともに、「分野別計画」を示します。

なお、行政が主体となって進めるべきもの、支援するもののほか、住民の活動や民間活力で進めるべきもの、国・県などへの要望事項なども加えた内容とします。

計画期間は、基本構想と同じく平成23年度(2011年)以後の10年としていますが、社会経済状況の変化などに対応し、中間年次で弾力的な見直しを加えるものとしています。

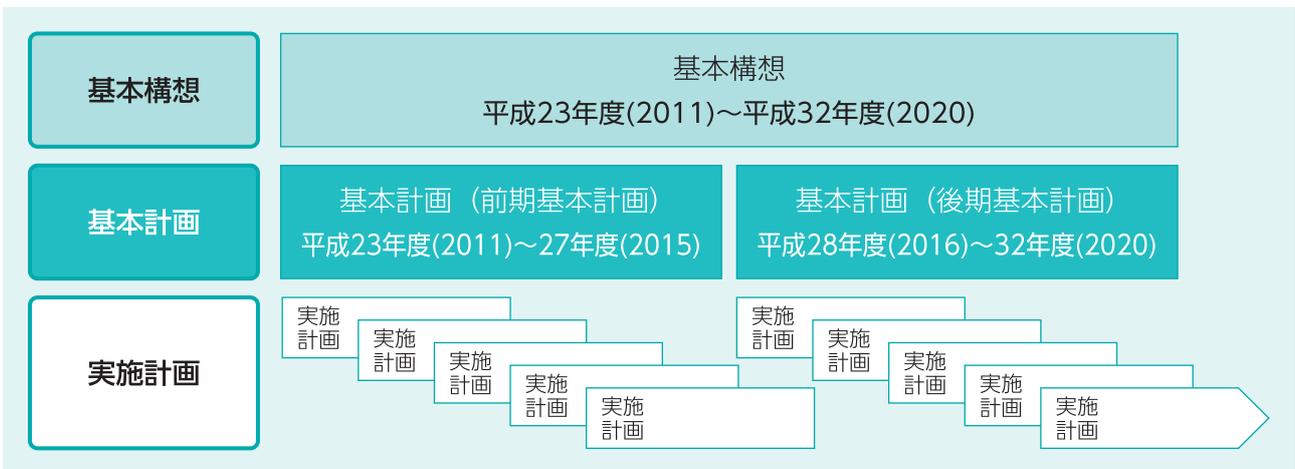
### ■「実施計画」

実施計画は、基本計画で示した基本的な施策の具体化を図るために、毎年度の予算編成および事業実施の指針となる事業計画を示すものです。3年間を計画期間として、ローリング方式で毎年度見直しをしています。

特に、実施計画においては、今後の法改正や制度改革などが見通し難い今日、財政状況や事業の進捗状況、実施成果を踏まえ、柔軟に対応していきます。

また、計画(Plan)・事業実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)というPDCAサイクルを基本とする行政評価システムの実効性を高めながら、実施事業の最適化を図ります。

### 《養老町第五次総合計画の全体構成》



## 第2章 まちづくりの目標

### 1 基本理念

本町では、昭和48年に町民憲章を制定し、養老の滝にちなんだ孝子伝説から、これまで「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議の設置、推進員の活動などを、地区公民館活動の中核として、町民憲章の実践に努めてきました。

第五次総合計画では、町民一人ひとりの行動規範、合言葉、努力目標である町民憲章を、あらためてまちづくりの基本理念とし、一層の実践、浸透を願うこととします。

#### 養老町民憲章(昭和48年3月6日制定)

わたしたちの町、養老町は、緑の山、清らかな水に恵まれた歴史の町です。  
わたしたちの、この美しいふるさとを、先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。  
わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につづく明るい町をつくります。

- 1.おはよう こんにちは と元気な声がわく町にしましょう
- 1.美しい自然の中で 力いっぱい 働ける町にしましょう
- 1.おとしよりが 豊かにくらせる 町にしましょう

そして、町民憲章における“愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につづく”に着目し、「みんなで力をあわせる」姿を『絆』に託し、まちづくりの推進力を高める地域協働のまちづくりにつなげ、さらに目に見える姿にしていくことをめざします。

### みんなで力をあわせる絆きずなのまちづくり



#### “絆(きずな)”

本町では、平成12年度より、養老町「家族の絆 愛の詩」募集事業を続けてきました。さらに、愛の輪をひろげ、力をあわせて未来につづく明るい町の実現に取り組む姿を“絆(きずな)”に託しています。

## 2 将来像

第三次総合計画では「笑顔あふれる躍動都市・養老 住みがいを実感するまち」、第四次総合計画では「人が織りなす輝くまち 養老」を、まちづくりの目標である将来像に掲げ、その実現に向けた取り組みを推進してきました。

第五次総合計画では、町民憲章に基づいた基本理念である“みんなで力をあわせる絆きずなのまちづくり”を踏まえて、

誇りと愛着が持てる 絆きずなを大切にするまち 養老

を将来像に掲げています。

また、計画愛称として「**“絆”プラン**」と呼称しています。

この将来像には、“みんなで力をあわせる絆きずなのまちづくり”に不可欠なキーワードである

\*わがまちへの「誇り」と「愛着」という **“心”**

\*「まちづくりの推進力を高める地域協働の力」による住民一人ひとりの **“行動”**

を託しています。



### 総合計画の愛称について

第三次総合計画では、「笑顔スマイルプラン」、第四次では「輝きプラン」と総合計画の愛称を設けてきました。第五次においては愛称として「絆きずなプラン」と呼称しています。

## 第3章 まちづくりの推進力の強化

### 1 3つの仕組みづくり

財政面をはじめ自治体や地域を取り巻く環境が厳しさを増している中で、暮らしの環境の改善を図り、自治体として守るべき基礎的なセーフティネットを確保し、持続可能なまちづくりを進めていくためには行政のみでは限界があり、総合的な地域力が必要です。

まちづくりを推進する力と総合的な地域力を高めていくためには、行政内部の変革とともに、住民などと行政の関係の変革が重要です。第五次総合計画の推進、具体化・実践の力は、住民自治の充実および行財政改革や、地域協働を推進する仕組みづくりによって強化されます。この推進体制は「新しい公共」の形成に密接につながります。

「新しい公共の形成」とは、公共的サービスは行政が担うべきものという従来の考え方から、地域において担い手となりうる多様な主体（住民、コミュニティ組織、各種団体、NPO、民間事業者や企業など）の参画を得て、行政と協働して公共的サービスを提供していく仕組みに変革していくことです。「新しい公共」の考え方は、行政組織運営の刷新や自治体経営のあり方として一般的となり、浸透が促進されています。（後期基本計画の概要に「行財政・地域協働・住民自治の推進の概念」図を掲載）

### 2 住民自治と地域協働の力

「住民自治」とは、「地域コミュニティの事柄や問題は、まず、地域の人々がみんなで考え、責任を持って決定し、解決を主導していくこと」です。政策の決定と実施をゆだねる間接的な行政参加に加えて、住民が直接自分たちの力をもっと活かし、行政と協働していく新しい参画の仕組みを強化していくことです。

「協働」は、「同じ目的のために、協力して働くこと」であり、「地域協働」とは、「住民がお互いに、そして住民と行政が、それぞれが持つ特性を活かしながら、補完しあい、協力して、地域課題の解決にあたること」です。地域協働を進めるためには「住民自治」の強化が不可欠となります。

このような住民自治と地域協働の意義を地域みんなで共有することから「住民自治の力を活かし、協働の地域づくり・地域協働の力」の発揮が始まります。

「住民自治と地域協働の力」は、第五次総合計画を推進する力となり、特に、住民などと行政の関係の変革となる「住民自治を充実・強化する仕組みづくり」と「地域協働を推進する仕組みづくり」によって増強されます。

また、今後のまちづくりにおいて、さまざまな地域課題に対応していくためには、第五次総合計画において数多くの施策・事業を行っていかねばなりません。その施策・事業の推進にあたっては、地域協働型の事業分野を重視するとともに、役割分担と協働の考え方で進めていくことを基本にしています。

## 3 行財政改革による地域経営の力

「経営」とは、企業、自治体、学校などあらゆる組織体の運営を意味します。方針を定め、組織を整えて、業績や効率性の向上など目的達成のために、ヒト・モノ・カネ・情報など経営資源を活かして持続的に事を行うことが基本となります。

「地域経営」とは、この経営の考え方を地域づくりに取り入れ、より効率的で的確な行財政運営・自治体経営を行い、住民満足度を高めることを目的とするものです。

「地域経営力」とは、地域が保有する資源を活用して、地域を最適に経営（運営）する力（能力）です。特に、行政主導による公的サービスの提供のみから脱皮して、多様な主体（担い手）による役割分担と協働の力を発揮する地域経営が要点となります。

地域経営と関連し、民間企業の経営手法を行政分野に導入し、効率的で質の高い公共経営をめざし、顧客志向や成果志向、評価システムなどを特徴とする「NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）」という行政経営への取り組みが拡大してきています。

「地域経営の力」は、第五次総合計画を推進する原動力となります。特に、行政内部の変革となる「行財政改革の仕組みづくり」によって増強されます。

行政内部の変革の核となる行財政改革の推進においては、「地域協働」に対応する行政経営が求められるとともに、NPMの展開による目標管理の強化と成果重視への取り組みが重点となります。第五次総合計画を着実に推進していくため、特に、計画の進行管理と評価の仕組みづくりが重要になります。そのため、地域経営の要となる効果的な行政経営をめざし、新たな観点から行財政改革に取り組んでいます。

町では、事務事業評価・施策評価などによる行政評価システムの構築に着手しています。この取り組みを踏まえて、PDCAサイクルでマネジメントを行う行政経営システムの構築と浸透を図ります。

また、第五次総合計画の推進においては、「進行管理」と「行政評価」が連動する取り組みを強化し、総合計画に掲げた実現目標について、その達成状況と成果についての検証を繰り返し、より効果的な行政経営・まちづくりに改善していく仕組みを構築しています。

行政評価は、実施している事務事業について、常に「何のために実施しているのか」、「どのように実施しているのか」、「どのような成果をあげたのか」などを整理し、より有効性・妥当性・効率性の高い事業を実施し、より持続可能な行政経営を図ろうとするものです。

進行管理は、政策・施策を実現するために予定された事業が、計画に対してどの程度実施されたかを測定するものです。

# 第4章 まちづくりの施策方向

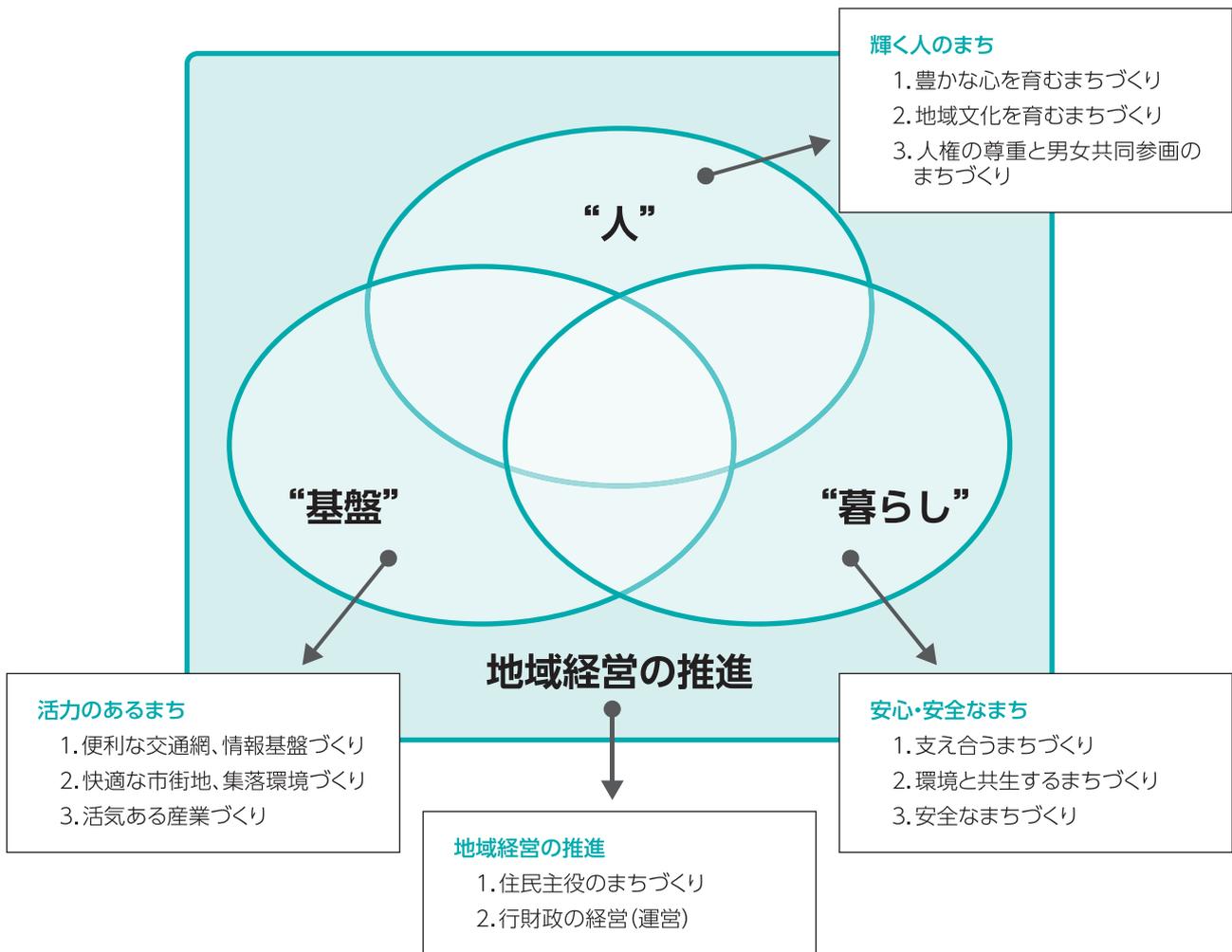
## 1 人・基盤・暮らしの連携

将来像の実現に向けて、さまざまな地域課題に対応していくためには、個々の施策の推進とともに、各課・各分野が横断的に連携する施策や推進体制が重要になります。

第五次総合計画においては、まちづくりの基礎をなす“人”、“基盤”、“暮らし”の分野での施策を着実に展開するとともに、「人・基盤・暮らしが複合する概念」から施策・事業相互のつながりに留意し、分野を横断する課題に対応するため、関係課や各種活動団体などの横断的な連携と調整機能を強化して、より効果を発揮する施策・事業の推進を図ります。

また、“人”、“基盤”、“暮らし”の分野ごとの施策の推進と分野連携を強化する地域経営の推進体制を進めていきます。

### 《「人・基盤・暮らし」の分野連携と地域経営の推進イメージ》



## 2 人・基盤・暮らしと地域経営の分野別方向

本計画においては、“人”を「輝く人のまち」、「基盤」を「活力のあるまち」、「暮らし」を「安心・安全なまち」として、まちづくり施策を設定し、これらを推進していく「地域経営の推進」を加えて4つの施策方向を掲げています。

### ◆1 輝く人のまち【人】

本計画においては、“人”を「輝く人のまち」、「基盤」を「活力のあるまち」、「暮らし」を「安心・安全なまち」として、まちづくり施策を設定し、これらを推進していく「地域経営の推進」を加えて4つの施策方向を掲げています。

#### (1) 豊かな心を育むまちづくり

##### ①学校教育 ②青少年育成 ③生涯学習 ④生涯スポーツ

外国語やICT教育など特色のある教育を進めるとともに、家庭・地域・学校などと連携し、子どもたちの健全な育成を図ります。また、地域の課題やまちづくりに対応できる生涯学習を進めるとともに、誰もがスポーツに親しめるまちづくりを進めます。

#### (2) 地域文化を育むまちづくり

##### ①地域間・国際交流 ②文化活動 ③歴史文化

豊富な地域資源を活かした、地域間交流や国際交流活動に取り組み、交流の成果をまちづくりに活かします。また、優れた芸術・文化にふれる機会の充実を図るとともに、地域の歴史文化資源の保全と継承を支援します。

#### (3) 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり

##### ①人権 ②男女共同参画

人権意識の高揚に努め、差別のない明るく住みやすいまちづくりを進めるとともに、男女共同参画に関する啓発を行い、共に力をあわせる地域風土の創造をめざします。

### ◆2 活力のあるまち【基盤】

#### (1) 便利な交通網、情報基盤づくり

##### ①公共交通 ②道路網 ③情報基盤

町の総合的な交通体系の確立を目指して、総合交通計画の策定を行うとともに、駅周辺の駐車場整備などにより、公共交通機関の利用促進を進めます。また、近隣市町や交通事業者などと連携し、広域における交通体系の充実を図ります。

東海環状自動車道養老IC(仮称)や名神高速道路養老SAスマートICなどとのアクセス道路や広域幹線道路網の整備を促進するとともに、町民に身近な生活道路を計画的に整備します。また、情報通信基盤の有効活用により、行政手続きの簡素化や利便性の向上を図ります。

## 第4章 まちづくりの施策方向

### (2) 快適な市街地、集落環境づくり

#### ①市街地、集落環境 ②住環境 ③上下水道

空き家の適正な管理や活用を進めるとともに、移住定住施策とも連携し、新たな定住者の確保を図ります。また、公営住宅の長寿命化や適正な管理を進めるとともに、安心・安全な住宅の普及を促進し、住環境の向上を図ります。

さらに、安全な水を安定的に供給するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、下水道への早期接続や高度合併型処理浄化槽の設置を促進し美しいまちづくりを進めます。

### (3) 活気ある産業づくり

#### ①農業と林業・水産業 ②商工業 ③観光 ④雇用・就労

優良な農地を保全するため、農業生産基盤の整備や担い手を確保するとともに、6次産業化や農業体験などの取り組みを進めます。

商工会や地元金融機関などと連携し、新規創業や企業の安定経営を総合的に支援するとともに、養老ブランドの開発や販売促進を図ります。

養老改元1300年祭に向けて、養老公園全体の再整備や地域資源を活かした新たな養老の魅力づくりを進めるとともに、食肉関連産業などとの連携により観光のまちづくりを進めます。

コミュニティビジネスなど仕事興しを支援するとともに、東海環状自動車道養老IC(仮称)や周辺整備効果を活かした企業誘致の推進により、雇用・就労機会の創出に取り組みます。

## ◆3 安心・安全なまち【暮らし】

### (1) 支え合うまちづくり

#### ①子育て支援 ②健康づくり ③地域福祉 ④高齢者福祉 ⑤障がい者福祉

病児・病後児保育など保育サービスの充実を図るとともに、認定こども園への計画的な移行を進めるほか、ファミリー・サポート・センター事業に取り組むなど、地域における子育て環境の向上を図ります。

生活習慣病やがん予防のため、健診の受診率を向上させるとともに、西美濃厚生病院と町内診療所との連携の強化をはじめ、在宅医療や休日・夜間医療など地域医療の充実を進めます。

地域ぐるみの見守りや支え合いを強化するため、地域包括支援センター機能の充実を図るとともに、社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域福祉の推進体制を充実します。高齢者の健康づくりと福祉サービスの充実を図るとともに、住民が主体的に取り組む介護予防の活動を支援します。また、障がい者の自立や社会参加に向けた支援に加えて、その家族に対するケアを充実します。

### (2) 環境と共生するまちづくり

#### ①地球環境保全 ②ごみと廃棄物 ③水と緑の空間

ごみの減量化やリサイクル、環境美化活動への参加を促すとともに、地球環境問題に対応する低炭素化、新エネルギーの活用など環境負荷低減への取り組みを推進します。

新たな環境保全グループの育成を促進し、豊かな自然環境の保全や景観づくりのための活動を地域とともに進めます。また、関係機関と連携して環境監視を進めるとともに、公害の防止、環境美化活動を推進します。

### (3)安全なまちづくり

#### ①防犯 ②交通安全 ③消費生活 ④防災

地域とともに空き家の実態を把握するとともに、空き家の適切な管理を促進します。

防犯パトロールやシルバー警備隊などの活動と連携し、地域が主体となった子どもたちの見守り活動を支援します。

地域や警察などと連携し、交通安全施設の整備や交通安全教育を進めるとともに、消費生活に関する相談窓口の充実を図り、安心・安全なまちづくりを進めます。

また、自主防災組織が主体となった訓練や資機材の整備を支援し、防災士など地域防災リーダーの養成を進め、地域防災力の向上を図ります。

大規模災害に備えて、消防施設・設備の定期的な更新を進め、体制の強化・充実を図るとともに、消防団の人材確保や活動を支援します。

## ◆ 4 地域経営の推進

### (1)住民主役のまちづくり

#### ①情報の共有化 ②コミュニティ ③住民参画と地域協働

広報紙をはじめ、ホームページやFacebook(フェイスブック)、CATV(ケーブルテレビ)など様々な媒体の活用により、住民への町政情報の速やかな提供を行います。

地域の基礎的な活動基盤であるコミュニティ組織の活動を支援するとともに、地域のことは地域で決められる新たな住民自治組織として、地域自治町民会議の設立を進めます。また、各種団体やNPOなど多様な主体とともに、協働のまちづくりを進めます。

### (2)行財政の経営

#### ①行政組織 ②自治体経営

住民ニーズに的確に対応できる最適な組織・機構の編成を進めるとともに、職員研修や人事評価制度の適正な実施、積極的な人事交流などにより、職員の能力開発や資質向上を図ります。

総合計画・行政評価・予算編成の連動により、効率的な行政経営を進めるとともに、自主財源の確保を努め、財政の健全化と持続可能な自治体経営をめざします。







# 第2部

## 後期基本計画



第2部  
後期基本計画

第1編  
後期基本計画の概要



## 1 後期基本計画の目的

この計画は、基本構想で定めたまちづくりの目標“みんなで力をあわせる絆のまちづくり”を達成するために、必要な施策・事業を体系的に定めたもので、第五次総合計画の将来像である“誇りと愛着が持てる 絆を大切にすまち 養老”の実現に向けて、町政経営を計画的に進めていくためのものです。

## 2 後期基本計画の期間

この計画の期間は、平成28年度(2016年度)を初年度とし、平成32年度(2020年度)を目標年度とする5年間とします。

## 3 人口の見通し

第五次総合計画の策定当初に掲げた人口の将来見通しについては、平成32年度(2020年度)において32,000人を目標人口として設定しました。

しかし、未婚化・晩婚化に伴う出生数の減少や、就職や結婚などによる若い世代の町外流出が続いており、人口が減少しています。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年10月に策定した「養老町人口ビジョン」においては、長期的な人口の将来目標を、平成52年(2040年)において23,000人と設定しており、総合計画の目標年度である平成32年においては、約29,000人と現在よりも人口がさらに減少する想定をしています。

後期基本計画の期間においては、現状の人口をできるだけ維持するため、人口の自然減に対する取り組みや社会減に対する取り組みのほか、人口減少社会そのものに対する取り組みを進めていきます。

## 4 計画の体系

この計画は、重点プログラムおよび分野別計画で構成しています。

### (1)重点プログラム

前期基本計画(平成23～27年度)においては、施策分野を超えて連携・横断の体制を強めることで、まちづくりの取り組みを優先的かつ重点的に進めるため、「活力」と「魅力」、「地域力」の3つの力の強化を目指すものとし、その内容を“戦略プログラム”として掲げました。

後期基本計画においては、「活力」と「魅力」、「地域力」の3つの力の強化を図るという考え方を継承しながら、「養老改元1300年プロジェクト(新生養老まちづくり)の推進」と「地域自治町民会議の設立と協働の推進」の2つを新たに“重点プログラム”として掲げ、関連する施策の連携とその推進を図るものとして定めています。

### (2)分野別計画

分野別計画については、まちづくりの基礎をなす“人”、“基盤”、“暮らし”の分野での施策を着実に展開するとともに、各分野間の連携を強化する地域経営の推進体制を強めるという、前期基本計画の考え方を継承し、「第1章 輝く人のまち【人】」、「第2章 活力のあるまち【基盤】」、「第3章 安全・安心なまち【暮らし】」、「第4章 地域経営の推進」としています。

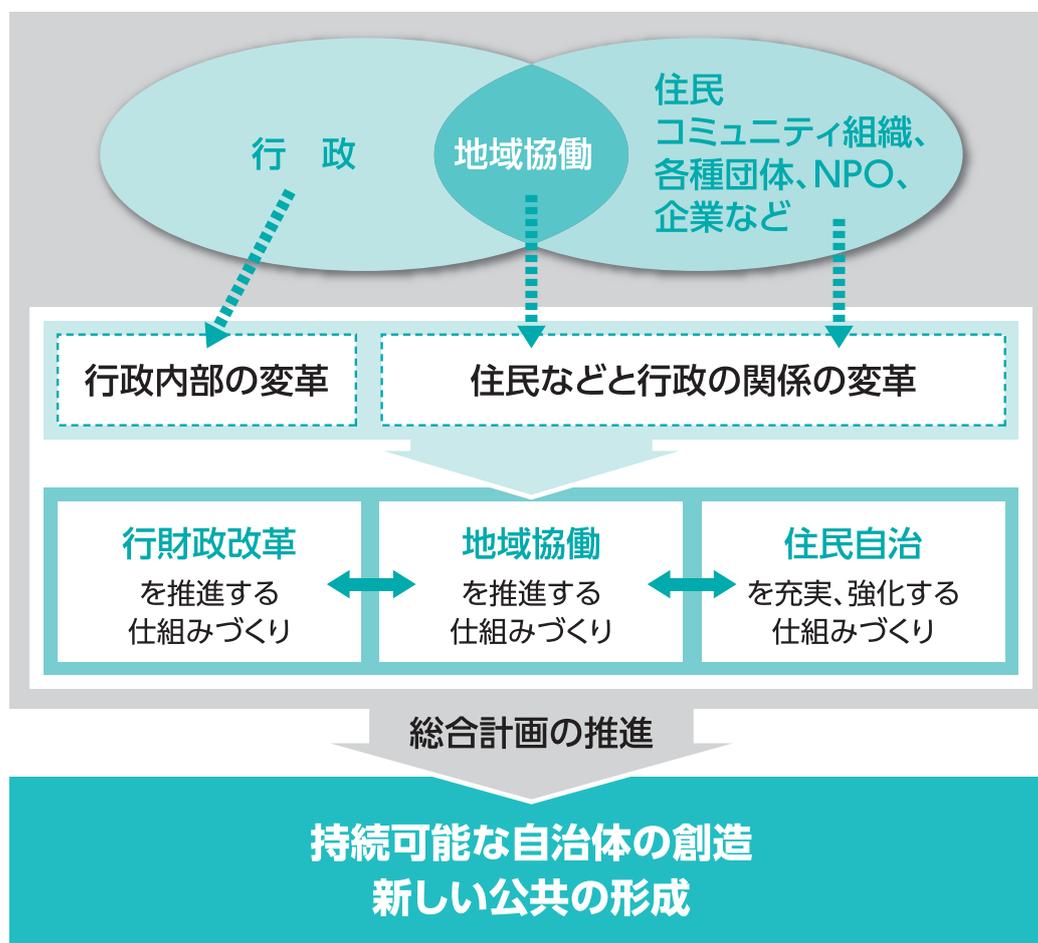
## 5 計画の推進力

### ～CHANGE(チェンジ) をキーワードにしたまちづくりの展開～

第五次総合計画においては、まちづくりを推進する力と総合的な地域力を高めていくためには、行政内部の変革とともに、住民などと行政の関係の変革が重要であり、第五次総合計画の推進、具体化・実践する力は、住民自治の充実および行財政改革や、地域協働を推進する仕組みづくりによって強化されるとし、その推進体制は、“[新しい公共の形成]と密接につながる”としています。

また、「新しい公共の形成」とは、公共的サービスは行政が担うべきものという従来の考え方から、地域において担い手となりうる多様な主体(住民、コミュニティ組織、各種団体、NPO、民間事業者や企業など)の参画を得て、行政と協働して公共的サービスを提供していく仕組みに変革していくこととしています。

#### 《行財政改革・地域協働・住民自治の推進の概念》



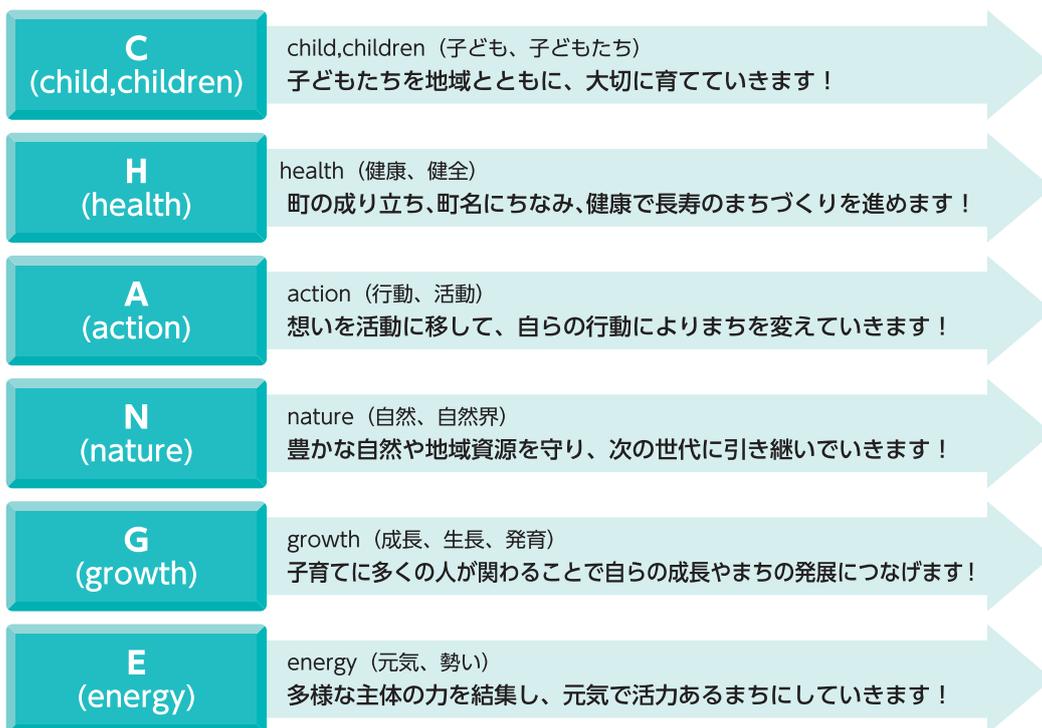
後期基本計画においても、この「新しい公共の形成」の考え方を継承し、行財政改革・地域協働・住民自治を推進する仕組みづくりを進めることにより、さらに総合計画の将来像の実現につなげていきたいと考えています。

# 後期基本計画の概要

「養老町人口ビジョン」とともに策定した、『絆を大切にすまち養老』創生総合戦略』（平成27～31年度）においても、この戦略を動かしていく原動力として、『地域協働の力』を総合戦略の推進力に位置づけています。

また、総合戦略においては、この『地域協働の力』を最大限に発揮し、より良いまちにしていくためには、住民一人ひとりが持つまちづくりに対する意識を変えていくことが必要であるとし、“変える、変わる、変化”の意味を持つ『**CHANGE(チェンジ)**』という言葉キーワードとして掲げています。

この後期基本計画においても、総合戦略と同様に、『**CHANGE(チェンジ)**』をキーワードとして掲げ、住民の合言葉としてまちづくりを推進していきます。



このキーワード『**CHANGE(チェンジ)**』には、今後、本町において最も優先して進めるべき事柄である、**C (child, children)** 子どもたちを地域とともに育てていくこと、**H (health)** 町の成り立ちや町名にちなんで、“健康”や“長寿”を意識したまちづくりを進めていくこと、**A (action)** 自らの行動により、まちを変えていくこと、**N (nature)** 自然に恵まれた素晴らしい環境をはじめ、豊富な地域資源を守り、次の世代に引き継いでいくこと、**G (growth)** 子育てに多くの人に関わることで、自らの成長やまちの発展につなげること、**E (energy)** 多様な主体がそれぞれの立場でまちづくりに関わるとともに、必要に応じて協働することにより活気あるまちにしていくなど、6つの想いが込められています。

第2部  
後期基本計画

第2編  
重点プログラム



## 1 養老改元1300年プロジェクト (新生養老まちづくり)の推進

本町には、「滝の水がお酒になった」という孝子(こうし)物語が今に語り継がれており、さらには、「西暦717年、時の帝・元正天皇がこの地へ行幸され、養老の美泉をご覧になった後、元号を『靈龜』から『養老』に改元されるとともに、老人に位を授け、孝子を表彰するなど、天皇の治世を天下に明示された」という、由緒ある史実が残っています。

このことから、平成25年3月に、「新生養老まちづくり構想」を策定し、養老改元1300年を迎える平成29年(2017年)を目標に、本町の貴重な歴史や地域資源を有効に活用した夢あるまちづくりを進めています。

この取り組みは、養老改元1300年という100年に1度しかないこの機会を好機として捉え、今を生きる町民が、本町の貴重な歴史や地域資源について再認識するとともに、これらを有効に活用して地域の活性化を図り、その意義を後世につなげていこうというビッグプロジェクトです。

昭和29年の町制施行以来、60年を超える年月にわたり積み上げてきた、「養老」をテーマにした様々なまちづくり事業とともに、養老の滝や養老公園をはじめとした本町の魅力をブラッシュアップするとともに、このプロジェクトの開催に合わせて整備が進められている東海環状自動車道などの波及効果を最大限に活用し、将来につながるまちづくりを住民、事業者、行政とが協働で進めていきます。

また、このプロジェクトの終了後においても、その効果が一過性のものに終わることがないように、自立性・継続性のあるまちづくりの礎となるよう取り組みます。

**テーマ**

元正天皇行幸と養老改元から1300年

時を超えて息づく  
親孝行と若返りのふるさと

養老町の特徴から4つのキーワードを設定し、本町だけが有する様々な魅力を、イベントを通して全国に発信し、健康に暮らせるまちとしての事業を展開します。

「滝の水がお酒になった」孝子伝説が伝わる **絆** のまち 養老  
元正天皇や聖武天皇も行幸された **歴史** のまち 養老  
養老改元の契機となった美泉に恵まれた **自然** 豊かなまち 養老  
1300年の昔から、心と体の **健康** を支えてきたまち 養老

**基本展開**

1年目である2015年に養老町の魅力を再認識できる機会を提供することで1300年祭の方針を広く周知します。2年目の2016年には、養老町の魅力を実際に体験できる機会を提供することで1300年祭事業を協働で一層に盛り上げていく町民や各種団体の祭り起こしを行います。2017年の本祭には、2年間の過程で得られた成果を集約し、町民や各種団体、事業者との協働による「養老改元1300年祭」を開催します。

2015 知ろう! 養老町の魅力を再発見  
2016 行こう! 養老町の魅力を体験  
2017 創ろう! 養老町の魅力を協力して発信

## 2 地域自治町民会議の設立と協働の推進

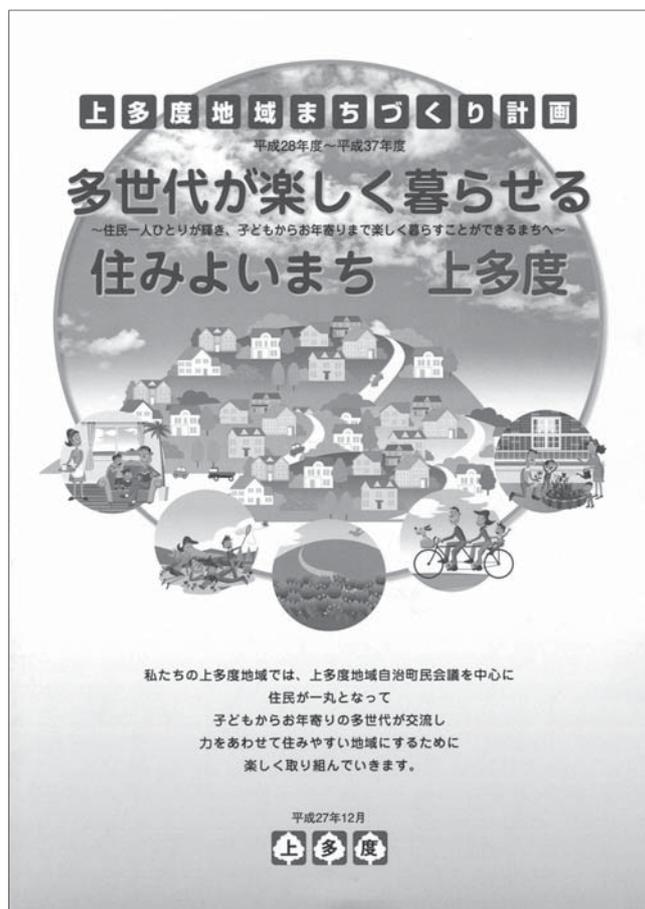
本町では協働のまちづくりを進めるため、「地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例」(平成26年3月19日制定)に基づいて、地域のことは地域で決められる新しい仕組み「地域自治町民会議」の設立を進めています。

地域自治町民会議(以下「自治町民会議」という。)とは、おおむね小学校区や旧町村の区域において、地域の住民や区、各種団体、事業所などの総意により設立され、その地域の特性を生かした地域まちづくり計画の策定や予算を協議し、自分たちの責任により地域づくりを進めるための基盤となるものです。

少子高齢化が進む中で、地域によってはコミュニティ組織の役員や各種団体の担い手が少なくなっており、将来にわたって、町民が安心して暮らし続けられる魅力ある地域を維持するためには、これまで以上に、町民と行政とが目標や課題を共有し、対等な関係で協力して取り組む「協働」という考え方や姿勢が重要であり、人口減少問題がさらに深刻化する前から取り組む必要があります。

平成27年4月には、町内初となる上多度地域自治町民会議が設立され、地域まちづくり計画の策定も行われました。

今後は、「協働の理念」の浸透を図るとともに、町内全域において自治町民会議が設立されるよう、各地域における主体的な取り組みを支援し、協働のまちづくりを進めていきます。





第2部  
後期基本計画

第3編  
分野別計画





第1章  
輝く人のまち  
【人】

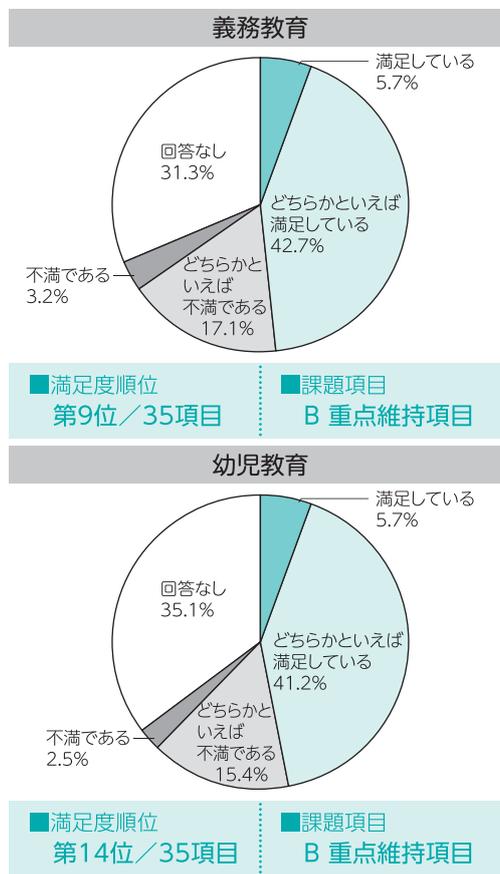


# 第1節 豊かな心を育むまちづくり

## 1 学校教育

### 現状と課題

- 幼稚園、小学校および中学校では、年度ごとに「教育指導の方針と重点」を策定し、それぞれの特色を生かしつつ、継続性を重視した明るく感動のある教育を推進しています。
- 幼稚園では、保育園や小・中学校との交流や、体験活動を通じた情操教育に力を入れています。
- 学校においては、各校が特色ある教育を展開するとともに、児童生徒の個性や能力に応じた教育を推進していく必要があります。
- 私立保育園の休園が続いており、安心して子どもを産み育てられる環境の確保について、子育て世代に強い懸念があることから、認定こども園への円滑な移行や保育園を含めた子育て環境の再整備が必要です。
- 少子化の進展やグローバル化に対応するため、学校の自主性の尊重や地域と連携する学校経営、ICT教育の推進、学力向上や外国語教育の充実が求められています。また、子どもの貧困対策についても取り組みが必要です。
- 家庭や地域の教育力を再生するために、コミュニティ・スクールの開設など地域に開かれた学校づくりを進めていますが、今後も家庭・地域・学校の連携強化が必要です。
- 学校施設の耐震化については、概ね整備が終わりましたが、老朽化による修繕や改修が必要な施設もあり、安全な教育環境の整備が課題になっています。



#### 【関連する個別計画】

- 新生養老まちづくり構想(平成25年3月) ..... 平成25～29年度
- 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月) ..... 平成27～31年度

### 施策の目指す姿

地域とともに特色ある教育の展開を図るとともに、グローバル化に対応できる子どもたちを育成するほか、安全で快適な教育環境のまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
義務教育施策に満足している人の割合	67.8%	48.4%	75.0%
保護者の学校評価における満足度 (*3学期に実施する保護者アンケート調査)	85.0%	87.0%	90.0%
校内LAN整備率(小中学校)	33.3%	44.4%	100.0%

## 基本施策の内容

### ① 教育行政の推進

教育の振興に関する基本的な方針となる「教育大綱」を策定し、教育行政の推進を図ります。

### ② 就学前教育の充実

地域住民の協力を得ながら、体験活動を充実し、就学前の情操教育の充実を図ります。

地域子育て支援センターについては、支援員の充実を図るとともに、センターを養北認定こども園（仮称）に併設し、子育て支援機能を強化します。

また、保育園や小学校との連携を強め、交流教育を推進するとともに、幼保一体化を進めるために幼稚園・保育園の認定こども園への移行を進めます。

### ③ 学校教育内容の充実

保育園から中学校までの発達の連続性を確保するため、保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の連携を強化します。

小学校の校内LAN整備などによるICT教育の推進、幼稚園へのALT派遣による外国語教育の強化を図るとともに、発達支援通級教室の運営を充実します。また、「ふるさと養老」テキストを活用したふるさと教育を行い、地域やまちに対する愛着や誇りの醸成につなげます。

学校給食は、自校給食を継続し、安心・安全な食の提供と食育を推進します。

また、児童生徒への相談とともに、保護者への教育相談を充実します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針3 親孝行の心を育むまちづくり

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 教育の充実（学校教育の充実）
- 若者・有能なモノづくり人材の確保・流出の防止

### ④ 教育環境の整備

学校施設の改修・修繕を計画的に推進し、安全で快適な教育環境を確保します。全小・中学校においてコミュニティ・スクールを導入するとともに、家庭教育を保護者とともに充実します。

また、子どもの貧困対策を学校、家庭、地域が一体となって進め、子どもたちの教育環境を整備します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 教育の充実（地域協働による教育の推進）

## 協働の取り組み

幼稚園（認定こども園を含む。）や小学校・中学校の運営に、地域や町民が関わり、地域みんなで子どもたちを育むまちづくりを進めていきましょう。

# 第1節 豊かな心を育むまちづくり

## 2 青少年育成

### 現状と課題

- 核家族化や少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、インターネットやスマートフォンの普及など、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、地域社会とのつながりや支え合う意識の希薄化、親子のコミュニケーション不足や青少年の道徳心の欠如が社会問題となっています。また、全国各地で青少年を巻き込んだ凶悪事件が数多く発生しており、子どもたちの安全確保が重要な課題になっています。
- 青少年育成は、学校やコミュニティ、養老学校警察連絡協議会、青少年問題協議会、「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議支部と地区公民館、PTA、子ども会育成協議会、少年団体連絡協議会などの組織との連携により事業に取り組んでいますが、各団体間の連絡調整や連携を強化する必要があります。  
特に、青少年育成の総合的な役割を担う「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議と、町民会議支部や地区公民館活動に加え、今後は地域自治町民会議との連携を図るなど、地域ぐるみの活動が必要です。
- 「家族の絆 愛の詩」や親孝行作文の募集などにより、「親孝行の心」の大切さを全国に発信しています。また、ボランティア活動など青少年の社会参加の促進や、地域資源を活かした体験学習などの充実に取り組んでいますが、世代間交流や青少年が主体的に活動できる機会の充実を図ることが必要です。

#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月).....平成25～29年度

### 施策の目指す姿

家庭・学校・地域など関係機関が相互に連携を図り、青少年を健やかに育むことができるまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
少年団体連絡協議会への協議会構成団体の参加率	72.7 %	86.6 %	90.0 %
再編を進めることによる会員数10人以下の単位子ども会の割合	23.1 %	20.6 %	15.0 %
「家族の絆 愛の詩」作品応募数	1,755 篇	2,600 篇	2,800 篇
親子学習への参加希望者数	76 人	50 人	70 人

## 基本施策の内容

### ① 育成体制の充実

地域ぐるみで青少年の健全育成を進めるため、養老学校警察連絡協議会、青少年問題協議会、少年団体連絡協議会の再編・充実を図るとともに、「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議やコミュニティ・スクールと連携し、青少年の育成体制を強化します。

また、子ども会については、少子化の現状を踏まえて、会員数や活動状況に応じ、単位子ども会の再編成を促進します。

子育てを地域で支える環境づくりを進めるため、子育てボランティアの養成やファミリー・サポート・センター事業の推進を図るとともに、コミュニティ活動と連携し、安全対策や声かけ運動を進めるなど、青少年の健全育成を充実します。

さらに、小・中学校や高校、関係機関と連携し、青少年問題の相談体制の充実を図ります。

### ② 育成活動の推進

「家族の絆 愛の詩」や親孝行作文の募集を進め、“お年寄りを敬う心”や“家族やふるさと”への意識の醸成を図るとともに、“親孝行の心”の大切さを全国に発信します。

青少年のボランティア活動などへの社会参加を促すほか、大垣養老高校の生徒と地域との相互交流を進めるなど、若者の主体的な活動を支援します。

また、子どもたちの自主企画・自主運営事業や、地域資源を活かした体験学習活動の充実を図ります。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針3 親孝行の心を育むまちづくり

## 協働の取り組み

地域みんなで、子どもたちへの声かけや見守りを行い、青少年の健全な育成を支えていきましょう。



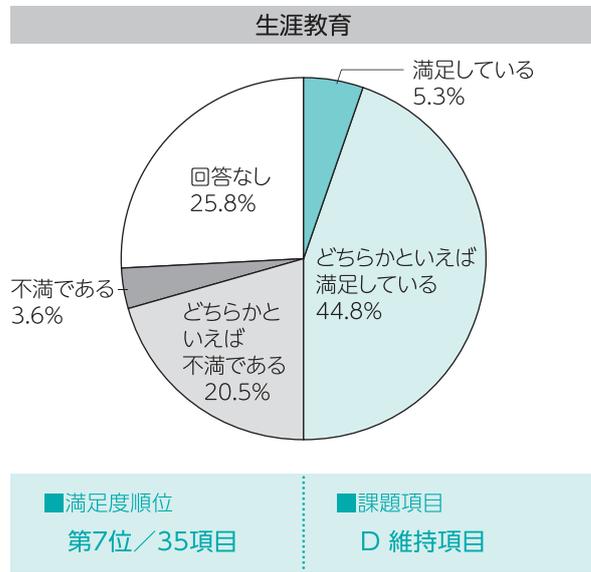
「家族の絆 愛の詩」発表会

# 第1節 豊かな心を育むまちづくり

## 3 生涯学習

### 現状と課題

- 「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議を組織し、町内各区には推進員を選出して、生涯学習の推進、青少年健全育成、町民憲章の推進、人権学習の推進、生涯スポーツ活動の推進のため、地域が主体となって活動を展開しています。今後の活動をさらに活性化するためには、指導者の確保や町民の積極的な参加が必要です。
- 町民会館・中央公民館、地区公民館を中心に、町民の自主的な学習活動や学習機会の提供を進めていますが、男女共同参画社会の推進や人権尊重、情報化・国際化など、今日的な課題に加えて、個人の学びを地域の課題解決やまちづくりにつなげるといった、学習機会の提供は十分ではありません。
- 町民会館、公民館などの施設は、計画的に修繕を進めるなど適正な維持管理を行ってきましたが、今後は施設の老朽化に伴う大規模改修が課題となります。また、施設利用や運営協力は町内在住・在勤者に限定していますが、施設の有効活用や運営の質を高めるためには、町外利用者の受け入れについて検討する必要があります。
- 生涯学習の内容は、ライフステージごとのニーズに対応した講座や研修会を実施し、さらに親子学習講座なども開催していますが、今後は町民ニーズに対応するために町民の自主的な活動の支援や、町外にも開かれた学習機会の提供が課題です。
- 生涯学習情報は、Facebook(フェイスブック)の活用も進めており、今後も多様な方法で町内外に情報発信する必要があります。



#### 【関連する個別計画】

- 新生養老まちづくり構想(平成25年3月) .....平成25～29年度
- 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月) .....平成27～31年度

### 施策の目指す姿

年齢や能力に関わらず、誰もが主体的に学び、その成果を地域活動やまちづくりに活かせるまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議推進大会の参加者数	303 人	300 人	400 人
公民館の利用延べ人数	51,259 人	54,836 人	60,000 人
まちづくり課題に関する公民館講座の参加者数	553 人	400 人	800 人

## 基本施策の内容

### ①生涯学習推進体制の充実

「生涯学習の方針と重点」をもとに、地域の課題やまちづくりに対応できる生涯学習を推進します。

「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議の活動の推進と、学習活動団体の育成と相互連携を図ります。

地域の課題解決やまちづくりの手法などについて学ぶ機会を充実するとともに、出前講座の利用促進や地域づくり型生涯学習を進めながら、生涯学習指導者を育成します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針3 親孝行の心を育むまちづくり

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 教育の充実(生涯学習の充実)

### ②学習活動施設の充実

中央公民館・町民会館、地区公民館など生涯学習施設の機能の充実を図るとともに、修繕や大規模改修など、計画的な維持管理と施設運営への町民の参画を図ります。

施設利用予約システムの導入をはじめ、町外在住者にも開かれた施設利用や講座などの運営のあり方について検討します。

### ③学習活動の支援

生涯学習案内情報誌、町広報紙やCATV、ICT活用の拡充、図書館でのサービスの充実などにより、生涯学習情報を提供します。

町民による自主企画講座など協働による生涯学習の機会を提供するとともに、地域課題やまちづくりに対応した学習活動を支援します。

また、町外在住者にも開かれた学習講座やセミナーを企画するなど、質の高い学習機会を提供します。

## 協働の取り組み

自らの学びや活動により得られた知識や経験を、地域の活動やまちづくりに活かしていきましょう。



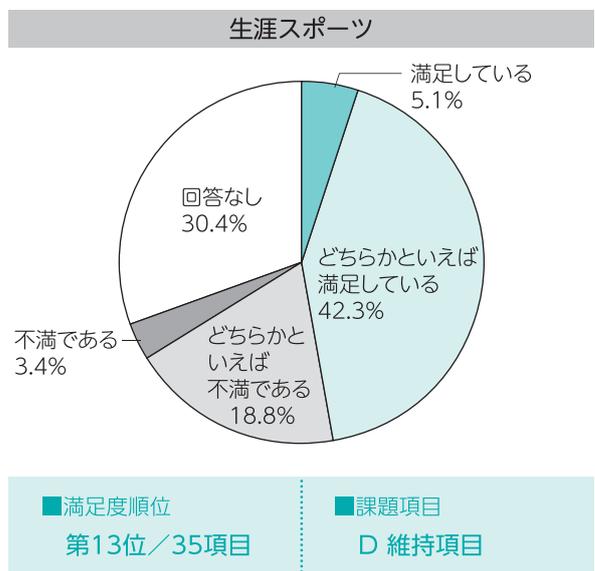
親子学習講座

# 第1節 豊かな心を育むまちづくり

## 4 生涯スポーツ

### 現状と課題

- 本町では、スポーツ推進委員会(スポーツ推進委員18人)を中心に軽スポーツなどを推進し、11地区の体育振興会(体育委員199人)は、地区公民館と連携しコミュニティスポーツを推進しています。また、競技スポーツの振興や普及を図ってきた(財)養老町体育連盟は、平成24年10月に公益財団法人へと移行し、組織体制の強化を行いました。スポーツ少年団は、22の単位団で216人の指導者が少年スポーツを振興しています。
- 競技スポーツの振興や地域におけるスポーツの普及が課題であるとともに、各団体間の連携の強化と指導者の育成も大きな課題となっています。
- スポーツ施設は、ぎふ清流国体(平成24年)の開催にあわせて、総合体育館、スマイルグラウンド、野球場などの再整備を行いました。また、平成25年度には、スポーツ施設予約システムを導入し、施設利用者の利便性の向上を図りました。今後は、施設の老朽化対策や指定管理者制度などにより、効率的な維持管理を進める必要があります。
- 健康づくりや地域の交流を進めるために、スポーツフェスティバルを開催するなど、誰もが楽しめる生涯スポーツ活動の普及をしています。ぎふ清流国体が開催され、町民のスポーツに対する意識が高まりましたが、競技スポーツの指導者の育成、町民の運動・スポーツの実施率の向上や子どもの体力強化が課題です。



#### 【関連する個別計画】

- 新生養老まちづくり構想(平成25年3月) .....平成25～29年度
- 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月) .....平成27～31年度
- 養老町スポーツ推進計画(平成26年3月) .....平成26～35年度

### 施策の目指す姿

“1町民1スポーツ”を合言葉に、誰もが自分に合ったスポーツに親しみ、心も身体も健康で健全に過ごすことができる生涯スポーツのまち・養老を目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
リーダーバンク登録指導者数	0人	0人	50人
ウォーキングコース設置数	0カ所	2カ所	7カ所
ハイキング、ウォーキング催事の開催回数	2回/年	2回/年	5回/年
地域スポーツクラブ数	0団体	0団体	3団体
バルシューレの指導者数	0人	0人	20人

## 基本施策の内容

### ① 推進体制の充実

スポーツ推進計画に基づく取り組みをスポーツ推進委員会、体育振興会、スポーツ連盟、養老スポーツクラブなどとともに推進します。

スポーツ連盟の運営強化とスポーツ団体の育成を推進し、競技団体・スポーツの充実を図ります。体育振興会とともに、地域に密着したスポーツの振興を進めます。

また、養老スポーツクラブの運営基盤の強化を支援し、総合型地域スポーツクラブの自主運営を促します。さらに、スポーツ団体と連携して、スポーツリーダーバンクの設置を進め、指導者の育成と確保を進めます。

### ② 活動施設の充実

東部町民体育館や中央公園をはじめとしたスポーツ施設の整備を進めるとともに、全町的な公共施設の有効利用を推進するために民間活力を導入した効率的な運営体制を検討します。

また、養老健康ツーリズムの展開を目指し、養老公園を周遊するウォーキングコースやサイクリングロードの整備を図ります。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり

### ③ 活動の促進

スポーツ推進委員会、体育振興会、スポーツ連盟、養老スポーツクラブや地域が連携し、ぎふ清流国体の成果を生かして、地域でできるスポーツ教室やサークルなど生涯スポーツを担う地域スポーツクラブの設立・普及を地域自治町民会議やコミュニティ組織などとともに促進します。

スポーツ連盟を中心として競技スポーツの活性化を図るとともに、スポーツリーダーバンクを活用したスポーツ振興、子どもたちの健全育成を目的としたバルシューレの普及、地域スポーツクラブの活動を支援し、運動・スポーツによる住民の交流を推進します。

また、障がい者向けのスポーツ教室を開催するとともに、障がい者がスポーツ活動に親しみやすい環境の整備を推進します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- スポーツの振興と交流の促進(スポーツによる地域振興、スポーツ交流の推進、障がい者スポーツの推進)

## 協働の取り組み

自らの健康の保持・増進のため、出来る範囲で運動に努めましょう。

地域スポーツクラブは、地域の関係団体と連携しながら、誰もがスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを進めていきましょう。

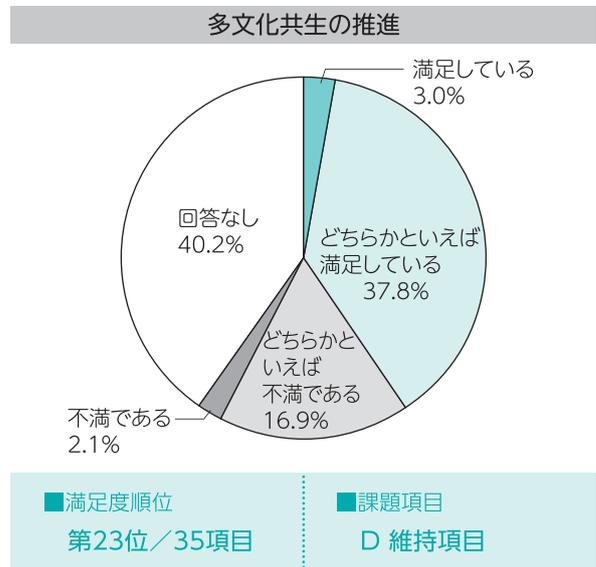
## 第2節 地域文化を育むまちづくり

### 1 地域間・国際交流

#### 現状と課題

##### (地域間交流)

- 江戸時代の薩摩藩による宝暦治水工事の顕彰のため、鹿児島県薩摩義士顕徳慰霊祭への参列や鹿児島市において中学生との交流を行っています。平成26年度には、町内において治水工事の着工から260年を経過したことを記念し、交流会を開催しましたが、こうした流れを継続していくことが課題です。
- 多様な交流の展開は、地域の活性化や定住の促進につながるため、さまざまな分野において交流を進める必要があります。ひょうたんの愛好家が集まる全日本愛瓢会への参加や農業体験を通じた地域間交流の動きが出てきましたが、芸術文化、田舎暮らしなどでの交流はそれほど活発化していません。また、こうした交流活動が、他の分野にまで広がっておらず、本町の強みを活かした交流の企画や情報発信を強化することが必要です。



##### (国際交流)

- 国際交流においては、養老国際交流協会が中心となり、多文化共生のための事業を推進しています。また、同協会との協働により、在住外国人を対象にボランティアによる日本語学習教室を開催しています。
- 友好都市提携(平成16年2月)を結んでいるドイツ・バートゾーデン市とは、文化・スポーツを通じた交流を続けていますが、さらに幅広い分野での交流を行うことが必要です。
- 町では、町民の国際交流活動を支援するための助成制度を設置していますが、利用が少ないのが現状です。
- 今後とも、学校教育や生涯学習の機会を通じて国際理解や外国語教育の充実を図るとともに、町民や企業が主体的に参加する国際交流や、外国人とともに地域で快適に暮らすことができる多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。

#### 【関連する個別計画】

「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)……………平成27～31年度

#### 施策の目指す姿

“養老”ならではの強みを活かした、地域間交流や国際交流活動を進め、国際化社会に対応したまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
外国語版ガイドブックなどの作成件数	1 件	0 件	3 件
国際学習会館外国語講座受講者数	128 人	110 人	142 人

## 基本施策の内容

### ① 地域間交流の推進

町ホームページ、Facebook（フェイスブック）、大垣地域ポータルサイト西美濃などを活用し情報発信の強化を進めます。また、養老の滝、親孝行の昔ばなし、養老改元など豊富な地域資源についての情報発信をはじめ、ひょうたんの愛好家が集まる全日本愛瓢会総会・展示会の開催など、養老ならではの交流事業を推進します。

歴史的にも関係の深い鹿児島との交流を継続するとともに、芸術文化・創作活動、田舎暮らし体験や遊休農地などを活用した農業体験、自然学習などによる新たな交流を促進します。

また、養老キャンプセンターは、学生のゼミやサークル活動、企業の研修機会による利用促進のための施設整備を行い、地域や異業種交流の推進を図ります。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 観光資源の活用（養老改元 1300 年プロジェクト事業の推進）

### ② 多文化共生の推進

町在住外国人の生活実態の把握を進めるとともに、窓口サービスの向上を図り、外国人が暮らしやすい環境の整備を進めます。

学校教育においては、国際理解を深めるための学習機会の充実を図るとともに、受講生のニーズに応じた外国語講座を開講します。

また、養老国際交流協会と協働し、多文化共生の推進と日本語指導ボランティアの育成を進めます。

### ③ 国際化の推進

小学校における英語教育の教科化に備えて、子どもたちが外国語に触れる機会をつくるとともに、外国語によるコミュニケーション能力を養い、グローバル化に対応できる人材の育成を進めます。

### ④ 国際交流の推進

養老国際交流協会の活動を支援するとともに、企業と連携した国際交流の充実や青少年スポーツ交流の推進、町民の海外派遣による研修や交流機会を充実します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- スポーツの振興と交流の促進（スポーツ交流の推進）

## 協働の取り組み

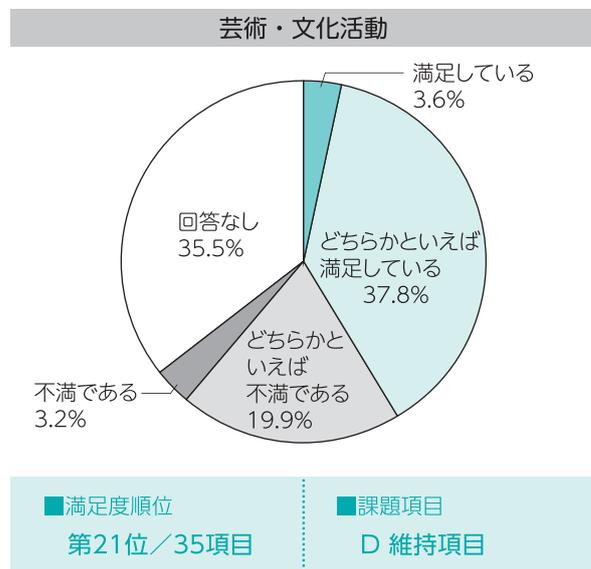
多文化共生への理解を深めるとともに、外国人や他地域との交流事業に参加しましょう。

## 第2節 地域文化を育むまちづくり

### 2 文化活動

#### 現状と課題

- 中央公民館・町民会館などを拠点に、芸術・文化の自主公演事業、文化団体・サークルの発表・展示会、研修会など町民の自主的な芸術文化活動が展開され、多くの町民に利用されています。また、地区公民館は、公民館まつりの開催など、地区における芸術文化活動の拠点施設になっています。しかし、施設の老朽化が進んでおり、計画的な対策が必要となっています。
- 地域文化の振興や文化関係団体の活動を支援していますが、地域人材の発掘や育成が進んでおらず、生涯学習指導者バンクの整備も遅れています。
- 子どもを対象にした茶道や華道教室の開催を支援するなど、幼児期から芸術・文化を体験する機会を充実してきました。
- 今後とも、多くの町民が芸術・文化にふれる機会や環境を充実し、町民の自主的な活動を促すことが必要です。また、町内外の芸術文化、創作活動グループとの交流や養老天命反転地など地域資源を活用した交流を展開するまでには至っていません。
- 図書館では、図書電算情報システムにより、インターネットでの図書検索や予約が可能であり、町外の図書館よりも図書を貸借しやすい環境が整っています。蔵書数については、すでに収納可能数が限界に達しており、定期的な図書の廃棄処理や開架方法の見直しが必要です。また、図書の貸出率が低いことから、利用者ニーズに対応した環境の整備やイベントの開催を企画するなど、図書館の魅力を充実することが課題です。



#### 施策の目指す姿

地域人材の発掘や活用を進め、町内外との芸術・文化交流が盛んとなるなど、町民が自主的に芸術文化活動で活躍するまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
芸術・文化活動に満足している人の割合	68.3 %	41.4 %	75.0 %
子どもたちの文化芸術体験企画の実施回数	0 回/年	11 回/年	12 回/年
図書館の年間個人貸出冊数	69,278 冊/年	61,762 冊/年	71,000 冊/年

## 基本施策の内容

### ① 地域文化振興体制の充実

中央公民館・町民会館、地区公民館など生涯学習の拠点施設としての機能の充実を図ります。  
また、生涯学習指導者バンクの整備と活用を進めるとともに、地域文化活動情報の発信力を強化します。

### ② 地域文化活動の支援

優れた芸術・文化にふれる機会の充実を図るとともに、住民参画を促進し、事業の実施を支えるサポーターの育成を進めます。

また、文化フェスティバルや公民館まつりなど、文化活動団体の発表機会の充実を図るとともに、子どもたちの文化芸術体験企画の充実や、町外のグループの参加も得ながら交流機会を充実します。

「家族の絆 愛の詩」募集事業や地域資源を活用した学習機会の提供、歴史文化資源を活用した観光コースづくりをはじめ、近隣市町との連携を強化し、町外からの誘客を図ります。

### ③ 図書館機能の充実

利用者のニーズを把握し、利用しやすい環境の整備を図るとともに、図書館施設やサービスのあり方について検討します。読書活動を通じた子育て支援をはじめ、本町に関連する資料の収集やワークショップをはじめとした各種イベントの開催など、幅広い町民から親しまれる地域の知の拠点施設としての図書館機能を充実します。

## 協働の取り組み

普段から芸術・文化に親しむとともに、文化フェスティバルや公民館まつりなど、地域の文化活動に参加しましょう。



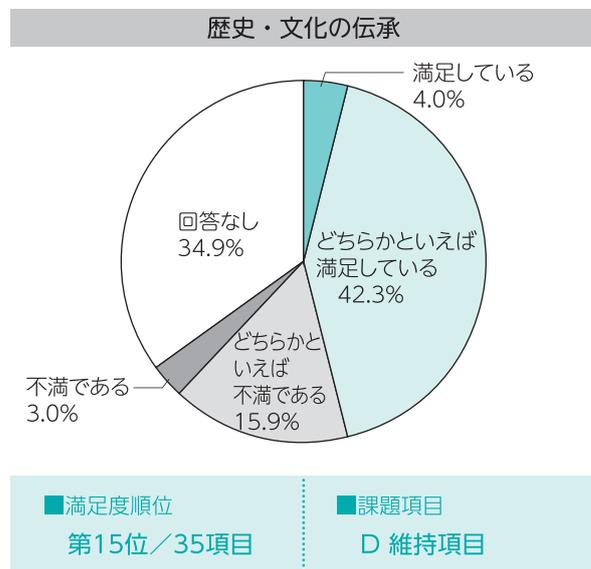
芸能大会

## 第2節 地域文化を育むまちづくり

### 3 歴史文化

#### 現状と課題

- 本町は、養老の滝、元号「養老」にまつわる歴史文化とともに、国指定重要文化財をはじめ指定文化財が豊富です。また、歴史的意義の高い象鼻山古墳群の発掘調査も行われており、多様な文化財に合わせた適正な保護と活用が期待されています。
- 県の重要文化財に指定されている曳軸が練り歩く高田祭りや室原祭り、さらには県の無形民俗文化財である栗笠の獅子舞など、多様な祭りと伝統芸能の保存会が組織され継承しています。また、薩摩義士や田中道磨翁など、郷土の偉人の慰霊祭や顕彰活動が行われています。
- 貴重な歴史文化資源を学ぶ機会や場所が限られているため、普段の暮らしの中で歴史文化にふれ、町民が自分たちの町を再認識する機会を提供することが必要です。また、歴史文化資源を郷土学習に活用するとともに、地域固有の資源を掘り起こして広く情報発信を行い、観光客の誘致などにつなげる取り組みが必要です。



#### 【関連する個別計画】

- 新生養老まちづくり構想(平成25年3月)……………平成25～29年度
- 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)……………平成27～31年度

#### 施策の目指す姿

町の誇りでもある地域の歴史文化資源の保存と継承を図り、その情報を有効に活用した歴史のまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
歴史・文化の伝承に満足している人の割合	<b>66.4 %</b>	<b>46.3 %</b>	<b>70.0 %</b>
デジタルアーカイブ化した文化財の件数	<b>1 件</b>	<b>2 件</b>	<b>3 件</b>

## 基本施策の内容

### ①文化財などの調査・保護

文化財保護のための総合的な計画を策定して、調査や保護・活用の方針を明らかにします。

また、保存会活動やコミュニティ活動などと連携して、地域固有の歴史文化資源の掘り起こしや指定文化財の保存と活用を推進します。

### ②文化遺産の継承

伝統行事や郷土芸能の継承を支援するとともに、歴史文化資料の情報収集と公開、これらのデジタルアーカイブ化や歴史講座などによる郷土学習の充実を進めます。

他市町村とも連携し、広域的な文化観光のコースづくりや、本町の歴史文化の情報発信と活用を図り、体験プログラムの作成やガイドの養成を行います。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針4 養老の魅力発信の強化

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 文化遺産の保護や伝統行事などの維持継承

## 協働の取り組み

地域の祭りや伝統芸能の行事に参加し、みんなで地域の伝統文化の保存や継承に努めていきましょう。



高田祭り



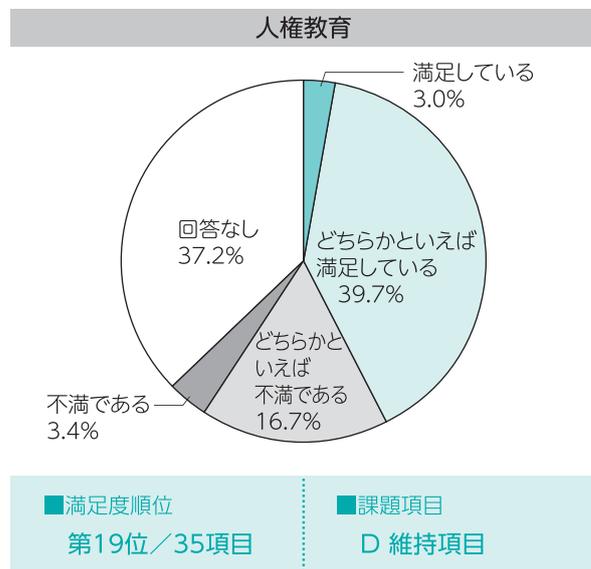
田中道磨翁慰霊法要

# 第3節 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり

## 1 人権

### 現状と課題

- 本町では、同和問題を人権問題における最優先課題とし、生活環境の改善や就労、教育などの生活支援を行うとともに、さまざまな分野、機会を捉えて人権啓発、人権教育に力を注いできました。
- 女性や子ども、高齢者、障がい者に対する人権問題や、インターネットによる人権侵害に対する町民の意識は依然として高く、ネットいじめをはじめ、ハラスメントなど新たな人権問題への対応が課題です。
- 本町では、すべての人権問題を解決し、すべての人が心豊かに安心して暮らせる町の実現をめざして、「人権擁護の町」の宣言(平成12年9月)を行い、人権擁護の取り組みを進めています。
- 今後も「養老町人権教育・啓発に関する基本計画(第2次改定)」(平成27年3月)に基づき、人権尊重のための取り組みを進める必要があります。



#### 【関連する個別計画】

養老町人権教育・啓発に関する基本計画(第2次改定)(平成27年3月)……………平成27～31年度

### 施策の目指す姿

町民の誰もが、相手を尊び、お互いに思いやり、差別のない明るく住みよいまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
人権・心配ごと相談件数	21 件/年	16 件/年	20 件/年
人権を侵害されたと感じたことがある人の割合 ※人権に関する町民意識調査(H26)	28.0 %	17.5 %	10.0 %
人権教育研修会において「ためになった」と回答した参加者の割合	95.3 %	94.5 %	96.0 %
町広報紙で人権啓発などを行った回数	9 回/年	6 回/年	9 回/年

## 基本施策の内容

### ①相談体制の強化

人権に関する相談体制を強化することにより、町民の人権上の悩みの解消を図るとともに、人権問題の把握や解決のために関係機関や団体などとのネットワークの充実・強化に努めます。

### ②人権啓発・教育の推進

広報紙に掲載している「シリーズ人権」の内容の充実や人権教育研修会、地域や学校におけるさまざまな活動や交流を通じて、子ども、女性、高齢者、障がいのある人、外国人などの人権尊重や新たな人権に関する問題の啓発、教育、学習活動を展開します。

## 協働の取り組み

人権擁護委員や企業、関係団体などとともに、人権意識の高揚に努め、差別のない明るく住みよいまちづくりを進めましょう。



人権擁護推進大会



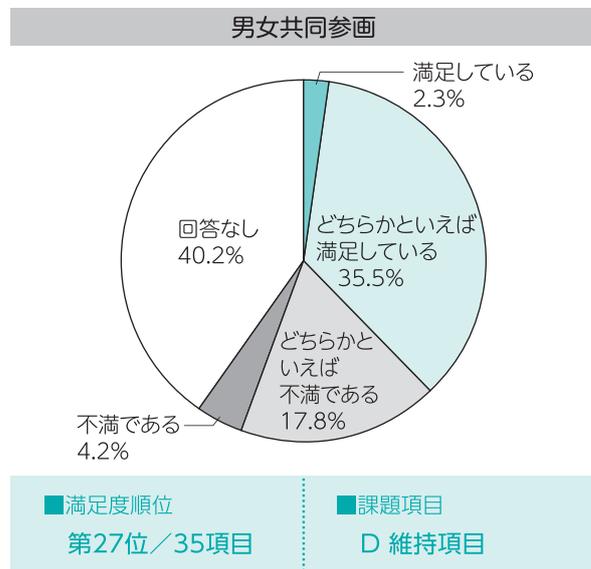
人権擁護委員の活動

## 第3節 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり

### 2 男女共同参画

#### 現状と課題

- 本町では、平成17年4月に「養老町男女共同参画のまちづくり条例」を施行するとともに、「第二次養老町男女共同参画プラン」(平成24年3月)を策定し、男女共同参画社会の取り組みを進めています。
- 男女共同参画プランの着実な推進を図るため、庁内各課員からなる男女共同参画社会推進委員会において、プランの進捗管理を行っています。
- 地域行事や公民館活動などにおいて、地域の女性団体や各地区の女性たちは重要な役割を担っていますが、各種審議会など重要な政策決定の場面では女性の登用率が低くなっており、改善が必要です。
- さまざまな分野において、依然として性別による役割分担意識や社会慣行は根強く残っており、活力ある企業経営や地域を目指すためには、女性の就業促進など社会参加を支える環境づくりが大きな課題です。



#### 【関連する個別計画】

- 「絆を大切にすまちなまち養老」創生総合戦略(平成27年10月) .....平成27～31年度
- 第二次養老町男女共同参画プラン(平成24年3月) .....平成24～33年度

#### 施策の目指す姿

性別に関係なく、人と人がともにささえあい、ともに担い、誰もが輝けるまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
男女共同参画施策に満足している人の割合	48.0 %	37.8 %	55.0 %
ジェンダーを認識している人の割合	31.0 % (平成20年度)	25.3 %	35.0 %
審議会などへの女性登用率	23.6 %	23.9 %	30.0 %
岐阜県子育て支援企業制度登録事業所数	—	10 社 (平成27年度)	20 社

## 基本施策の内容

### ①男女共同参画の体制強化

「養老町第二次男女共同参画プラン」の進行管理と評価を審議会や住民とともに進め、プランの中間見直しを進めます。

### ②男女共同参画の環境づくり

男女共同参画社会推進大会などのあり方を見直すとともに、情報提供などによる啓発や、各種審議会などへの女性登用率の向上を図り、あらゆる分野で男女が対等な立場で持てる能力を発揮できる社会環境の整備を進めます。また、女性団体連絡会議を充実して、関係者の情報共有を図ります。

企業に対し、岐阜県子育て支援企業制度への登録を促すほか、子育て支援や就労条件の改善に向けての働きかけを行い、地域経済の発展とワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 男女共同参画の推進
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 女性の活躍支援

## 協働の取り組み

企業や関係団体などとともに、男女共同参画社会に関する啓発を進め、それぞれの家庭や職場でワーク・ライフ・バランスの実現に努めましょう。



男女共同参画社会推進大会

《施策体系》

施策の柱	施策項目	基本施策	担当課	
1 豊かな心を育むまちづくり	(1) 学校教育	①教育行政の推進	教育総務課	
		②就学前教育の充実	子ども課 教育総務課	
		③学校教育内容の充実	子ども課 教育総務課	
		④教育環境の整備	教育総務課	
	(2) 青少年育成	①育成体制の充実	子ども課 生涯学習課	
		②育成活動の推進	生涯学習課	
	(3) 生涯学習	①生涯学習推進体制の充実	生涯学習課	
		②学習活動施設の充実	生涯学習課	
		③学習活動の支援	生涯学習課	
	(4) 生涯スポーツ	①推進体制の充実	スポーツ振興課	
		②活動施設の充実	スポーツ振興課	
		③活動の促進	スポーツ振興課	
2 地域文化を育むまちづくり	(1) 地域間・国際交流	①地域間交流の推進	企画政策課 企業誘致・商工観光課 生涯学習課	
		②多文化共生の推進	企画政策課 住民人権課 教育総務課 生涯学習課	
		③国際化の推進	教育総務課 生涯学習課	
		④国際交流の推進	生涯学習課 スポーツ振興課	
	(2) 文化活動	①地域文化振興体制の充実	生涯学習課 中央公民館	
		②地域文化活動の支援	生涯学習課 中央公民館	
		③図書館機能の充実	生涯学習課 図書館	
	(3) 歴史文化	①文化財などの調査・保護	生涯学習課	
		②文化遺産の継承	企業誘致・商工観光課 生涯学習課	
	3 人権の尊重と 男女共同参画の まちづくり	(1) 人権	①相談体制の強化	住民人権課
			②人権啓発・教育の推進	住民人権課 生涯学習課
		(2) 男女共同参画	①男女共同参画の体制強化	住民人権課
②男女共同参画の環境づくり			住民人権課 企業誘致・商工観光課	

第2章  
活力のあるまち  
【基盤】



# 第1節 便利な交通網、情報基盤づくり

## 1 公共交通

### 現状と課題

#### (鉄道)

- 養老鉄道は、通勤・通学など日常的な公共交通手段として利用されていますが、モータリゼーションの進展や沿線地域の人口減少に伴う利用者が減少する厳しい状況です。
- 地域の公共交通としての輸送機能を維持できるよう、沿線市町で構成する養老鉄道活性化協議会などにおいて、鉄道の存続に向け協議を重ねてきた結果、近鉄および養老鉄道とともに、新たな事業形態に変更し存続させることで合意しました。
- 町民の生活を支える重要な交通手段であることに加え、地域活性化や広域観光の推進のために不可欠な交通機関であることから、更なる利用促進を図り、企業や町民など民間と行政が一体となって支える必要があります。

#### (バスなど)

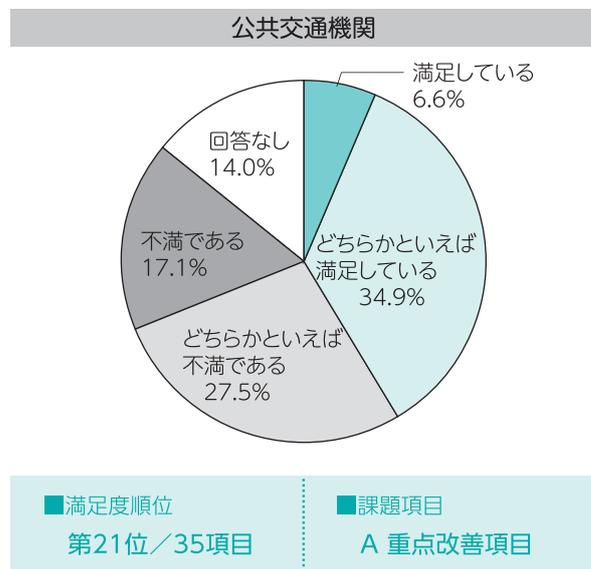
- 町内には公的な補助による自主運行バスを含め2路線が運行されていますが、路線の存続については、利用状況を見守りながら大垣市など関係市町と検討しています。
- 公共施設巡回バス(げんちゃん号)は、平成24年11月にオンデマンド方式へ転換しました。今後は、運行コストと利便性のバランスを保ちながら、サービスの向上と利用促進を図ることが課題です。

#### (総合交通計画)

- 東海環状自動車道養老IC(仮称)をはじめ、周辺の道路整備が進むなど、地域に適した公共交通網の形成はまちづくりの重要な課題であることから、本町の長期的な交通施策の方針を定めるため、総合交通計画の策定が必要です。

#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月).....平成25～29年度  
 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月).....平成27～31年度



### 施策の目指す姿

養老鉄道や自主運行バスに加えて、オンデマンドバスの利用促進を進め、総合的な交通体系の確立を目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
公共交通機関に満足している人の割合	42.7 %	41.5 %	60.0 %
養老鉄道乗降客数	2,592 人 (平成22年11月)	2,354 人	3,000 人
オンデマンドバスの利用者数	34,771 人/年 (※公共施設巡回バス利用者数)	31,356 人/年	36,500 人/年

## 基本施策の内容

### ① 総合交通体系の確立

高齢化の進行や地域活性化に対応した町の総合的な交通体系の確立を目指して、法定地域公共交通協議会を設置し、道路網や公共交通のあり方などの指針となる総合交通計画を策定します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 交通ネットワークの維持・充実(地域公共交通網の形成)

### ② 公共交通機関などの維持

養老鉄道を守る会への町民の参加を促し、利用促進の取り組みを強化するとともに、パーク&ライドが円滑にできるよう、駅周辺の駐車場整備を検討します。

また、オンデマンドバスのサービスの向上と利用促進を図るとともに、近隣市町や交通事業者などと連携し、広域における交通体系の充実を図ります。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 交通ネットワークの維持・充実(養老鉄道の維持・利用促進、オンデマンドバスの利用促進)

## 協働の取り組み

養老鉄道や路線バス、オンデマンドバスなどの公共交通の利便性を高めながら、地域みんなで、公共交通を積極的に利用しましょう。



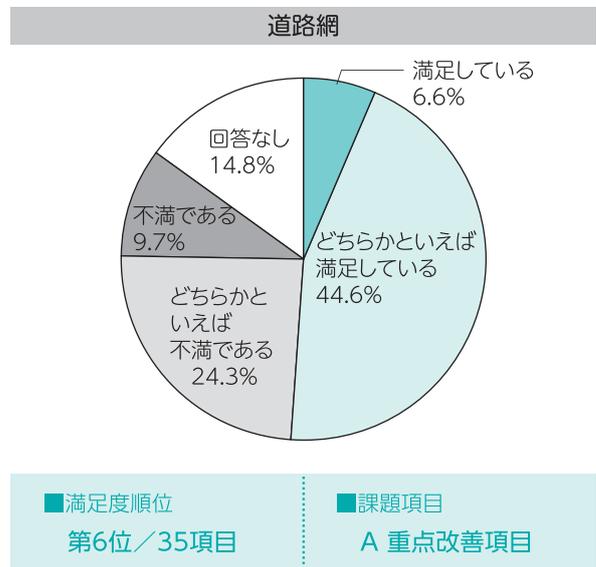
養老鉄道

# 第1節 便利な交通網、情報基盤づくり

## 2 道路網

### 現状と課題

- 広域的な交通環境が大きく変化することが見込まれる、東海環状自動車道養老IC(仮称)の完成や名神高速道路養老SAスマートICの設置に向けて整備が進められています。
- 今後は、これらの早期整備を関係機関に働きかけるとともに、その波及効果を町の発展につなげるため、アクセス道路の整備のほか、企業誘致や観光誘客、産業の振興などの施策を連動して進めていく必要があります。
- 国、県ともに財政事情が厳しくなっていますが、高速道路の整備に伴う地域への好影響を町内全域に広げるためには、国道258号をはじめ、主要地方道南濃関ヶ原線、大垣養老公園線、羽島養老線、さらに一般県道、幹線町道の整備を進めることも必要です。
- 町道については、未舗装道路も多いため、地区からの要望も踏まえ、緊急性・優先度を考慮しながら、未舗装道路の解消や現道路の維持管理の充実が必要です。
- 町道の草刈りなどの維持管理は地元の人々により行われてきましたが、高齢化が進み継続が困難になっている地区も見られることから、今後は協働による維持管理のあり方を検討していくことが課題です。



#### 【関連する個別計画】

- 新生養老まちづくり構想(平成25年3月).....平成25～29年度
- 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月).....平成27～31年度

### 施策の目指す姿

広域幹線道路網の整備促進や、地域の実情に応じた道路交通環境の整備を進めるとともに、住民との協働により道路の維持管理ができるまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
町道(1～2級)改良率	71.5%	72.8%	90.0%
町道(その他路線)舗装率	53.7%	56.7%	80.0%
道路網の整備に満足している人の割合	50.1%	51.2%	70.0%
協力ボランティア団体数	7団体	7団体	20団体

## 基本施策の内容

### ① 広域幹線道路の整備促進

東海環状自動車道養老IC(仮称)とのアクセス道路の整備や、名神高速道路養老SAスマートICの早期整備に取り組みます。また、これらの整備効果を最大限に活かすため、国道258号をはじめ、主要地方道南濃関ヶ原線、県道養老平田線などの整備を促進します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 企業立地の支援

### ② 町道など整備の推進

広域幹線道路とのアクセスを向上させ、町域の道路体系を強化するため、一般県道や幹線町道の重点的な整備を促進するとともに、町民に身近な生活道路を計画的に整備します。

### ③ 道路環境の整備

交通安全施設や歩道の整備、自転車通行路の確保、歩道のバリアフリー化などにより道路の安心・安全環境の整備を進めます。

橋梁の長寿命化計画に基づき、橋梁の計画的な点検・整備を行い、道路や橋梁などインフラの老朽化対策を進めます。

また、道路の簡易な維持管理や沿線の美化活動を町民との協働により進めます。

## 協働の取り組み

地域自治町民会議やコミュニティ組織などにおいて、積極的に地域の美化・清掃活動を進め、みんなで美しい道路環境を維持しましょう。



整備が進む東海環状自動車道養老IC(仮称)周辺

## 第1節 便利な交通網、情報基盤づくり

## 3 情報基盤

## 現状と課題

- CATV事業者の誘致により、地上デジタル放送への移行に対応したほか、町内全域においてブロードバンド環境が整備されています。また、NTT光回線の整備も概ね進んできています。
- 行政サービスにおいては、国の政策と連動して各種行政業務情報システムの整備を推進するとともに、行政情報システムの定期的な更新により、システムのクラウド化やセキュリティの強化を進めています。また、スポーツ施設予約システムや電子入札を導入し、行政手続きの簡素化や利便性の向上を図るとともに、業務の効率化や経費節減を進め、電子自治体の構築を推進しています。
- 今後は、社会保障・税番号制度の本格的な運用が始まることから、マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化や住民サービスの利便性の向上を図ることが必要です。
- 防災行政無線は、非常時の情報・通信手段として運用しており、難聴世帯対策のため防災ラジオを販売していますが、設備の老朽化が進んでいることから、適正な維持管理と計画的な機器の更新を進めることが課題です。

## 施策の目指す姿

情報通信基盤の有効活用により、行政手続きの簡素化や利便性の向上を図り、住民が便利で快適なまちであることを実感できるまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
CATVの加入世帯率	<b>52.3 %</b>	<b>56.9 %</b>	<b>60.0 %</b>
電子申請・届出可能業務件数	<b>3 件</b>	<b>5 件</b>	<b>6 件</b>



ケーブルテレビ（撮影風景）

## 基本施策の内容

### ① 地域情報化基盤の整備

町民の生活や産業活動の利便性を高めるために、町内全域における光回線の整備促進を要請していきます。社会保障・税番号制度の運用開始に伴い、セキュリティ対策を強化するとともに、各種行政情報システムの更新にあたってはクラウド化を進めます。

また、行政手続きや各種届出などのサービスについて電子化の拡大を検討し、電子自治体の構築を推進します。

### ② 防災無線の老朽化対応

防災行政無線の老朽化対策を進めるとともに、将来的なデジタル化に向けて整備計画の策定を検討します。

## 協働の取り組み

各種行政手続きのオンライン化や利便性の向上を図り、新たな行政サービスを積極的に利用しましょう。



防災ラジオ



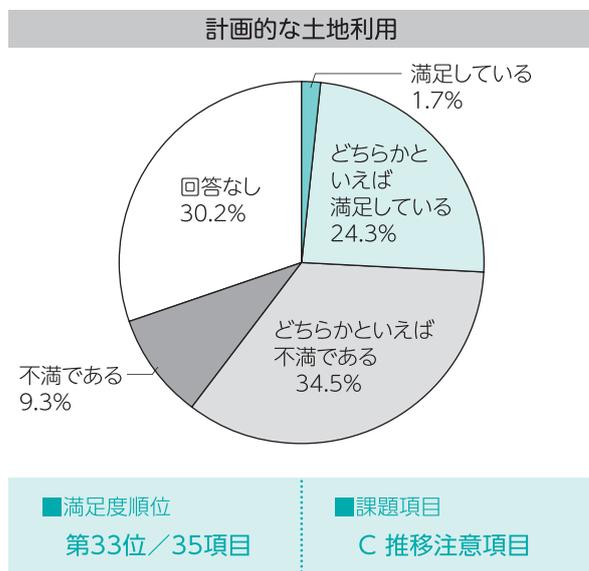
パソコン教室

## 第2節 快適な市街地、集落環境づくり

### 1 市街地、集落環境

#### 現状と課題

- 本町は、高田地区を中心に市街地が形成されており、田園地帯には集落が形成されています。また、本町は優良な農業地帯が広がり、市街地や森林以外のほぼ全域が農業振興地域であり、非線引きの都市計画区域となっています。
- 高田地区の市街地は、役場、福祉施設、医療機関をはじめ、学校や郵便局などの公共公益施設に加え、商業施設や事務所が立地しており、本町において最も都市機能が集積した地域として発展してきました。  
近年は、個人商店の後継者問題とも複雑に絡んで店舗の空洞化が進んでおり、中心市街地の活力が低下してきていることから、人口減少社会を見据え、既存の都市機能の維持を前提に、コンパクトな市街地を形成していくことが必要です。
- 東海環状自動車道養老IC(仮称)などの整備に伴い、町外からのアクセスが向上することから、この効果を町内全域に取り込むための都市機能の整備を計画的に進める必要があることのほか、新たな土地需要への対応が急務となっています。
- 集落部では優良農地の保全との調整を図りながら、市街地への道路整備や公共交通施策とも連携し、良好な居住環境を維持するため生活基盤の整備を進めるほか、人口を維持するために住宅の供給が必要です。  
空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されており、地域とともに空き家対策を進めることや、水害をはじめとした防災対策を強化することが課題です。



#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月).....平成25～29年度  
 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月).....平成27～31年度  
 養老町都市計画マスタープラン(平成17年3月).....将来フレーム設定平成35年  
 養老町景観形成基本計画(平成6年10月)

#### 施策の目指す姿

計画的な土地利用を基本に、活力があり、コンパクトで便利な市街地を形成しつつ、良好な居住環境が維持できるまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
計画的な土地利用に満足している人の割合	48.6 %	26.0 %	70.0 %

## 基本施策の内容

### ①市街地環境の整備

養老町都市計画マスタープランを見直し、秩序があり、かつ、活力のあるまちづくりのために、用途地域の指定と線引きを進める方向を目指します。

既存市街地の特性を活かして、歩いて最低限の生活を充足できる商店街機能の維持や、コンパクトな市街地の形成を目指し、未利用地や空き店舗の有効活用を検討します。

また、美濃高田駅東や主要地方道南濃関ヶ原線などにおける新たな市街地整備を進めます。

### ②養老IC(仮称)の波及効果を活かす機能整備

東海環状自動車道養老IC(仮称)の整備に伴う波及効果を活かす機能整備を推進するため、住宅や産業用地などの新たな需要に対応する土地利用を図ります。

また、養老IC(仮称)周辺道路との一体的な整備を進め、養老公園方面へのアクセスを向上させるとともに、道の駅の整備などと合わせて新たな人の流れをつくります。

さらに、良好な幹線道路網の沿道開発を誘導するため、地区計画などの規制・誘導策の導入を検討します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 企業立地の支援

### ③集落環境の整備

集落における上下水道、生活道路などの基盤整備を推進し、良好な居住環境の維持を図るとともに、田園環境を活かして農業に親しむ人の居住を誘導するなど、農業と調和する宅地開発を促します。

また、養老改元1300年祭の開催に向けて、町内の道路交通環境が大きく変化することから、安全で快適な居住環境と交通の利便性とのバランスに配慮した集落環境の整備を進めます。

空き家の適正な管理や廃棄などを促すために、地域とともに実態把握を行うほか、有効活用に向けた仕組みづくりを進めるとともに、移住定住施策とも連携し新たな定住者の確保を図ります。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり

### ④地域拠点施設の充実

地区施設の適正な維持管理を進めるとともに、地域での施設の管理運営を促し、地域拠点施設や防災拠点施設として充実を図ります。

## 協働の取り組み

地域自治町民会議やコミュニティ組織などにおいて、暮らしやすい集落環境の維持や空き家対策などの地域づくりを行うとともに、地域・企業・行政が一体となって、転入者や移住者の受け入れを進めましょう。

## 第2節 快適な市街地、集落環境づくり

### 2 住環境

#### 現状と課題

##### (公営住宅)

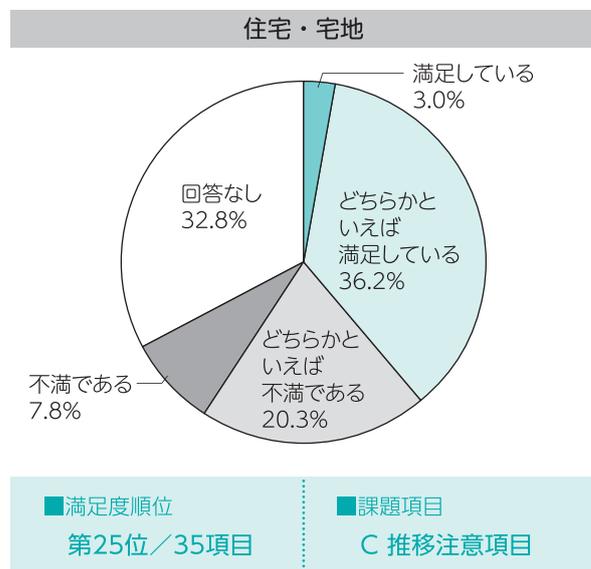
- 町営住宅は老朽化が進んでおり、大規模な修繕が必要になっています。今後は、長寿命化計画を策定するなど、長期的な視野に立った維持管理が必要であり、修繕を行う場合には高齢者や障がい者が暮らしやすい住宅とすることが必要です。
- 長期間、空き家となった特定公共賃貸住宅については、入居を促進するための対策が課題です。
- 改良住宅は、払い下げによる持ち家化に向けた検討を引き続き行うとともに、高額滞納者に対し法的措置を講じるなど、住宅の適正な管理を進める必要があります。

##### (住宅環境の整備)

- 本町は水害のみならず、東海地震、東南海・南海地震による被害も予測されており、木造住宅の無料耐震診断や耐震補強工事費の補助制度を活用し、住宅の耐震化を進める必要があります。

##### (宅地開発)

- 魅力ある住宅供給を進めるためには、多様な暮らし方に対応する住宅や、若年層や子育て世代が暮らしたい住宅づくりを誘導する必要があります。
- 宅地・住宅開発は、民間による小規模開発が目立っており、今後とも開発を適切に規制・誘導することが課題です。



#### 【関連する個別計画】

「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)……………平成27～31年度

#### 施策の目指す姿

公営住宅の長寿命化や適正な管理を進めるとともに、宅地・住宅開発の誘導や安心・安全な住宅の普及を促進し、誰もが住みやすいまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
特定公共賃貸住宅の入居率	65.0 %	80.4 %	85.0 %
住宅の耐震化率	59.0 %	62.3 %	90.0 %

## 基本施策の内容

### ① 公的住宅の改善、整備

公共施設等総合管理計画に基づき、町営住宅の長寿命化計画を策定するとともに、特定公共賃貸住宅の入居促進を図ります。

また、改良住宅の適正な管理を進めるとともに、今後の改良住宅のあり方について方向性を明らかにします。

### ② 安心・安全な住宅の普及

木造住宅の無料耐震診断や耐震補強工事費補助制度の活用により、住宅の耐震化を進めるとともに、介護保険などを活用した住宅のバリアフリー化を促します。

また、省エネ・エコ型住宅の普及については、省エネ住宅ポイント制度など国の施策を周知しながら、住宅の新築やリフォーム時において設備の普及を図るとともに、地域優良賃貸住宅整備事業制度などの活用により子育て世帯などの定住を促進します。

### ③ 都市基盤整備と連携した宅地供給の誘導

既存市街地の隣接部や集落隣接地域、幹線道路の沿線地域などにおいて、宅地開発の適正な規制・誘導を図るとともに、民間による戸建て住宅の供給を促進します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 子育て世帯・多子世帯等に対する支援（子育て世代に対する住宅確保の支援）
- 移住・定住の促進
- 生涯活躍のまち・養老の推進
- 空家等対策の推進

## 協働の取り組み

地域みんなで良好な居住環境を保つとともに、住宅の購入や建て替えの機会などにおいては、防災面や高齢化に配慮した住宅の普及に努めましょう。



町営住宅（下高田住宅）

## 第2節 快適な市街地、集落環境づくり

### 3 上下水道

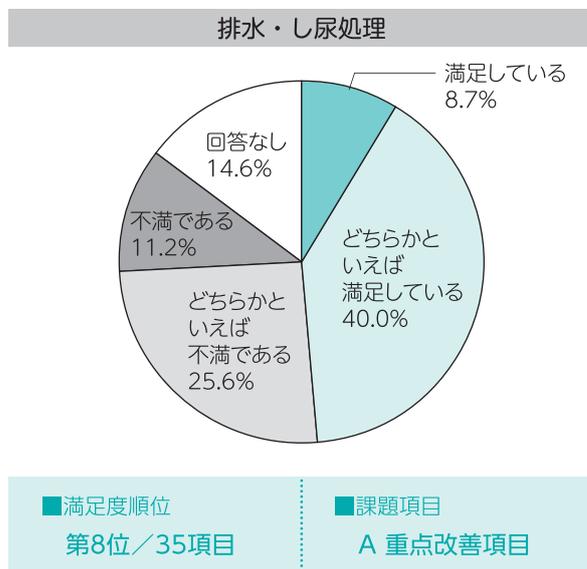
#### 現状と課題

##### (水道施設)

- 上水道は、安全な水を安定的に供給する必要があることから、平成24年度より第1配水区域低区において、基幹管路の耐震化を進めています。
- 簡易水道の地域など水道未普及地域への拡張を進めており、西小倉簡易水道組合の上水道への統合に向けた事業を進めています。

##### (下水道施設)

- 平成26年度に下水道基本構想の見直しに着手しており、整備区域の変更などについて住民の理解を得る必要があります。
- 公共下水道、農業集落排水、地域下水道施設(コミュニティプラント)については適正な維持管理を行っていますが、電気・機械設備などの老朽化対策が必要です。
- 生活排水処理では、高度処理型合併処理浄化槽の普及を進めており、下水道整備との調整を図りながら、設置促進のための補助を継続する必要があります。回収したし尿、浄化槽汚泥の処理は、津江市と共同の南濃衛生センターで行っています。



#### 【関連する個別計画】

養老町水道ビジョン(平成25年3月)	平成25～34年度
養老町下水道基本構想(平成14年3月)	平成14～32年度
養老町生活排水処理基本計画(平成17年3月)	平成16～30年度

#### 施策の目指す姿

良質な水を安定的に供給するとともに、生活排水の適正な処理のため、下水道施設への早期接続や高度処理型合併処理浄化槽の普及を進め、安心・安全な美しいまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
水道管の耐震化率	2.4%	8.9%	15.0%
高度処理型合併処理浄化槽による水洗化率(浄化槽人口普及率)	20.4%	24.2%	34.7%
公共下水道による水洗化率	61.8%	72.1%	85.0%

## 基本施策の内容

### ①水道供給施設の整備

安全な水を安定的に供給するために、水道施設の耐震化を進めるとともに、簡易水道の上水道への統合を進めます。

### ②生活排水処理施設の整備、普及

下水道基本構想の見直しに基づき、下水道事業の円滑な推進を図ります。また、公共下水道、農業集落排水、地域下水道施設の適正な維持管理を図るとともに、高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。

### ③事業運営の健全化

下水道接続を促進するために、戸別訪問などの啓発活動を行います。また、健全な水道・下水道事業の運営を行うため、事業経営の合理化とコスト縮減を進めます。

## 協働の取り組み

水を大切に使うことを心がけるとともに、生活排水をきちんと処理して、美しいまち（水環境）の保全に努めましょう。



第4ポンプ場



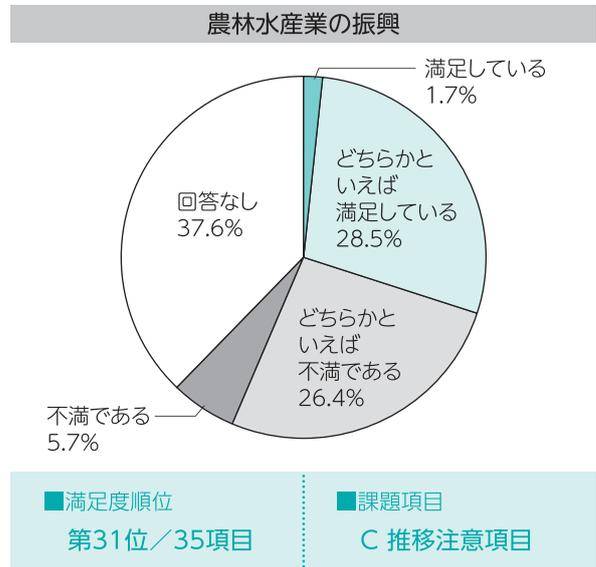
中部浄化センター

# 第3節 活気ある産業づくり

## 1 農業と林業・水産業

### 現状と課題

- 稲作を中心とした本町の農業は、従事者の高齢化が進み、後継者の不足や耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えています。今後は、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への参加により、農業分野においても高い国際競争力が求められ、自由貿易化が進む中で農業振興や農地の維持は大きな課題です。
- 伊勢湾台風直後に整備が進められたほ場割は小さく、用排水路の老朽化が進み、農作物生産の効率化に支障をきたしており、再整備が進まない状況にあることのほか、土地改良区の合理化に向けた取り組みが今後の課題です。
- 認定農業者、集落営農組織、農事組合法人が営農の中核を担っており、集落営農組織の法人化など経営の強化を支援し、効率的な生産組織の育成、農用地の利用集積や農作業の受委託の促進など、効率的な生産体制を整備していくことが必要です。
- 担い手の高齢化などに伴う遊休農地の増加が懸念され、認定農業者や新規就農者などを支援することや、優良農地の保全を図ることが課題です。
- 安心・安全な食を求める消費が今後も盛んになることが予想され、安心・安全な農産物の生産や地産地消、食育との連携、観光などと連携した農業を展開していく必要があります。
- 林業や内水面漁業は、地産地消や環境保全、水源かん養など公益的な機能も重視して、今後も振興を図ることが課題です。



#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月)	平成25～29年度
「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)	平成27～31年度
養老町農業振興地域整備計画(平成22年9月)	おおむね5年
養老町水田農業ビジョン(平成16年4月、平成21年度変更)	平成21～30年度
人・農地プラン(平成27年10月)	おおむね1年
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成26年9月)	平成26～30年度
養老町森林整備計画(平成27年3月)	平成26～35年度

### 施策の目指す姿

優良な農地を保全するため、農業生産基盤の整備や担い手を確保するとともに、6次産業化や農業体験などの取り組みを進め、活気ある農業のまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
遊休農地面積	64 ha	63 ha	60 ha
認定農業者数	37 人	64 人	70 人
間伐事業面積	7 ha	9 ha	10 ha
学校給食の地産地消重量	47 t/年	55 t/年	50 t/年

## 基本施策の内容

### ①生産基盤の整備と農地などの保全

土地改良区などと連携し、ほ場や用排水施設などの施設整備や維持管理を進めます。

また、農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保を進めるとともに、各活動組織が多面的機能支払交付金を活用し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図ります。

さらに、遊休農地の状況調査を実施して、農地としての再生や遊休農地の発生を抑制するとともに、健康づくりや観光を兼ねたクラインガルテン(滞在型市民農園)や体験農園などの整備を検討します。

畜産環境の整備については、中央家畜衛生所と連携して、畜産ふん尿の適正処理や防疫体制を強化します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 農業生産基盤の強化

### ②農業経営の育成

農業の担い手として認定農業者や新規就農者の確保を図るとともに、遊休農地や耕作放棄地を利用した体験農園・貸農園の整備を検討します。また、「人・農地プラン」に基づき、農地の集積を進めます。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 農業の担い手の確保・育成

### ③環境保全の推進

耕種農家と畜産農家の連携による、堆肥利用や減農薬・有機栽培など環境保全型農業を進め、安心・安全な農産物の生産・販売を振興します。

また、森林整備計画に基づき、間伐など森林の保全管理のための指導や、豊かな自然環境の維持および災害に強い森林環境を整備します。漁業組合による稚魚の放流を支援するなど内水面漁業を振興します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 森林資源の有効活用

### ④流通・販売の工夫

学校給食などを通じて地産地消の取り組みを進めるとともに、道の駅の整備など産直販売の体制の強化を図るほか、ポータルサイトなどを活用した特産品のPRや販売促進を図ります。

また、地域資源や地元で生産された農畜産物を活かした加工品の開発をはじめ、新たな産業につながる6次産業化の取り組みを支援します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 農業の6次産業化の推進

### ⑤観光交流などとの連携

農業体験などの事業組織づくりを支援するとともに、農作業や田舎暮らし体験などを通じた交流やグリーン・ツーリズムの展開を図ります。

また、養老改元1300年祭の開催に合わせて、NPOや民間事業者などと連携し、ひょうたんや地元産の農畜産物を使った体験プログラムの開発に向けた取り組みを促進します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり
- 方針2 養老改元1300年祭に向けた取り組みの展開

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 農業の6次産業化の推進(再掲)

## 協働の取り組み

農地の保全活動や都市住民との交流活動に参加しましょう。また、農業者や企業、行政が連携して、特産品の開発や販売促進を図りましょう。

# 第3節 活気ある産業づくり

## 2 商工業

### 現状と課題

**(商業)**

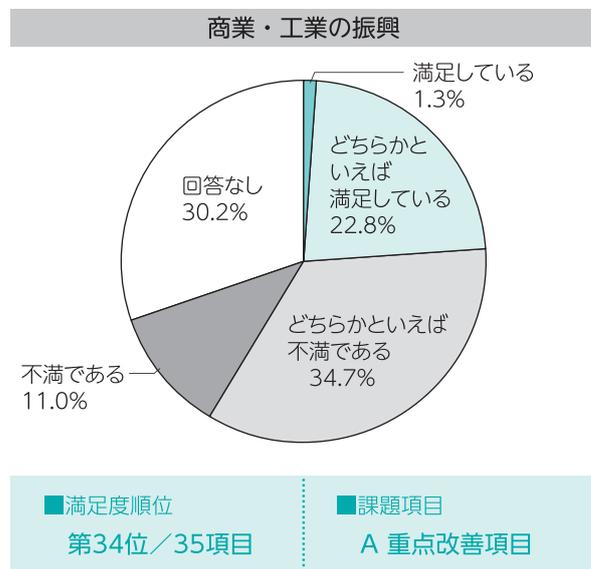
- 郊外型大型商業施設の出店など、商業を取り巻く環境が変化中、高田地区を中心とする既存商店街においては空き店舗が増えています。商工会登録店による「養老町孝子協同宅配事業組合」の設立を支援し、高齢社会を見据えて、高齢者や買い物弱者にも優しいまちづくりを進めています。
- 商工会との連携を強化することにより、商業経営の支援を実施したことのほか、国の交付金を活用した地域商品券発行事業などにより町内の消費喚起を行いました。この効果を一過性のものに終わらせることがないよう次の施策を講じていく必要があります。

**(工業)**

- 企業の活力を高めるために、工場会活動との連携や商工会事業の支援などを通じて、企業の経営改善、設備投資、製品開発などを促進し、企業の安定経営に関し総合的な支援を行ってきました。
- 住宅リフォーム促進事業補助金制度の実施や異業種交流会の開催により、新規事業への支援や地域企業の育成、経済対策を行ってきましたが、今後は地元金融機関との連携を強め、新規創業や事業化などの取り組みを進める必要があります。

**(企業などの誘致)**

- 本町では、工場等設置奨励金制度、雇用促進奨励金制度、企業立地のための土地登録制度などにより、立地の要望に対応しています。東海環状自動車道養老IC(仮称)の供用開始を控え、企業誘致を積極的に行うことが必要です。



**【関連する個別計画】**

「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)……………平成27～31年度

### 施策の目指す姿

商工会や地元金融機関など関係機関との連携を強め、町内企業の育成や創業支援を行うとともに、東海環状自動車道などの波及効果を活かして企業誘致を進め、活気ある産業のまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
創業支援の相談件数	—	—	<b>5件</b>
企業立地奨励制度の活用件数	<b>1回/年</b>	<b>4回/年</b>	<b>5回/年</b>
企業立地用地登録件数	<b>1件</b>	<b>5件</b>	<b>10件</b>

## 基本施策の内容

### ① 地域商業の育成

コンパクトな市街地形成と連携し、中心市街地の環境整備を進め、商業の振興を図るとともに、空き店舗対策、観光関連事業などの起業を支援します。

また、商工会や地元金融機関との連携を強め、商品開発の支援や経営相談、後継者育成など商工業経営の安定化を図ります。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 中心市街地の活性化

### ② 地域企業の育成

商工会や地元金融機関など関係団体・機関との連携により、企業の安定経営を総合的に支援します。また、創業支援策を強化するとともに、異業種交流などにより新規事業への展開を支援するほか、工場会活動などと連携して企業誘致や操業環境と就労環境の改善を促します。

さらに、伝統的な産業としての蓄積や焼肉の町の知名度を活かし、食肉関連産業の振興を図ります。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 地元企業の育成支援（町内事業所の経営基盤強化の支援、新規創業・新事業展開の支援、食肉関連産業の振興、地元金融機関との関係強化）
- 養老ブランド戦略の推進（地場産品・産業のPR）
- 産業振興と雇用促進（創業支援事業）

### ③ 企業・事業所などの立地促進

工業振興計画を策定して、企業誘致や新規事業の展開の促進など、総合的な工業振興を進めます。農業振興地域整備計画による優良農地との調整を図りながら、東海環状自動車道養老IC（仮称）と県道、主要地方道の早期整備を関係機関に要請するとともに、有利な道路条件を活かして企業誘致を図ります。

また、工場等設置奨励金制度や雇用促進奨励金制度などの優遇策の拡充を行い、新たな企業の進出を促します。さらに、養老の町名の由来にちなみ、健康や長寿、予防医療など新たな産業（ヘルスケア産業など）の育成や関連企業の誘致に取り組みます。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 企業立地の支援

### ④ 産業間連携、起業など事業興しの支援

異業種交流の拡大を進めるとともに、県内の大学や大垣養老高校との連携を強化し、6次産業化や養老ブランドの開発などに向けた取り組みを支援します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 養老ブランド戦略の推進（養老の特産品開発・販売の振興）
- 農業の6次産業化の推進

## 協働の取り組み

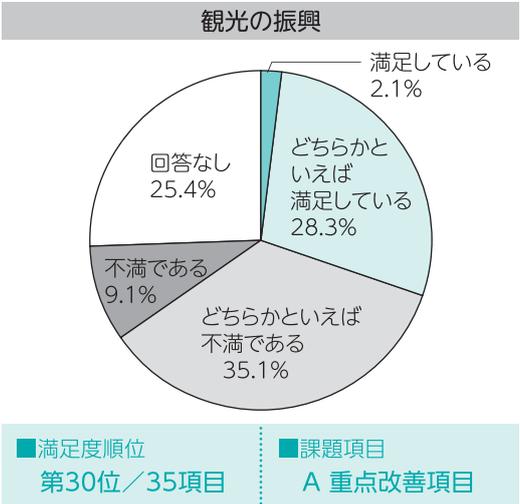
できるだけ町内の店舗で買い物をしたり、町内企業・事業者が生産・製造する商品を購入するよう心がけましょう。また、商工会や地元金融機関は連携して、企業の安定経営のための支援を行い、企業は町民の雇用拡大や労働環境の向上に努めましょう。

# 第3節 活気ある産業づくり

## 3 観光

### 現状と課題

- 養老の滝や養老公園、春・夏・秋のイベントを目的に本町を訪れる観光客数は、年々減少傾向にあります。近年では外国人観光客が数多く見受けられるようになってきました。このため、養老改元1300年プロジェクトを契機として、国内外からの観光客の誘致、地域産業と連携した観光の振興が必要です。
- 養老公園は本町の貴重な観光資源であり、県と連携しながら再整備を進めていますが、観光客が何度も訪れたいような魅力づくりが課題です。また、観光コースづくりやプログラムとして、養老公園における花の植栽、農業体験、史跡の紹介などを充実してきましたが、観光客数の大幅な改善には至っておらず、民間事業者や関係機関との協働による抜本的な取り組みが必要です。
- 地域産業と連携した観光の取り組みでは、食肉や養老の名水などの特産品の販売に加えて、特産品の認定制度の仕組みづくりを進めています。
- 今後は、養老公園一帯の機能整備とともに、保有する自然や歴史文化資源の掘り起こしと多様な活用、農業などとの連携を進め、観光機能の再整備や誘客・滞留企画の強化を図っていくことが課題です。
- 観光振興のためには、広域的な自治体間の連携や養老鉄道の活用を図るとともに、観光協会や平成27年5月に民間企業との共同出資により設立された「養老の郷づくり株式会社」と連携するなど、官民一体となった取り組みが必要です。



#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月) .....平成25～29年度  
 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月) .....平成27～31年度

### 施策の目指す姿

養老の滝、養老公園など豊かな自然や美しい景観の保全に加えて、地域資源を活かした新たな養老の魅力づくりを進め、何度でも訪れたい観光のまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
養老キャンプセンターの利用者数	1,084 人/年	707 人/年	1,200 人/年
観光入込客数	1,107 千人/年	922 千人/年	1,300 千人/年
観光ガイド数	0 人	3 人	5 人

### 基本施策の内容

#### ① 資源・基盤の整備

養老改元1300年祭に向けて、養老公園全体の魅力の創出や回遊性の向上を図るため、元正天皇の行幸跡地や養老三滝(養老の滝・直江の滝・秣の滝)の整備をはじめ、滝谷沿い店舗の修景事業、園路整備などを県と連携して進めます。また、養老公園と田園エリアを結ぶ健康ツーリズムの展開、沿道や遊休農地を活用した花の観光づくりや農業体験プログラムなどグリーン・ツーリズムの推進、地元で採れた新鮮な農畜産物など養老の魅力が集約された道の駅の整備を進めるとともに、養老鉄道サイクルトレインとも連携し、レンタサイクルの配備計画を検討します。

さらに、名水百選(養老の滝・菊水泉の水)としても名高い養老の水のブランド化をはじめ、豊かな地域資源を活かした観光の目玉づくりを推進するなど、養老改元1300年祭の開催後も本町への来訪者が多く訪れるようハード・ソフト両面において観光資源の整備に取り組みます。

【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり
- 方針2 養老改元1300年祭に向けた取り組みの展開

【総合戦略における具体的な施策】

- 地元企業の育成支援(新規創業・新事業展開の支援)
- 観光資源の活用(養老の郷づくりの推進)
- 養老ブランド戦略の推進(養老の特産品の開発・販売の振興)

## ② 誘客・滞留企画の強化

健康づくりゾーンと連携した健康プログラムの開発、農業体験や田舎暮らし体験を組み合わせたグリーン・ツーリズム、自然体験を行うエコツーリズムなどを進めて、養老改元1300年プロジェクトを推進し、観光誘客を図ります。

また、海外からの観光客に対応するため、外国語表記やWi-Fi環境を整備し、外国人観光客の拡大を図るとともに、養老鉄道と連携した東海自然歩道や古道巡りなど広域的な取り組みによる観光客の誘致を強化します。

テレビ・ラジオなどの各種のマスメディアや、発信力のある有名ブロガーなどを活用し、養老の魅力を発信するとともに、民間事業者や関係機関との連携により、新たな滞在型プログラムの開発に取り組みます。

【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり
- 方針2 養老改元1300年祭に向けた取り組みの展開
- 方針4 養老の魅力発信の強化

【総合戦略における具体的な施策】

- 観光資源の活用(養老改元1300年プロジェクト事業の推進、観光プロモーションの推進)
- 広域観光の推進(国内・海外プロモーション事業、ツール・ド・西美濃事業)

## ③ 関連産業の振興

道の駅の整備とともに、地場産品の販売促進、「スマイルげんちゃん」を活用したキャラクターグッズの製作のほか、県内の大学や大垣養老高校と連携し、新たな商品開発を支援します。

また、焼肉の町としての知名度を活かし、食肉関連産業と連携した観光振興や、特産品ブランド認証制度の浸透により地場産品の販路拡大を促進するなど、食文化と観光の連携を図ります。

【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり
- 方針2 養老改元1300年祭に向けた取り組みの展開
- 方針4 養老の魅力発信の強化

【総合戦略における具体的な施策】

- 地元企業の育成支援(新規創業・新事業展開の支援、食肉関連産業の振興)
- 養老ブランド戦略の推進(地場産品・産業のPR)
- 大学等高等教育機関との連携(高等学校との連携)

## ④ 推進体制の強化

観光協会の機能を強化するとともに、西美濃共和国など観光の広域的な推進組織と連携し、本町への誘客を図ります。

また、養老町文化財アーカイブ事業などと連携して、地域資源の情報発信を強化するとともに、地域住民や町民の中から観光ガイドや体験学習などのインストラクターを育成し、町を挙げたおもてなしにより、養老改元1300年祭の成功につなげます。

養老改元1300年祭の開催後も、町内のにぎわいが維持されるよう、民間事業者やNPOなどの自主的な活動を支援します。

【総合戦略における具体的な施策】

- 広域観光の推進(国内・海外プロモーション事業、ツール・ド・西美濃事業)(再掲)

## 協働の取り組み

町民、各種団体、商工会、町内企業・事業者、NPOなどと、町とが一体となって、みんなで養老改元1300年プロジェクト(養老改元1300年祭)の取り組みを推進し、本町の魅力を、それぞれの立場で発信していきましょう。

# 第3節 活気ある産業づくり

## 4 雇用・就労

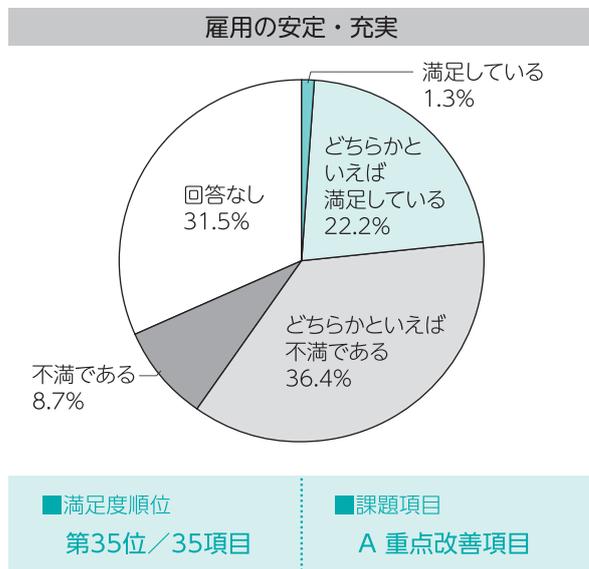
### 現状と課題

**(仕事興し)**

- 非正規雇用の増加などの雇用問題、女性の就業ニーズや退職後の就労ニーズが高まっていることなどから、多様な就業の場をつくることは大きな課題です。
- 本町は、大垣市など町外への就労者も多いため、養老を生活の本拠とした通勤手段の確保や住宅環境の改善が必要ですが、地域経済の活性化を図るためには、身近な就労の場づくりが必要です。そのためには、町内企業それぞれが魅力ある就業先となることや企業誘致を進めることだけでなく、町民が身近なニーズに対応したビジネスを興すことができる環境の整備や、本町の環境で仕事ができる人材や事業所を誘致することが必要です。

**(雇用・就労の安定)**

- 就労環境の改善のため、町内勤労者の福利厚生の実施の支援や、ハローワークと連携した雇用情報の提供や就労のための相談を行っています。
- 今後も、地域産業の総合的な振興対策を進めるとともに、関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者の福利厚生の実施、若者や子育て世代が働きやすい職場環境の改善、技能習得の場の充実を促進するなど、一億総活躍社会の実現の礎となる雇用・就労環境の充実を図ることが課題です。



**【関連する個別計画】**

「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月).....平成27～31年度

### 施策の目指す姿

若者、女性、高齢者など、あらゆる世代や立場の異なる人たちがその持てる能力や経験を活かすことができる生涯活躍のまち・養老を目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
勤労者生活資金融資制度による貸付件数	4件/年	0件/年	2件/年
事業所エリアガイドブックへの掲載企業数	47社	55社	70社

## 基本施策の内容

### ① コミュニティビジネス興しの支援

町内の資源を有効に活用するとともに、高齢者、主婦、退職者などが自分の能力を生かして収入を得ることができるようコミュニティビジネスの事業興しを支援し、町外からの起業家やスモールビジネスの誘致を図ります。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 女性の活躍支援

### ② 雇用・就労環境の充実

勤労者の福利厚生向上や働きやすい職場づくりについて、商工会や関連団体とともに事業者働きかけます。

また、若者や子育て世代が働きたくなるような会社の魅力づくりを促すとともに、企業誘致の推進や、本町出身者に対する雇用情報の提供を強化します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 若者・有能なものづくり人材の確保・流出防止
- 障がい者の一般就労拡大
- 就労希望者と企業とのマッチング促進
- 産業振興と雇用促進(Uターン・Iターン支援事業、首都圏・関西圏大学内企業展への参加支援)

### ③ 新たな雇用・就労機会の創出

東海環状自動車道養老IC(仮称)や周辺環境の整備効果を活かした企業誘致の推進により、町内における新たな雇用や就労機会の創出を図ります。

また、都市部に在住し、地方への移住意向のある健康でアクティブな中高年や、高い能力やスキルを持ちながら結婚や出産を機に退職した女性の活用などの雇用・就労機会の創出に取り組み、生涯活躍のまちづくりを進めます。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 生涯活躍のまち・養老の推進(日本版CCRCの取り組み)

## 協働の取り組み

町内企業や事業者とともに、町民の雇用拡大や労働環境の向上に努めるとともに、高齢者や女性など、誰もが持てる能力や経験を活かして活躍できるまちづくりを進めていきましょう。

《施策体系》

施策の柱	施策項目	基本施策	担当課	
1 づくり 情報基盤 便利な交通網、	(1) 公共交通	①総合交通体系の確立	建設課	
		②公共交通機関などの維持	建設課	
	(2) 道路網	①広域幹線道路の整備促進	建設課	
		②町道など整備の推進	建設課	
		③道路環境の整備	建設課	
	(3) 情報基盤	①地域情報化基盤の整備	企画政策課	
②防災無線の老朽化対応		総務課		
2 快適な市街地、 集落環境づくり	(1) 市街地、集落環境	①市街地環境の整備	建設課	
		②養老ＩＣ(仮称)の波及効果を活かす機能整備	企業誘致・商工観光課 建設課	
		③集落環境の整備	総務課 企画政策課 農林振興課 企業誘致・商工観光課 建設課 水道課	
		④地域拠点施設の充実	総務課 生涯学習課	
	(2) 住環境	①公的住宅の改善、整備	建設課	
		②安心・安全な住宅の普及	健康福祉課 建設課 企業誘致・商工観光課	
		③都市基盤整備と連携した宅地供給の誘導	建設課	
	(3) 上下水道	①水道供給施設の整備	水道課	
		②生活排水処理施設の整備、普及	生活環境課 水道課	
		③事業運営の健全化	水道課	
	3 活気ある産業づくり	(1) 農業と林業・水産業	①生産基盤の整備と農地などの保全	農林振興課
			②農業経営の育成	農林振興課
③環境保全の推進			農林振興課	
④流通・販売の工夫			農林振興課 企業誘致・商工観光課	
⑤観光交流などとの連携			農林振興課 企業誘致・商工観光課	
(2) 商工業		①地域商業の育成	企業誘致・商工観光課	
		②地域企業の育成	企業誘致・商工観光課	
		③企業・事業所などの立地促進	農林振興課 企業誘致・商工観光課 建設課	
		④産業間連携、起業など事業興しの支援	農林振興課 企業誘致・商工観光課	
(3) 観光		①資源・基盤の整備	健康福祉課 保健センター 農林振興課 企業誘致・商工観光課 スポーツ振興課	
		②誘客・滞留企画の強化	農林振興課 企業誘致・商工観光課	
		③関連産業の振興	企業誘致・商工観光課	
		④推進体制の強化	企業誘致・商工観光課	
		(4) 雇用・就労	①コミュニティビジネス興しの支援	企画政策課 企業誘致・商工観光課
②雇用・就労環境の充実			企業誘致・商工観光課	
③新たな雇用・就労機会の創出			企画政策課 健康福祉課 企業誘致・商工観光課	

**第3章**  
**安心・安全なまち**  
**【暮らし】**



# 第1節 支え合うまちづくり

## 1 子育て支援

### 現状と課題

#### (子育て環境の変化)

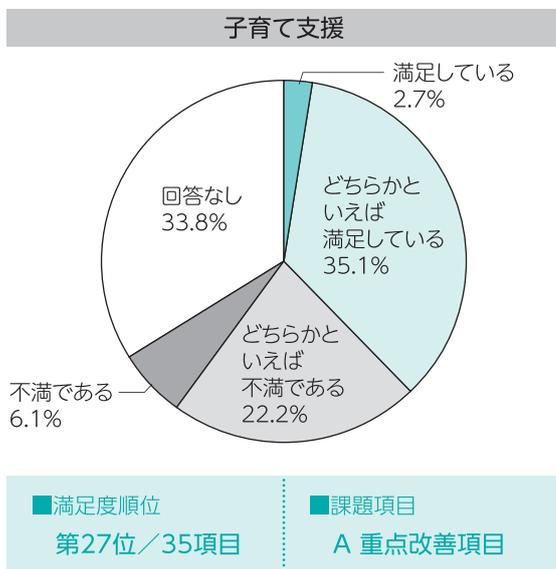
- 平成26年に実施したアンケート調査によると、就学前児童および小学生の子どもを持つ母親のうち、「就労していない」人の割合が低下していることに加え、現在就労していない母親の就労意向についても、過去の調査結果に比べると高まっており、子育てに対する意識の変化が見られます。
- 今後も、子ども・子育て会議の意見を聞き、「養老町子ども・子育て支援事業計画」(平成27年3月)を推進し、総合的な子育て支援や環境整備を進める必要があります。

#### (保育園)

- 保育園においては、保護者のニーズに対応するため、延長保育、一時保育、乳児保育、障がい児保育、病児・病後児保育などの充実を進めています。これらの保育サービスの提供を継続しつつ、保育園・幼稚園の認定こども園化や私立保育園を含めた統廃合を進めることが課題です。
- 地域子育て支援センターや社会福祉協議会による「ひよこハウス子育てサロン」など地域の子育て家庭に対し、育児不安の解消や子育て援助、親同士の交流を促進するとともに、地域の子育て支援サークルなどの活動を支援しています。また、利用者支援事業やファミリー・サポート・センター事業を実施して、子育て世帯のニーズに応える必要があります。

#### (幼稚園・留守家庭児童教室、児童館)

- 幼稚園での一時預かり保育、小学校4年生までの留守家庭児童教室を実施していますが、その充実を図ることが課題です。また、児童館および移動児童館は利用者が限られており、機能や施設面の充実に課題があるほか、子どもが安心して遊ぶことができる場づくりが求められています。



#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月)	平成25～29年度
「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)	平成27～31年度
養老町子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)	平成27～31年度

### 施策の目指す姿

子育てに対する意識や社会環境の変化に適切に対応し、すべての子どもが健やかに、みんなで子育てできるまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
特別保育の実施事業数	5事業	4事業	9事業
幼保合同研修会の開催回数	2回/年	2回/年	6回/年
子育て支援に満足している人の割合	60.7%	37.8%	75.0%
子育てボランティア団体数	3団体	1団体	5団体
保育体験をした中高生の数	25人/年	77人/年	150人/年

## 基本施策の内容

### ① 保育機能の充実

保育園の耐震化など施設の環境整備を進めるとともに、乳児保育、延長保育、障がい児保育、病児・病後児保育など保育サービスの充実を図ります。

また、幼稚園・小学校との連携を充実するとともに、幼稚園・私立保育園も含めた子育て支援施設の統廃合により、認定こども園への計画的な移行を進めます。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 子育て支援の充実(乳幼児期の保育・教育環境の充実)

### ② 放課後児童クラブ機能などの充実

幼稚園における預かり保育の継続、小学校における留守家庭児童教室の充実を図るとともに、地区公民館など既存施設を有効活用して児童館機能の整備を図ります。

### ③ 総合的な子育て支援の推進

「養老町子ども・子育て支援事業計画」を着実に推進するとともに、福祉、保健、教育など関係部署・団体の連携を強化します。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図ることについて、事業所や家庭での取り組みを促します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 非婚化・晩婚化対策
- 妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減
- 子育て支援の充実(子育てに関する相談体制の充実)

### ④ 子育て支援サービスの充実

子育てボランティアなどの育成、ファミリー・サポート・センターの設置などにより、地域における子育て環境の向上を図ります。

また、子育てサロンの拡充、子育てサークルの活動支援を充実します。各種の子育て相談を行うとともに、支援が必要な人を早期に把握します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 子育て支援の充実(子育て支援サービスの充実)

### ⑤ 子育てのための経済的支援

医療費の助成や保育料の軽減の充実をはじめ、第3子以上の子どもを出産し、その子を養育する父母に対し出産祝金を支給するなど、子育て世帯に対する経済的支援を行います。

また、ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当の支給や就学援助など必要な支援を行います。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 子育て世帯に対する経済的支援(子育て世帯に対する経済的支援、子育て世代に対する住宅確保の支援、小児の保健・医療の充実、障がい児の療育の充実)

## 第1節 支え合うまちづくり

### 1 子育て支援

#### ⑥ 次代を担う子どもの育成

「孝子伝説」にまつわる絆のまちづくりを進めていることから、家族の絆や他人への思いやりなど、親孝行の心を育むための学習機会の充実を図ります。

中高生など次世代の子育て意識を育むとともに、若者の就労支援など若い世代の定住を促進する環境づくりを強化します。

また、子どもや家族が安心して利用できる遊び場の整備や、学習や体験、異なる年齢層が交流する機会を充実します。

母子保健事業、小児医療体制の更なる充実を図るとともに、食生活に関する教育や情報提供と啓発を推進します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針3 親孝行の心を育むまちづくり

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 子育て支援の充実(子育てに関する相談体制の充実)(再掲)
- 子育て世帯・多子世帯等に対する支援(小児の保健・医療の充実、障がい児の療育の充実)(再掲)

#### ⑦ 出会い・結婚や妊娠に対する支援

結婚を希望する独身男女の身近な相談体制の充実や、婚活イベントや結婚セミナーなどを企画・運営する団体の活動を支援し、町民の出会いの場をつくります。

また、妊娠を望む夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の助成を行います。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 非婚化・晩婚化対策(再掲)
- 妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減(再掲)

### 協働の取り組み

普段から近隣との助け合いや声かけを行うほか、子どもたち同士や多世代の交流に努め、地域みんなで子育てができるまちにしていきたいと思います。



養老幼稚園（避難訓練）

## コラム

## “子どもを生ま育てるなら、養老が一番！”をキャッチフレーズに、子育て支援に全力で取り組んでいます！

養老町では、人口減少や少子化の現状を踏まえて、重点的にその対策に取り組んでおり、平成27年1月には、“子どもを生ま育てるなら、養老が一番！”をキャッチフレーズに、『ぎふっこ応援宣言』を行いました。

このほかにも、同年3月には幼児期の教育や保育、地域における子ども・子育て支援を推進するための「養老町子ども・子育て支援事業計画」を、同年10月には結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援策を盛り込んだ『「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略』を策定し、安心して子育てできる環境づくりを進めています。次に、この2つの計画について、その概要をご紹介します。

### 「養老町子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～平成31年度)

この計画は、“すべての子どもが健やかに みんなで子育てできるまち”を基本理念に、子どもたちがいきいきと活動し夢を育てる環境づくりや、親が安心して子どもを生ま育てることができる環境づくりを進めるためのものです。また、この取り組みを進める中で、次世代の子どもと次世代の親の育ちも支援していくものとしています。この計画における重点的な取り組みは、次の5つの取り組みです。

- ① 多様なニーズに対応するため、認定こども園への移行・整備を促進していきます。
- ② 病児・病後児保育を実施していきます。
- ③ ①に合わせて、旧施設を児童館として整備していきます。
- ④ 留守家庭児童教室の受入体制の充実と、放課後子ども教室を地域住民の協力を得ながら実施していきます。
- ⑤ 児童発達支援事業の充実と、障がい児に対し継続した支援を行っていきます。

### 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

この戦略は、急激な少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、本町ならではの地域の特性、豊かな自然や歴史文化、人と人とのつながり(絆)を生かしながら、安心して子どもを生ま育てるまち、将来に向かって暮らし続けられるまちにしていくための指針となるものです。

この戦略には、企業誘致や観光振興をはじめ、移住・定住の促進など、地域活性化のためのさまざまな施策が盛り込まれていますが、特に、若い世代の希望をかなえ、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援策が掲げられています。この戦略における結婚・出産・子育てに係る具体的な取り組みは、次の5つの取り組みです。

- ① 結婚を希望する独身男女に対して、出会いの場を提供し、非婚化・晩婚化対策を進めていきます。
- ② 不妊治療費の助成を行い、妊娠を望む夫婦の経済的な負担を軽減していきます。
- ③ 認定こども園への移行、子育てに関する相談体制や留守家庭児童教室などの充実を図ります。
- ④ 医療費の助成や出産祝金の支給をはじめ、住宅取得に対する支援など、子育て世帯・多子世帯などに対する経済的な支援を行っていきます。
- ⑤ ICT環境の整備や外国語教育などをはじめ、コミュニティ・スクールの導入により、子どもたちに対する教育の充実を図っていきます。

# 第1節 支え合うまちづくり

## 2 健康づくり

### 現状と課題

#### (健康づくり)

- 「第2次健康よろう21」(平成24年3月)に基づき、健康づくり推進協議会を開催し、各種団体や関係機関との調整・情報共有を行っています。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、区長連絡協議会、スポーツ連盟などと行政との協働により、健康な町づくり推進会議を設置し、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム、認知症、ガン、歯と口腔対策を進めています。
- 健康診断受診率の向上に向けた取り組みや各種教室を実施し、健康づくり意識の啓発や情報提供を進めてきました。
- 今後は、ますます食と健康に関する指導が重要になることから、町民が主体的に健康づくりに取り組める仕組みづくりが必要です。

#### (地域医療)

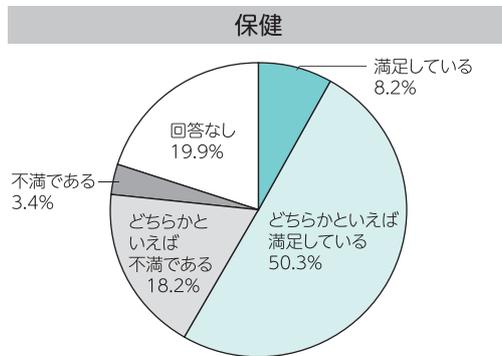
- 基幹病院である西美濃厚生病院の診療機能の整備充実のため、県の補助金を活用し、医療機器の更新を行ったほか、医師会を核として医療・保健・福祉に介護を加えた地域ケア多職種連携委員会を立ち上げました。
- 今後も、高齢化が進むことから、西美濃厚生病院と診療所との病診連携の強化をはじめ、地域医療を支える人材の確保が必要です。

#### (国民健康保険制度)

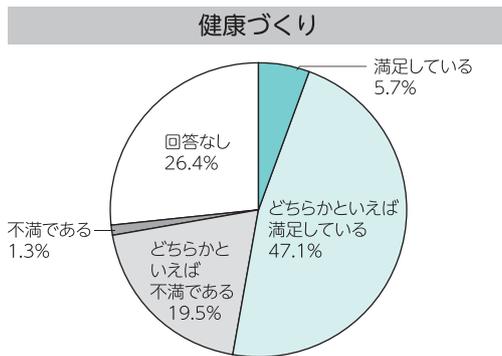
- 国保連合会のシステム活用による医療費の分析や、特定健診・保健指導の実施により、医療費の適正化対策を実施してきました。
- 制度の周知や特定健診の受診勧奨による医療費の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上対策を強化することにより、健全な制度運営を進めることが必要です。

#### (後期高齢者医療制度)

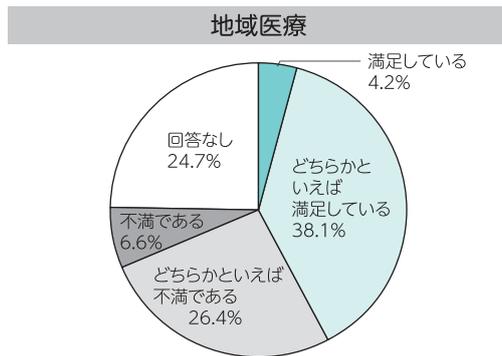
- 後期高齢者医療制度は広域連合で運営されていますが、制度について町民に十分に情報提供する必要があります。



■満足度順位 第4位/35項目  
■課題項目 B 重点維持項目



■満足度順位 第5位/35項目  
■課題項目 D 維持項目



■満足度順位 第20位/35項目  
■課題項目 D 維持項目

#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月)	平成25～29年度
「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)	平成27～31年度
第2次健康よろう21(平成27年3月)	平成27～36年度

## 施策の目指す姿

町民、地域、関係機関が一体となって健康づくりに取り組み、いきいきと暮らせる明るいまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
健康づくり施策に満足している人の割合	<b>69.4 %</b>	<b>52.8 %</b>	<b>75.0 %</b>
特定健康診査受診率	<b>31.7 %</b>	<b>33.1 %</b>	<b>65.0 %</b>
被保険者1人当たりの医療費	<b>262,950 円/年</b>	<b>336,909 円/年</b>	<b>現状以下</b>
国民健康保険税の収納率	<b>89.21 %</b>	<b>93.18 %</b>	<b>95.0 %</b>

## 基本施策の内容

### ①健康づくりの推進

健康づくり推進協議会が中心となり、保健・医療が連携して住民自らが主体的に健康づくりに取り組める仕組みづくりを進めます。

また、妊娠届出時の情報から、面談や電話によるきめ細かな支援を行うなど、相談機能の充実を図り、安心して出産できる環境を整備します。

子育て期における相談や食と健康づくりへの取り組みの充実を図るため、保健師、管理栄養士などの人材を確保するとともに、生活習慣病やがん予防のため、健診の受診率を向上させる取り組みを強化します。

### ②地域医療の充実

県の補助金などを活用しながら、地域の基幹病院である西美濃厚生病院の医師の確保をはじめ、診療機能の充実を図るとともに、町内診療所との連携の強化や、在宅医療や休日・夜間の救急医療体制の充実を図ります。また、住民に在宅医療などの情報提供を行います。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 医療と福祉の連携(地域包括ケアシステムの構築)

### ③国民健康保険事業の推進

国民健康保険制度の健全な運営を推進するため、特定健康診査・特定保健指導により町民の健康の保持・増進を促すとともに、医療費通知や保健事業との連携により医療費の低減を図ります。

### ④後期高齢者医療制度の改正への対応

後期高齢者医療広域連合との調整を進めながら、国民健康保険制度と合わせて後期高齢者医療制度について住民に情報提供します。

## 協働の取り組み

バランスの取れた食生活や適度な運動を心がけ、健康の保持・増進に努めましょう。

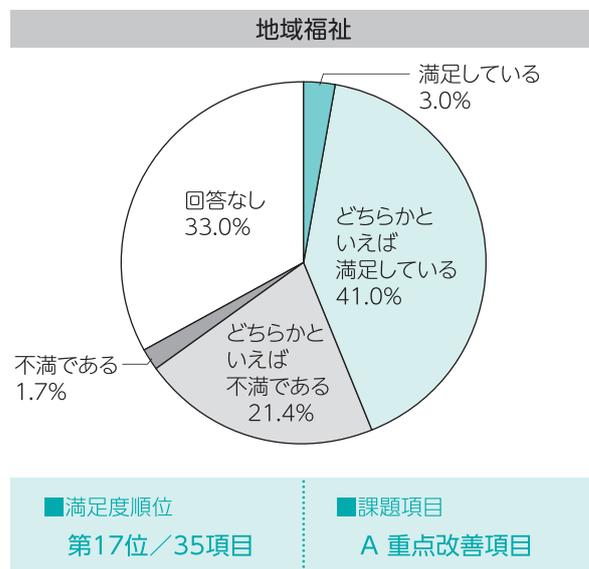
また、地域自治町民会議やコミュニティ組織は、地域住民の健康づくりのための活動を積極的に進めましょう。

# 第1節 支え合うまちづくり

## 3 地域福祉

### 現状と課題

- 本町では、平成27年3月に、「第2次養老町地域福祉計画」を策定し、行政や社会福祉協議会、地域住民、ボランティア、NPOなど様々な主体が、それぞれの役割を担い、協働して取り組みを進めています。  
特に、地域福祉活動の中核を担っている社会福祉協議会では、民生委員・児童委員や福祉サービス提供事業者などとの連携を強化するとともに、支部社協では、ふれあい・いきいきサロンの充実を図っています。
- 介護保険や障がい福祉においては、民間事業者が参入して福祉サービスが充実していますが、高齢者や障がい者に対する災害時の支援や、ひとり親家庭や生活困窮者への援護など、公的サービスではまかなうことができない町民の困りごとを地域で支える体制づくりが必要です。



#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月)	平成25～29年度
「絆を大切にするまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)	平成27～31年度
第2次養老町地域福祉計画(平成27年3月)	平成27～31年度
第6期養老町介護保険事業計画・老人福祉計画(平成27年3月)	平成27～29年度
第3次養老町障がい者計画(平成27年3月)	平成27～29年度
第4期養老町障がい福祉計画(平成27年3月)	平成27～29年度
養老町子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)	平成27～31年度

### 施策の目指す姿

高齢者、障がい者、子育てに不安のある母親など、誰もが安心して地域で暮らし続けられるよう、みんなで支える、あたたかな福祉のまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
ボランティア登録団体(会員)数	4団体(260人)	6団体(189人)	6団体(200人)
ふれあい・いきいきサロンの拠点数	29カ所	34カ所	50カ所
緊急通報システム装置の設置台数	160台	202台	202台
ひとり親家庭からの相談件数	15件/年	3件/年	20件/年
国民年金保険料の口座振替率	45.1%	43.1%	47.0%

## 基本施策の内容

### ① 地域福祉の総合的な推進

「第2次養老町地域福祉計画」を推進するとともに、社会福祉協議会、支部社協と連携して地域福祉活動を強化します。特に、少子高齢社会に対応するため、地域における子育て支援をはじめ、高齢者や障がい者の自立支援や、民生委員・児童委員の活動の周知、ボランティアの育成を進めます。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 医療と福祉の連携（地域包括ケアシステムの構築）

### ② 地域福祉活動の展開

地域ぐるみの見守りや支え合いを強化するため、地域包括支援センター機能の充実を図るとともに、地域や支部社協活動などと連携した総合的な地域福祉活動を促進します。

また、学校と連携し、地域においても福祉教育を充実し、地域やボランティアなどが主体となった活動を支援します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 医療と福祉の連携（地域包括ケアシステムの構築）（再掲）

### ③ 福祉対応の地域環境の整備

公的な施設をはじめ民間施設においてもバリアフリー化を促進するとともに、オンデマンドバスや福祉移送など町民のための移動手段の充実を図ります。高齢者や障がい者が、安心して暮らすことができるよう、住宅リフォームについての情報提供を行うとともに、災害時に適切に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の更新・活用などについての検討を進め、地域における避難訓練の実施、地域の支援体制づくりを促します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 施策1 養老の郷づくり

### ④ 生活の自立支援

ひとり親家庭の医療費の支援、相談・指導の充実を図るとともに、生活困窮者については関係機関との連携を強化し、対象者の生活実態の把握や相談・指導を行い、自立支援を進めます。

### ⑤ 社会保障制度の推進

無年金者の解消に向けて、年金事務所との連携により保険料免除・納付猶予制度や保険料後納制度の周知や相談業務の充実を図ります。

## 協働の取り組み

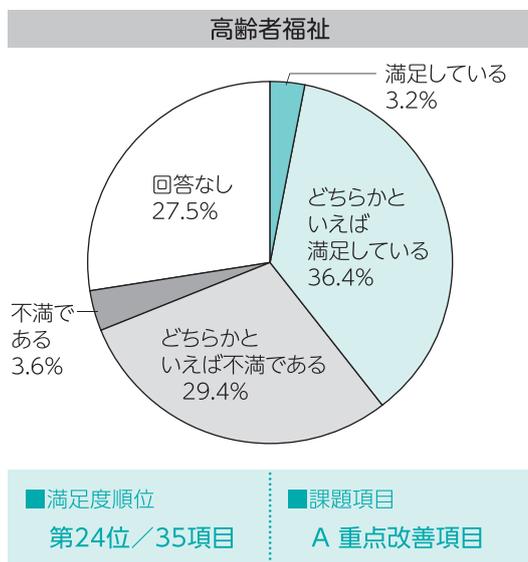
社会福祉協議会・支部社協や、地域自治町民会議、コミュニティ組織などが連携して、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、みんなで地域の福祉活動に参加しましょう。

# 第1節 支え合うまちづくり

## 4 高齢者福祉

### 現状と課題

- 平成27年3月に、「第6期養老町介護保険事業計画・老人福祉計画」や「第2次養老町地域福祉計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを進めています。
- 今後は、認知症高齢者の増加が予想され、認知症の人にも優しいまちづくりの推進や医療と介護・福祉の連携による支援の充実が必要です。
- 介護保険サービスの充実をはじめ、地域包括支援センターを中核として総合相談業務を実施するとともに、介護予防に重点を置いた各種教室を開催してきました。
- 平成29年4月からは、介護予防・日常生活支援事業（総合事業）への移行を予定しており、高齢者が介護が必要になっても、生きがいや役割をもって暮らし続けることができる地域づくりを進めるため、住民が主体となった介護予防の推進や見守り・支え合いの体制づくりが課題です。
- 各地域で開催されている、ふれあい・いきいきサロンの活動の充実や、老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいや健康づくりを進めてきました。
- 今後は、生涯学習での学びや文化活動をはじめ、高齢者が有する経験や技術をまちづくり活動に活かせるよう、高齢者の生きがい対策を地域とともに進めることが課題です。



#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月)	平成25～29年度
「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)	平成27～31年度
第6期養老町介護保険事業計画・老人福祉計画(平成27年3月)	平成27～29年度
第2次養老町地域福祉計画(平成27年3月)	平成27～31年度

### 施策の目指す姿

高齢者、障がい者、子育てに不安のある母親など、誰もが安心して地域で暮らし続けられるよう、みんなで支える、あたたかな福祉のまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値	
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度	
介護予防教室の参加者数	63人	113人	120人	
配食サービス利用者数	19人	15人	25人	
要介護(要支援)認定者数	総数	1,153人	1,402人	1,847人
	要介護	914人	1,105人	1,474人
	要支援	239人	297人	373人
ふれあい・いきいきサロンの利用者数	6,970人/年	11,040人/年	18,950人/年	
シルバー人材センターの登録者数	242人	211人	350人	

## 基本施策の内容

### ① 高齢社会への対応

介護保険事業計画・老人福祉計画に基づき、高齢者の健康づくりと福祉サービスの充実を図るとともに、誰もが気軽に集まれる場づくりや、住民が主体的に取り組む介護予防の活動を支援し、“老いを養う”養老の町名にふさわしい、高齢者を大切にするまちづくりを進めます。

また、地域医療・介護分野での多職種連携による切れ目ない専門的な支援の充実や、認知症サポーターの養成、見守り、権利擁護などの認知症対策の推進により、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

高齢者が快適に暮らすことができる住宅や移動手段、屋外のバリアフリー化など地域環境の整備を進めるとともに、避難行動要支援者名簿の管理と活用を図ります。

また、「家族の絆 愛の詩」や親孝行作文など、“親孝行の心(家族の絆)”を大切にする本町の素晴らしさ・強みを、次の世代に引き継いでいきます。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針1 養老の郷づくり
- 方針3 親孝行の心を育むまちづくり

### ② 福祉サービスの充実

高齢者の地域における暮らしを支えるために、配食サービスやホームヘルパーの派遣、緊急通報システムの設置などの支援を進めるとともに、生活支援など、地域に不足するサービスや担い手の創出、地域での助け合い活動を推進します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 医療と福祉の連携(高齢者福祉の推進)

### ③ 介護保険制度の運営

介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスの充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援事業(総合事業)の実施に向けて必要な情報提供を行い、相談体制の強化を進めます。

また、介護保険施設や地域密着型サービス施設の整備については、給付と負担のバランスを図りながら、ニーズに応じたサービスが提供できるよう整備計画を立てて、健全な財政運営を進めます。

### ④ 生きがい・就労対策の推進

老人福祉センターをはじめ、ふれあい・いきいきサロンなど的高齢者の集いの場の充実、老人クラブ活動の支援を進めます。また、高齢者が有する経験や技術を地域やまちづくり活動において活かせる機会の創出や、シルバー人材センターの充実など生きがいや就労対策を進めます。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 生涯活躍のまち・養老の推進(日本版CCRCの取り組み)

## 協働の取り組み

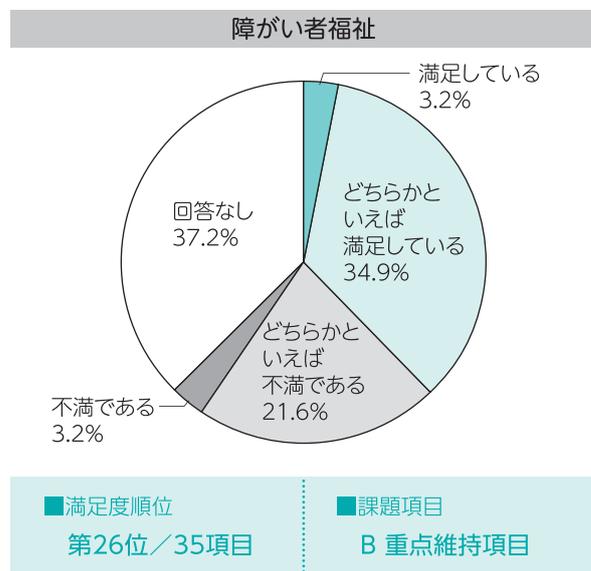
高齢や介護が必要になっても、安心して地域で暮らせる社会にするため、できる範囲で、隣近所の高齢者の見守りや声かけを行いましょう。

# 第1節 支え合うまちづくり

## 5 障がい者福祉

### 現状と課題

- 「第3次障がい者計画」、「第4期障がい福祉計画」に基づき、障がい者福祉を推進していますが、障がい福祉サービスの安定した供給を行うためには、民間事業者の参入が不可欠であることから、町では事業者に対する働きかけを行ってきました。
- 障がい者の自立を支援するために、在宅福祉サービスについて周知を図るとともに、関係機関と連携し就労支援を進めています。今後も適切なサービスの利用や一般就労の支援を行うとともに、できるだけ自立した生活をする事ができる住宅や地域環境の整備、障がい者を支える家族の就労や生活の支援が重要です。
- 社会福祉大会などを通じて町民と障がい者との交流を進めていますが、障がいに対する町民の理解は必ずしも進んでおらず、地域福祉の推進とともに住民相互の理解や支え合いがますます必要です。



#### 【関連する個別計画】

- 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月) .....平成27～31年度
- 第3次養老町障がい者計画(平成27年3月) .....平成27～29年度
- 第4期養老町障がい福祉計画(平成27年3月) .....平成27～29年度
- 第2次養老町地域福祉計画(平成27年3月) .....平成27～31年度

### 施策の目指す姿

障がいのあるなしに関わらず、誰もが自分らしく、自立し、安心して暮らし続けられるよう、ともに支えあい、ともに暮らせるまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
グループホームの利用者数	6人	10人	25人
地域生活支援事業利用者数	18人	34人	40人
児童発達支援利用者数	32人	64人	75人

## 基本施策の内容

### ① 障がい福祉サービスの充実

障がい者計画、障がい福祉計画などに基づき、障がい福祉サービスの安定した供給を行うとともに、地域福祉の推進を図ります。グループホームなどの障がい者福祉施設の整備については、民間事業者の参入を促します。

また、サービス事業者や民生委員と連携し、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者の自立支援のために、就労支援の充実や地域環境のバリアフリー化を推進します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 子育て世帯・多子世帯等に対する支援(障がい児の療育の充実)
- 障がい者の一般就労拡大(障がい者の一般就労の拡大)
- スポーツの振興と交流の促進(障がい者スポーツの推進)

### ② 支援体制の充実

障がい者に対する理解を深めるとともに、福祉、保健、教育など関係機関が連携し、障がいの早期発見と早期療育を促進します。

また、障がい者の家族の就労支援および家族の一時的な負担を軽減するように支援します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 医療と福祉の連携(障がい者への生活支援)

## 協働の取り組み

障がいや障がい者について正しく理解することに努め、障がい者の自立や社会参加を支援しましょう。



障がい者支援施設 (れんげの家)

## 第2節 環境と共生するまちづくり

### 1 地球環境保全

#### 現状と課題

- 本町では、「第2次養老町地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減に向けた数値目標を掲げ、地球温暖化対策を進めています。また、ごみ減量対策として、生ごみの水切り実践活動などを推進する住民団体の活動を支援したほか、コンポストや生ごみ処理機の購入に対する補助を行いました。
- 地球温暖化対策については、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助制度は終了しましたが、今後も家庭や事業所において省エネルギーと新エネルギーの活用を促す必要があります。  
『ぎふエコ宣言～僕に、私にできる10の宣言～』への参加者数は増えていますが、今後も身近にできる活動を広げていくことが課題です。

#### 【関連する個別計画】

第2次養老町地球温暖化対策実行計画(平成28年3月) .....平成28～32年度

#### 施策の目指す姿

町民や地域、事業者、行政が一体となり、身近でできるごみの減量やリサイクルの取り組みを進め、環境にやさしいまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
二酸化炭素排出量	<b>5,836 t/年</b>	<b>5,159 t/年</b>	<b>4,986 t/年</b>
「ぎふエコ宣言」への登録参加団体数	<b>2 団体</b>	<b>3 団体</b>	<b>4 団体</b>

#### 基本施策の内容

##### ①環境にやさしいまちづくり

環境を大切にするまちづくりの指針として、「岐阜県環境基本計画」に準ずるビジョンの策定を進め、町民・事業者・行政が一体となって取り組みを進めます。ごみの減量化、リサイクル(再利用)、環境美化活動への参加など家庭や事業所などでできる活動の実践を促進するとともに、有機・減農薬栽培など環境保全型農業の普及を図ります。

##### ②地球温暖化、低炭素化対策

「第2次養老町地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策に取り組むとともに、住宅や事業者に対して新エネルギーの活用をはじめ、『ぎふエコ宣言～僕に、私にできる10の宣言～』の推進などを促します。

## 協働の取り組み

できる範囲でごみの減量やリサイクルに取り組むとともに、地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。  
また、企業は、低炭素社会や循環型社会の構築に向けて、自社の企業活動において環境への取り組みを進めましょう。



生活と環境を考える会のEM廃油洗剤



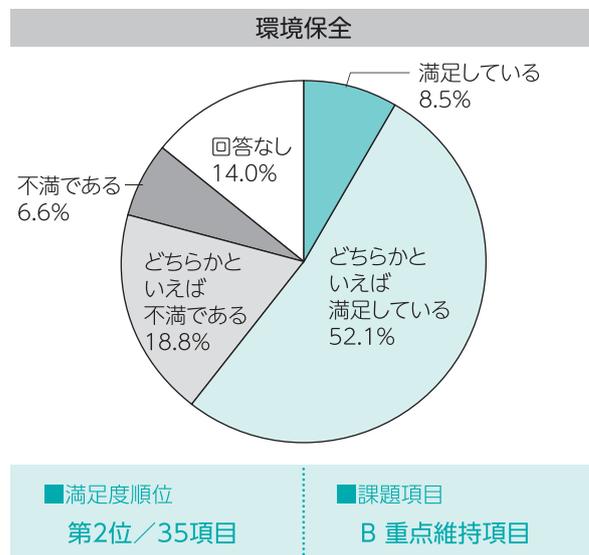
牧田川クリーン活動

## 第2節 環境と共生するまちづくり

### 2 ごみと廃棄物

#### 現状と課題

- 本町では、「養老町美しいまちづくり条例」(平成15年9月)に基づき、町民や事業者などが、それぞれの立場でお互いに責任を果たし、清潔で美しいまちづくりの推進を図ってきました。
- ごみ集積場の設置を支援して分別収集体制を強化してきましたが、分別排出の徹底や適正な集積場の配置・管理などが課題となっています。容器包装リサイクルなど資源化を図るためには、分別の種別の見直しが必要です。また、ごみ処理施設(養老ドリームパーク)においては、ごみ処理と再資源化の体制が整っていますが、リサイクルセンターとしての活用が十分ではないため、一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたり再資源化を促進し、ごみの減量化を図る必要があります。さらに、最終処分場の埋立容量の限界が近づいており、早期に次の候補地の選定が必要です。
- 資源ごみの収集は、PTAや子ども会などが参画しており、ごみ減量化は女性団体が“3R活動”や“もったいない運動”などを地域ぐるみで進めてきました。また、各団体の廃棄物資源分別回収活動を支援してきましたが、近年の回収量は減少傾向にあります。
- 今後は、ごみの減量化や容器包装および小型家電をはじめとする廃棄物のリサイクルを進めることのほか、ごみ減量・資源リサイクルに取り組む新たな活動団体の育成が必要です。



#### 施策の目指す姿

町民や地域、事業者、行政が一体となり、ごみの分別や資源リサイクルの取り組みを進め、清潔で美しいまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
住民1人当たりのごみの排出量	284 kg / 年	278 kg / 年	265 kg / 年
資源分別回収量	1,641 t / 年	1,203 t / 年	1,830 t / 年

## 基本施策の内容

### ①ごみ収集・処理体制の推進

ごみの分別を改善して容器包装などのリサイクルを図るとともに、新たな一般廃棄物最終処分場を確保します。

### ②ごみ減量・資源リサイクルの推進

容器包装や小型家電のリサイクルに取り組み、資源分別の支援を充実させるとともに、女性団体や地域と連携して、ごみ減量・資源リサイクルを推進します。

## 協働の取り組み

普段からごみの分別回収や再資源化に取り組むとともに、地域の環境美化活動に参加しましょう。



清掃センター（養老ドリームパーク）



小型家電回収ボックス

## 第2節 環境と共生するまちづくり

### 3 水と緑の空間

#### 現状と課題

##### (自然、緑地や公園)

- 多面的機能支払交付金を活用し、環境保全グループの育成を進めるとともに、地域資源を活かした環境教育・学習の機会づくりを進めてきました。また、里地里山環境保全対策として、地元猟友会の協力により有害鳥獣の駆除を進めています。
- 環境保全グループの活動を支援し、自然環境の保全を進めていますが、有害鳥獣による農作物の被害が切実な問題になっており、今後も対策が必要です。
- 平成24年に開催された、ぎふ清流国体に合わせて、都市公園である中央公園の改修整備を行いました。が、“公園がない・少ない”という子育て期にある保護者らの声もあり、地域での憩いやふれあいの空間となる公園の整備を検討することが必要です。
- 2017年(平成29年)の養老改元1300年祭の開催に向けて、県や関係機関との連携を図り、養老公園の整備を進める必要があることのほか、地域との協働により公園施設の維持管理を行うことができるよう検討することが必要です。

##### (公害防止、環境美化)

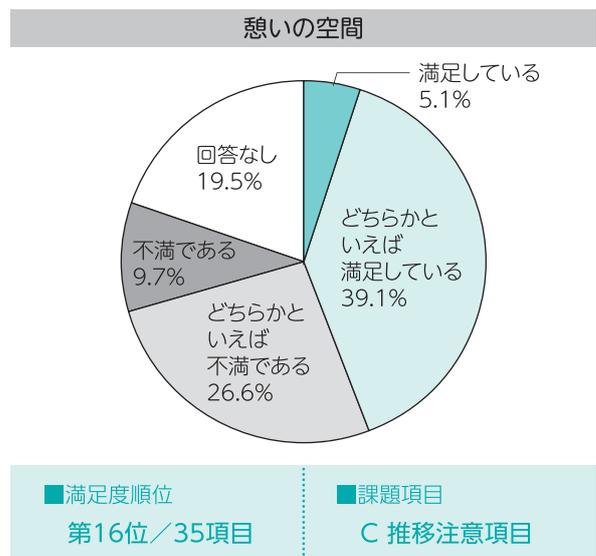
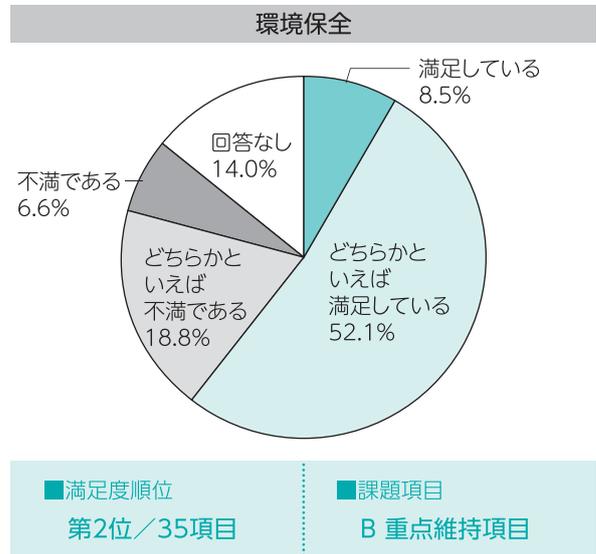
- 定期的な水質調査や環境騒音・交通振動測定、環境監視パトロールにより公害の防止など環境保全に努めていますが、不法投棄などに関する苦情が寄せられています。
- 「養老町美しいまちづくり条例」により各主体ごとの責務を定めていますが、条例の周知を図るとともに、地域において環境美化を進めることが課題です。

##### (斎場)

- 養老町斎苑(清華苑)は、死者の火葬や小動物(犬、猫など)の死体の焼却のために利用されています。
- 建設から20年以上経過していることから、火炉など施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕や機器の更新により適正な管理を行うことが必要です。

#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月) .....平成25～29年度  
 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月) .....平成27～31年度



## 施策の目指す姿

町民や地域、事業者、行政がそれぞれの立場で、自然環境の保全や環境美化、公害防止の取り組みを進め、清潔で美しいまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
有害鳥獣の捕獲駆除数	<b>2,483 件/年</b>	<b>3,155 件/年</b>	<b>2,900 件/年</b>
地域や住民により管理される公園の数	—	<b>16 カ所</b>	<b>20 カ所</b>
不法投棄発生件数	<b>396 件/年</b>	<b>127 件/年</b>	<b>100 件/年</b>
環境美化活動への住民の参加者数	<b>500 人</b>	<b>588 人</b>	<b>700 人</b>

## 基本施策の内容

### ①自然、水辺、景観の保全と管理

自然や動植物生態に関する情報の提供を強化し、環境教育・学習の機会の提供を充実します。

新たな環境保全グループの育成を促進し、豊かな自然環境の保全や景観づくりのための活動を地域とともに進めます。また、里地里山の保全と森林病害虫・有害鳥獣の駆除を推進します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 森林資源の有効活用

### ②公園・緑地の機能整備と維持管理

養老公園の整備を県とともに推進し、養老改元 1300 年祭の開催に向けて、美しい水と緑に囲まれた公園の魅力を高めるとともに、その環境の保全を図ります。

身近な公園施設の維持管理や新たな公園施設の整備にあたっては、地域が主体となった取り組みやアダプトプログラム(公共施設里親制度)の推進を図ります。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 観光資源の活用(養老の郷づくりの推進)

### ③公害の防止、不法投棄対策

関係機関と連携して環境監視を進めるとともに、監視カメラや啓発用看板を設置して不法投棄の防止を強化します。

### ④環境美化活動の推進

養老町美しいまちづくり条例の周知と地域協働による環境美化活動を推進するとともに、啓発用看板を設置し注意喚起を行うことのほか、観光客などに対するごみの持ち帰りや適切な処理を促します。

### ⑤斎場の適正な管理

養老町斎苑(清華苑)については、施設の老朽化対策を計画的に進め、適正な管理を行います。

## 協働の取り組み

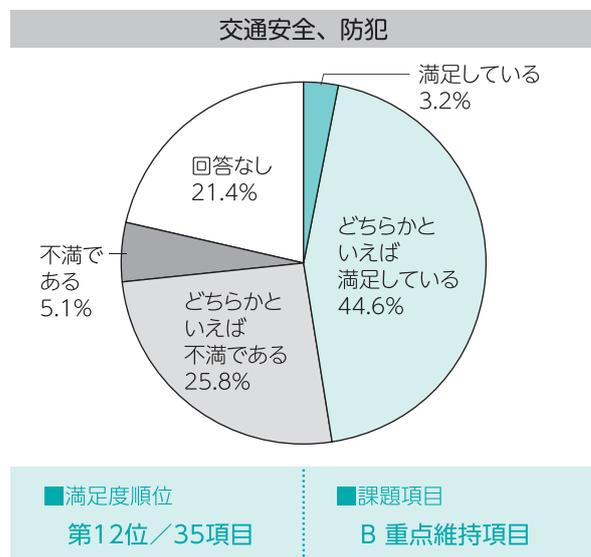
普段から豊かな自然環境の保全や環境に対する意識を持ち、地域の環境美化活動に参加しましょう。

## 第3節 安全なまちづくり

### 1 防犯

#### 現状と課題

- 本町においても、空き家が増加傾向にあり、問題が深刻化しつつあります。
- 地域との協働により、空き家の実態把握を進めることのほか、今後は空き家周辺の防犯対策や良好な居住環境を維持するための対策が必要です。
- 地域における防犯灯や街路灯の設置を支援していますが、今後も地域における危険箇所の把握と防犯灯などの設置を促進する必要があります。
- シルバー警備隊やPTAなどによる防犯活動が広がってきましたが、地域が主体となった住民参加による活動を強化することが課題です。



#### 【関連する個別計画】

「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月).....平成27～31年度

#### 施策の目指す姿

町民、地域、行政が一体となり、空き家対策や地域の防犯活動に取り組み、安心・安全なまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
活用や廃棄などの対策を行った空き家数(戸)	—	—	<b>10 戸</b>
刑法犯認知件数	<b>370 件 / 年</b>	<b>307 件 / 年</b>	<b>330 件 / 年</b>

## 基本施策の内容

### ① 地域環境の整備

地域とともに空き家の実態を把握するとともに、空き家対策の方針を定めて空き家の適切な管理を促進します。防犯灯の設置など、防災・防犯活動と連携した安全な地域環境の形成を促します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 空家等対策の推進

### ② 防犯の啓発と地域活動の推進

防災行政無線やホームページ、Facebook(フェイスブック)の活用など、防犯に関する情報の提供を充実するとともに、防犯パトロール、シルバー警備隊、PTAなどの活動と連携し、地域が主体となった子どもたちの見守り活動を支援します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 地域の防犯・防災力の強化(見守り活動の推進)

## 協働の取り組み

普段から生活安全や防犯に関する意識を持ち、地域の防犯活動などに参加し、安心・安全なまちづくりを進めましょう。



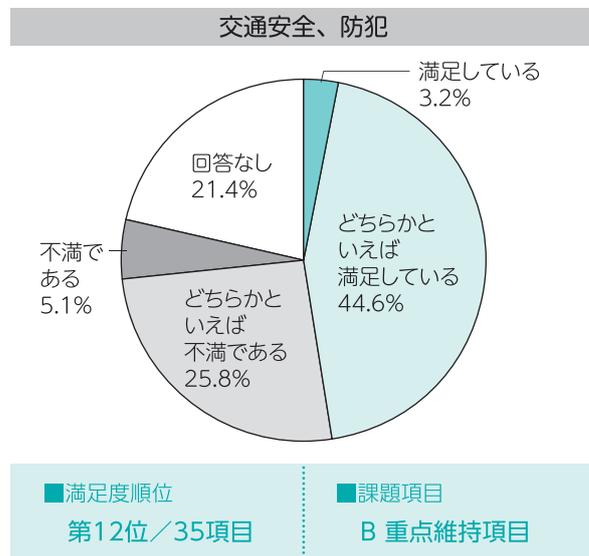
警察出発式

## 第3節 安全なまちづくり

### 2 交通安全

#### 現状と課題

- 交通安全施設については、地域からの要望に基づき整備を進めていることほか、必要に応じて警察との協議を行うなど、道路交通環境の改善を進めてきました。
- 関係機関との調整が必要な箇所や工事を要する施設もあり、地域の要望に対して迅速に対応できていない状況です。
- 交通安全指導や地区での啓発活動は、警察の協力に加えて、交通安全指導員や女性・高齢者交通安全指導員が実施してきました。
- 子どもや高齢者は、交通事故の被害者になりやすく、また、高齢ドライバーが加害者になるケースも各地で見られるため、今後は地域が主体となった見守り活動が求められます。



#### 施策の目指す姿

地域や警察などの関係機関と連携し、交通安全施設の整備や交通安全教育を進めるとともに、町民一人ひとりが交通ルールを守り、安全なまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
交通事故発生件数	<b>129 件/年</b>	<b>75 件/年</b>	<b>70 件/年</b>
交通安全教室の開催数	<b>11 回/年</b>	<b>14 回/年</b>	<b>15 回/年</b>

#### 基本施策の内容

##### ① 道路交通環境の改善

道路の安全性を高めるために、地域からの要望に対応して交通安全施設の設置を進めるとともに、道路整備と連携した通行規制や道標サインの設置など道路交通環境の改善を進めます。

##### ② 交通安全教育と啓発

地域ぐるみで交通安全意識を高め、子どもや高齢者などを対象とした交通安全教育と見守りを強化します。交通事故に占める高齢ドライバーの割合が高まっていることから、加齢に伴う運動機能や判断力の低下により、運転に不安を感じる高齢者の運転免許証の返納に向けた取り組みを進めます。また、関係機関とともに地域における交通安全運動を推進します。

#### 協働の取り組み

お互いに交通ルールを守り、交通事故の防止に努め、安心・安全なまちづくりを進めましょう。

## 3 消費生活

### 現状と課題

- 本町では、キャンペーンの実施やグッズの配布など、消費者保護に関する情報提供や注意喚起を行ってきました。
- 消費者への啓発や消費生活相談窓口の設置などにより消費生活対策を進めていますが、今後も県民生活相談センターなどとの連携の強化や、専門相談員による対応が必要です。
- 女性団体を中心にゴミ減量化、リサイクル、環境保全活動が行われていますが、消費者の権利や利益の擁護・維持のために活動する新たな団体の育成が課題です。

### 施策の目指す姿

消費生活に関する情報の提供や啓発を強化するとともに、消費者団体の自主的な活動を支援し、安心して消費生活が送れるまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
消費者相談件数	<b>14 件/年</b>	<b>14 件/年</b>	<b>20 件/年</b>

### 基本施策の内容

#### ①消費生活情報の提供、啓発

悪質販売や詐欺などの犯罪、食の安全などについて、防犯対策と連携して町民への情報提供や啓発を強化するとともに、消費生活に関する相談窓口の充実を図ります。

#### ②消費者活動の育成

環境保全やリサイクル活動などと連携した消費者団体の育成をはじめ、商工会など産業団体との連携を図り、消費生活の安全の向上や食育、地産地消の推進を含めた消費者活動の促進を図ります。

### 協働の取り組み

消費生活に関する情報に関心を持ち、悪質商法や振り込め詐欺などの消費トラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。

# 第3節 安全なまちづくり

## 4 防災

### 現状と課題

#### (災害の未然防止)

- 本町は河川に囲まれ、海拔0メートル地帯を含む低地が広がっていることから、常に水害への懸念があります。国や県は、河川改修工事などを進めていますが、事業費や工期を要するため、継続的な整備が必要となっています。
- 森林は特に民有林の荒廃が進んでおり、土砂災害などを未然に防止するための対策が必要になっています。

#### (地域防災体制)

- 「養老町地域防災計画」に基づき非常時体制を定め、防災訓練の実施や防災まちづくり講演会などの開催により、町民の防災意識の高揚に努めていますが、地域における防災活動や災害時の行動を啓発することのほか、学校での防災教育の充実が必要です。
- 災害時に、資源(人、物、情報等)に制約を受けた場合でも、行政機能の維持・継続は不可欠であり、町内の事業所においても有事に対する取り組みを促すことが必要です。
- 水防については、「養老町水防計画」に基づき備えを進めるとともに、国の計画の見直しに伴う洪水ハザードマップの更新が必要です。
- 災害情報を的確に伝えるために安心・安全メールや防災行政無線の活用をしており、さらに難聴世帯の解消のために防災ラジオを販売しています。
- 本町では、コミュニティ組織が母体となった自主防災組織が設置されており、防災用資機材の整備を支援しています。また、消防団員(水防団員)の確保が難しくなっており、地域とともに団員の確保・育成を強化することが課題です。

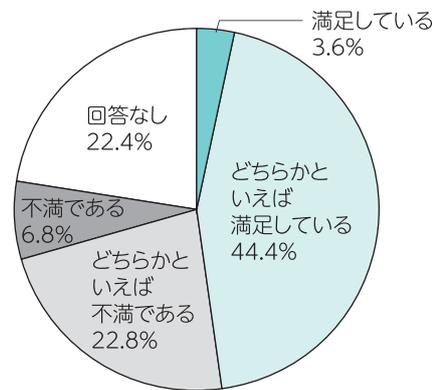
#### (消防・救急体制)

- 常備消防(養老町消防本部)は、消防防災の要としての体制強化を進めるとともに、通信システムや機材の定期的な更新や充実を図り、災害の大規模化・多様化に対応する必要があります。

#### 【関連する個別計画】

「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)……………平成27～31年度  
 養老町地域防災計画(平成27年2月)  
 養老町水防計画……………おおむね1年  
 養老町国民保護計画(平成22年12月)

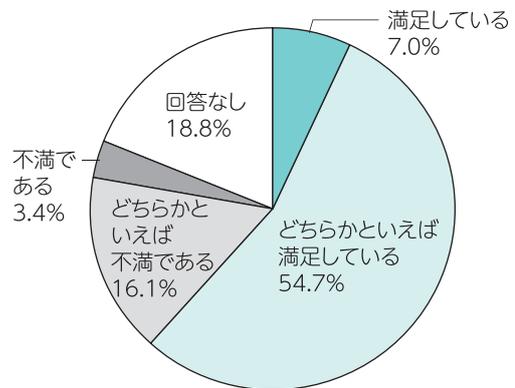
地域防災



■満足度順位  
第11位/35項目

■課題項目  
B 重点維持項目

消防・救急



■満足度順位  
第1位/35項目

■課題項目  
C 推移注意項目

## 施策の目指す姿

町民、地域、企業などが、それぞれの立場で防災意識の高揚に努め、非常時に備えて訓練の実施や備蓄品を確保し、安心・安全なまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
重要水防個所数(国直轄管理河川)	<b>13カ所</b>	<b>13カ所</b>	<b>13カ所</b>
防災備蓄倉庫の整備率	<b>81.8%</b>	<b>90.9%</b>	<b>100.0%</b>
普通救命講習受講者数	<b>5,179人</b>	<b>8,940人</b>	<b>12,000人</b>

## 基本施策の内容

### ① 災害防止、減災対策の推進

牧田川や津屋川の整備促進を国・県に要請するとともに、砂防事業や森林保全など養老山麓の治山事業を促進します。ハザードマップの定期的な見直しを進めるとともに、地域による防災マップの作成などの活動を支援します。

### ② 地域防災体制の強化

地域防災計画を推進するために避難誘導や避難所運営マニュアルを作成するとともに、国民保護計画の周知や、業務継続計画(BCP)の策定を進め、町内事業所に対しても計画の策定を働きかけます。

非常時における情報伝達手段として、防災行政無線、安心・安全メールやSNSの活用と防災ラジオの普及を図ります。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 地域の防犯・防災力の強化(安全・安心情報の提供)

### ③ 自主防災活動の強化

自主防災組織が主体となった訓練の実施や資機材の設置をはじめ、防災士など地域防災リーダーの養成を支援し、地域防災力の向上を図るとともに、非常時における避難行動要支援者対策を促進します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 地域の防犯・防災力の強化(地域防災のための人材確保・養成)

### ④ 消防・救急体制の充実

大規模災害に備えて、常備消防の広域連携を検討するとともに、消防施設・設備等の更新を進め体制の強化を図ります。また、地域における消防団(水防団)の人材確保や活動を支援します。

救急医療体制の充実を図るとともに、町民に救命・応急処置のための知識の普及を図ります。

## 協働の取り組み

地域防災力の向上を図るため、地域の防災訓練や防災関連の行事に参加したり、消防団活動に協力するなどして、安心・安全なまちづくりを進めましょう。

《施策体系》

施策の柱	施策項目	基本施策	担当課
1 支え合うまちづくり	(1) 子育て支援	①保育機能の充実	子ども課 教育総務課
		②放課後児童クラブ機能などの充実	子ども課 福祉センター 教育総務課
		③総合的な子育て支援の推進	子ども課 企業誘致・商工観光課
		④子育て支援サービスの充実	子ども課
		⑤子育てのための経済的支援	健康福祉課 子ども課 教育総務課
		⑥次代を担う子どもの育成	子ども課 保健センター 生涯学習課 教育総務課
		⑦出会い・結婚や妊娠に対する支援	子ども課 保健センター
	(2) 健康づくり	①健康づくりの推進	保健センター
		②地域医療の充実	保健センター
		③国民健康保険事業の推進	住民人権課
		④後期高齢者医療制度の改正への対応	健康福祉課
	(3) 地域福祉	①地域福祉の総合的な推進	健康福祉課
		②地域福祉活動の展開	健康福祉課 地域包括支援センター
		③福祉対応の地域環境の整備	総務課 健康福祉課 建設課
		④生活の自立支援	健康福祉課
		⑤社会保障制度の推進	住民人権課
	(4) 高齢者福祉	①高齢社会への対応	健康福祉課 保健センター 地域包括支援センター 建設課 生涯学習課
		②福祉サービスの充実	健康福祉課 地域包括支援センター
		③介護保険制度の運営	健康福祉課
		④生きがい・就労対策の推進	健康福祉課
(5) 障がい者福祉	①障がい福祉サービスの充実	健康福祉課	
	②支援体制の充実	健康福祉課 保健センター	
2 環境と共生する まちづくり	(1) 地球環境保全	①環境にやさしいまちづくり	生活環境課 農林振興課
		②地球温暖化、低炭素化対策	生活環境課 企業誘致・商工観光課
	(2) ごみと廃棄物	①ごみ収集・処理体制の推進	生活環境課
		②ごみ減量・資源リサイクルの推進	生活環境課
	(3) 水と緑の空間	①自然、水辺、景観の保全と管理	農林振興課
		②公園・緑地の機能整備と維持管理	建設課
		③公害の防止、不法投棄対策	生活環境課
		④環境美化活動の推進	生活環境課
		⑤斎場の適正な管理	生活環境課
3 安全なまちづくり	(1) 防犯	①地域環境の整備	総務課 建設課
		②防犯の啓発と地域活動の推進	総務課 教育総務課
	(2) 交通安全	①道路交通環境の改善	建設課
		②交通安全教育と啓発	建設課
	(3) 消費生活	①消費生活情報の提供、啓発	企業誘致・商工観光課
		②消費者活動の育成	企業誘致・商工観光課
	(4) 防災	①災害防止、減災対策の推進	農林振興課 建設課
		②地域防災体制の強化	総務課
		③自主防災活動の強化	総務課
		④消防・救急体制の充実	健康福祉課 消防本部

# 第4章 地域経営の推進



# 第1節 住民主役のまちづくり

## 1 情報の共有化

### 現状と課題

#### (広報)

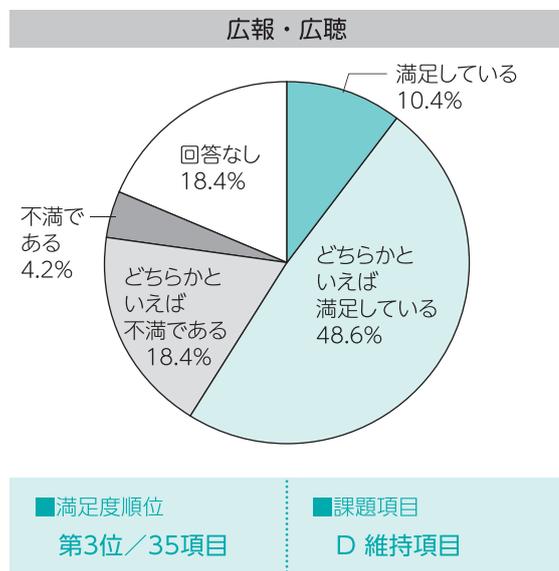
- 広報については、「広報養老」の発行をはじめ、ホームページやFacebook(フェイスブック)などのSNS、CATV(CCN et)の行政情報番組の活用により住民への情報提供を行っています。
- 住民がまちづくりへの関心を一層高め、参画しやすい環境づくりを強化していくためには、行政情報を積極的かつ分かりやすく提供していくことが必要です。

#### (広聴)

- 広聴活動については、町民意見箱の設置やホームページの問い合わせへの対応のほか、町長とのふれあいトークなどを行っています。また、パブリックコメントの実施や各種委員会などに公募委員を採用し、町の重要な政策の意思決定過程において町民の意見を取り入れています。
- 今後は幅広い町民の意見の把握に加えて、人口減少社会を見据え、若者や子育て世代の意向も意識しながら、より多様で効果的な手法により協働のまちづくりを進める必要があります。

#### (情報公開・個人情報保護)

- 情報公開については、「情報公開条例」に基づき、町が保有する情報を住民などの請求に応じて公開していますが、電子媒体による情報公開を通じて、透明性の高い行政の実現が必要です。
- 個人情報保護については、「個人情報保護条例」に基づき、適正な事務の実施を進めていますが、今後は社会保障・税番号制度の本格的な運用が始まることから、個人情報の取扱いに対する厳格な対応が必要です。



#### 【関連する個別計画】

新生養老まちづくり構想(平成25年3月).....平成25～29年度

### 施策の目指す姿

広報紙をはじめ、ホームページやSNSなどを活用し、町政情報の速やかな提供を行うとともに、町民の意見を積極的に取り入れる仕組みを整備し、町政に参画しやすいまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
町ホームページへのアクセス件数	<b>337,852 件/年</b>	<b>643,771 件/年</b>	<b>800,000 件/年</b>

## 基本施策の内容

### ① 広報・広聴の充実

広報紙をはじめ、ホームページや Facebook(フェイスブック)などのSNS、CATV(CCNet)の活用により、町民が求める町政情報をリアルタイムで正確に提供するとともに、地域自治町民会議やコミュニティ組織、地区公民館、各種団体など自主的な活動についての住民への広報や情報提供を支援します。

また、町民意見箱、ホームページ、町長とのふれあいトーク、出前講座、パブリックコメントをはじめ、フォーラムやワークショップなどの開催により町民との双方向の情報交流を進め、町政への理解と参画を促進します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針4 養老の魅力発信の強化

### ② 情報公開の推進

公文書等の管理に関する法律に基づき、文書の作成・管理・保存を適正に行うとともに、公文書の電子化を検討します。

また、公共施設における行政情報の閲覧コーナーやホームページの充実により、行政資料の公開を進めるとともに、情報公開条例、個人情報保護条例の適正な運用を進めます。

## 協働の取り組み

町の情報に関心を持つとともに、意見提出や公募委員など町政に対して積極的に参画しましょう。



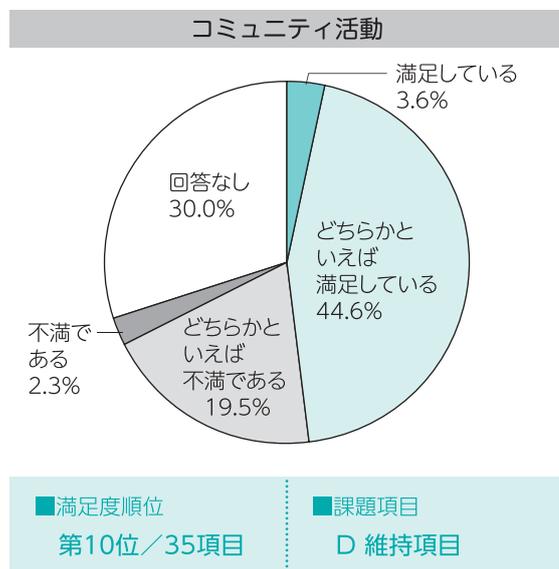
まちづくりリーダー養成講座ワークショップ

# 第1節 住民主役のまちづくり

## 2 コミュニティ

### 現状と課題

- 本町の基礎的なコミュニティ活動の単位は、行政区に相応する区(自治会、町内会)であり、行政から地域への連絡、行政への要望などの取りまとめは、主に区長を通じて行われ、各地区には区長会、全町的には区長連絡協議会が組織されています。
- 各地区には自治会館、地区公民館、青少年集会所などが配置され、地域の活動拠点として利用されています。
- 少子高齢化や若い世代の町外への流出が進んでいることから、コミュニティ活動を担う人材を育成するほか、コミュニティが主体となった取り組みを支援し、将来にわたって安心して住み続けることができるまち(地域)づくりを進める必要があります。



### 施策の目指す姿

地域の基礎的な活動基盤であるコミュニティ組織の活動を支援するとともに、人口減少社会を見据えて、組織の再編を促し、将来にわたって安心して住み続けることができるまち(地域)を目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
コミュニティ活動施策に満足している人の割合	68.1 %	48.2 %	70.0 %
地域自治町民会議の設立率	—	9 % (平成27年度)	100 %

## 基本施策の内容

### ①活動組織の連携と新たな組織づくり

人口減少社会を見据え、コミュニティ組織の再編に関する方針を明らかにし、組織の再編を促し、活動基盤の強化を図ります。

コミュニティ組織や各種団体を包括する新たな自治組織である地域自治町民会議の設立や活動に対する支援を行い、新たな枠組みにおいて、既存組織の役割分担や団体間の連携強化を図ります。

### ②地域自治町民会議の支援

地域自治町民会議の設立や、地域による主体的なまちづくりを支援するとともに、住民発意の新たな取り組みを支援しながら地域協働を推進します。また、地域自治町民会議の活動に関する情報発信を進め、相互の交流や情報共有を図ります。

### ③地域施設の有効活用

自治会館、地区公民館などの地域施設を地域自治町民会議やコミュニティ組織、NPO、民間事業者などが管理運営を行う仕組みを導入するとともに、地区公民館事業などの充実を支援して施設の活用を促進します。

## 協働の取り組み

地域のまちづくりに関心を持ち、地域自治町民会議やコミュニティ組織の活動に参加しましょう。



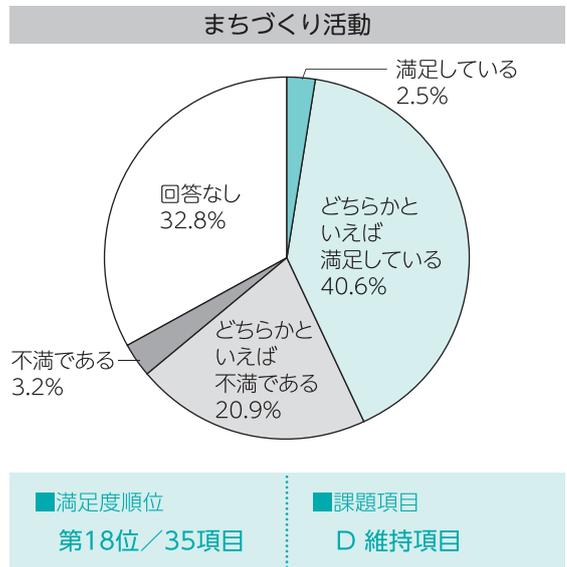
上多度地域自治町民会議・地域まちづくり計画作成ワークショップ

# 第1節 住民主役のまちづくり

## 3 住民参画と地域協働

### 現状と課題

- 本町では、これまで地区単位や地区公民館単位での活動が活発に行われており、コミュニティ組織や各種団体などの主体的な活動を支援してきました。
- 平成26年3月に「地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例」を制定し、地域のことは地域で決められる新しい仕組みとして、地域自治町民会議の設立を進めています。
- 今後は、町内全域において、地域自治町民会議の設立を促すとともに、住民自治の本旨に立ち返り、地域の自主的な活動に対する支援が必要です。
- 住民自治意識の啓発に加えて、自主的にまちづくり活動を担う人材の育成を進めるとともに、今日的な課題に対応したまちづくりを住民と行政とが連携・役割分担しながら、地域協働のまちづくりを円滑に推進する仕組みを構築し、住民主体の活動を促進するための体制を強化していく必要があります。



#### 【関連する個別計画】

- 新生養老まちづくり構想(平成25年3月).....平成25～29年度
- 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月).....平成27～31年度

### 施策の目指す姿

地域自治町民会議の設立を進め、地域自治・住民自治のあり方を考えるとともに、地域活動を支える人材を発掘・育成し、誰もが活躍できる協働のまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
公募委員を採用している委員会数	4	7	8

## 基本施策の内容

### ① 住民参画と地域協働の仕組みづくり

地域協働のまちづくりに関するフォーラムやワークショップを開催し、住民と行政とが意見交換を行いながら、地域協働の理念の浸透を図り、住民自治の指針となる自治基本条例などの整備を検討します。

また、地域協働をリードするまちづくりグループや各種団体、NPOなど、多様な活動団体の育成と活動の支援を行います。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針4 養老の魅力発信の強化

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 地域コミュニティの活性化(地域自治町民会議の設立等の支援、自主的なまちづくり活動の支援)

### ② 町民憲章実践活動との連動

地域自治町民会議との役割分担を行いながら、「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議の活動の推進や運営体制の充実を図ります。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 地域コミュニティの活性化(地域自治町民会議の設立等の支援、自主的なまちづくり活動の支援)(再掲)

### ③ 地域協働型活動の推進

地域自治町民会議をはじめ、コミュニティ組織や自主的な活動団体との協働によるまちづくり活動を支援します。

また、コミュニティビジネスの立ち上げや活動の支援、アダプトプログラム(公共施設里親制度)の推進、住民に身近な施設の管理運営などについて、地域自治町民会議やコミュニティ組織、NPOなど公的なサービスを担う力を備えた多様な主体とともに地域協働のまちづくりを推進します。

#### 【新生養老まちづくり構想における基本方針】

- 方針4 養老の魅力発信の強化

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 地域コミュニティの活性化(地域自治町民会議の設立等の支援)(再掲)

## 協働の取り組み

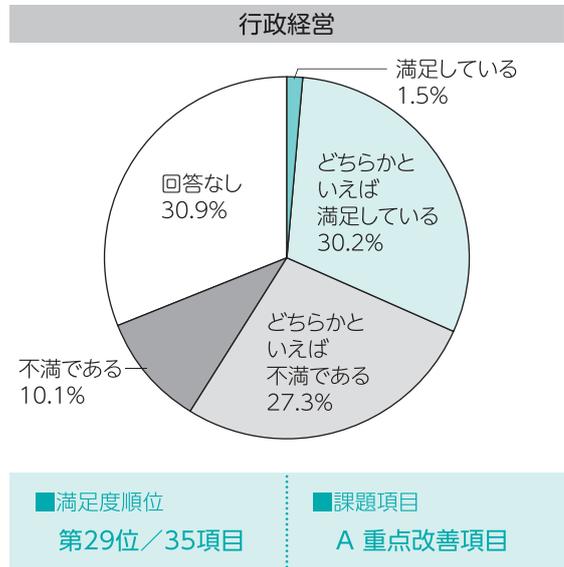
地域自治町民会議をはじめ、コミュニティ組織や各種団体、NPOなど多様な主体とともに、行政が連携や協力、役割分担を行いながら、協働のまちづくりを進めましょう。

## 第2節 行財政の経営

### 1 行政組織

#### 現状と課題

- 本町では、「養老町行政経営改革プラン」(平成23年7月)に基づき、複雑で多岐・高度化する住民ニーズに対応するため、行政評価システムの導入や組織・機構の見直し、職員の適正な配置を行うなど、行政サービスの向上に取り組んできました。
- 今後とも、人材育成基本方針に基づき、専門的な知識を習得する外部研修への参加や、人事評価制度の適正な実施と評価結果の活用により、今日的な課題に柔軟に対応することができる職員の育成を進めていく必要があります。



#### 【関連する個別計画】

「絆を大切にするまち養老」創生総合戦略(平成27年10月)……………平成27～31年度

#### 施策の目指す姿

多様な住民ニーズに対応できる組織・機構の整備や職員配置を行うとともに、高い倫理感と使命感を持ち町民目線で行動できる職員を育成し、町民から信頼される行政組織を目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
職員の外部研修への参加率	31.7 %	48.3 %	50.0 %
人事評価制度の実施率	0 % (試行中)	0 % (試行中)	100.0 %
電子申請・届出可能業務件数	3 件	5 件	6 件

## 基本施策の内容

### ① 行政組織の改善と職員育成、人事諸制度

人口減少社会を見据えた定員適正化計画を策定し、職員の適正な確保を行い、横断的な施策や事業の実施、事務の繁閑などに柔軟に対応できる制度の運用に加えて、住民ニーズに的確に対応できる最適な組織・機構の編成を進めます。

人材育成基本方針に基づき、職員研修計画の策定により職員の能力開発や資質向上を図るほか、国や県などの積極的な人事交流や、より町民目線に近い民間企業への職員派遣（異業種交流）の実施を検討し、人事評価制度の適正な運用とともに職員の人材育成を行います。

職員のメンタルヘルスケアや、ハラスメント対策を行い、働きやすい職場環境の整備を行います。

### ② 行政事務、住民サービスの改善

総合窓口の取扱業務の拡充をはじめ、マイナンバーを用いた行政手続の簡素化や行政サービスの電子化拡大を進め、町民の利便性の向上を図ります。

また、行政評価や行政事務改善委員会の活用により行政事務の改善を進めます。

### ③ 協働のまちづくりへの対応

協働に対する職員の理解を深めるとともに、あらゆる行政分野において協働による施策の推進を図り、地域協働型、住民提案型事業の実施を支援します。

また、地域自治町民会議やコミュニティ組織、NPO、民間事業者などと連携し、協働のまちづくりを推進します。県内の大学や高等学校との連携を強化し、地域課題の解決に向けた事業や研究活動を協働により進めます。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 大学等高等教育機関との連携（大学との連携、高等学校との連携）
- 地域コミュニティの活性化（地域自治町民会議の設立等の支援）



若手職員施策提案コンペ

## 第2節 行財政の経営

### 2 自治体経営

#### 現状と課題

##### (行財政改革)

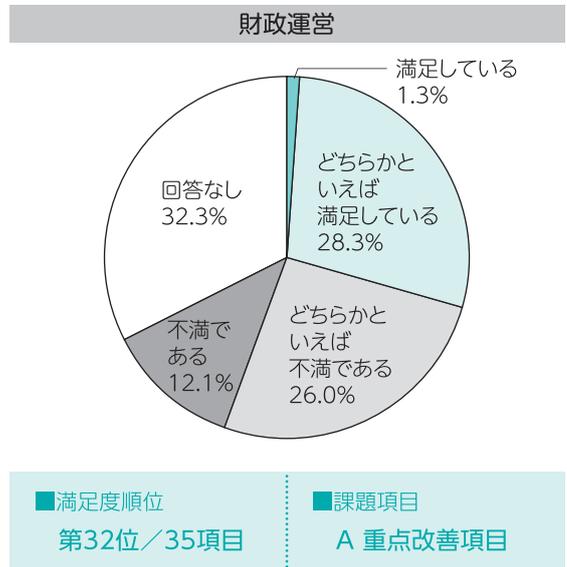
- 本町では、「養老町行政経営改革プラン」(平成23年7月)に基づき、行財政運営の改革に取り組んできました。
- 今後も、総合計画・行政評価・予算編成との連動システムの構築をはじめ、経費の削減・合理化などによる財政の健全化、公共施設の管理運営においての指定管理者制度やPFIなど民間活力の導入により、効率的な行政経営を進めることが必要です。

##### (財政運営)

- 本町の財政運営は健全な状況にあります。年々、経常収支比率の上昇が見られるなど財政の硬直化が進んでおり、近年は地方債の借入れが増加傾向にあるなど厳しい状況となっています。
- 予算配分の重点化や事務事業評価による事業のスクラップ・アンド・ビルド、経常経費の削減を推進するとともに、自主財源の着実な確保が必要です。

##### (広域行政)

- 本町では、西南濃地域の市町において共同処理する一部事務組合をはじめ、平成27年度からは本巣市を含めた西南濃3市9町による西美濃創生広域連携協議会を組織し、職員研修をはじめ、移住定住の促進や観光の振興など幅広い分野において、広域での取り組みを推進しています。
- 今後とも周辺地域と連携し、共通の課題への対応や効率的な行政サービスの提供に取り組むとともに、市町の枠を越えた幅広い交流活動を進めることが課題です。



#### 【関連する個別計画】

- 「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略(平成27年10月).....平成27～31年度
- 養老町中長期財政計画(平成25年12月).....平成26～32年度

#### 施策の目指す姿

民間活力の積極的な導入や経常経費の削減、新たな財源の確保を進め、将来にわたって安定した行政経営(財政運営)が進められるまちを目指します。

目標指標	基準値	中間値	目標値
	2009(平成21)年度	2014(平成26)年度	2020(平成32)年度
指定管理者制度導入施設数	6 施設	6 施設	8 施設
経常収支比率	72.8 %	87.0 %	80 %未満
実質公債費比率	7.4 %	8.3 %	現状維持

## 基本施策の内容

### ①新たな公共経営（NPM）の実践

行政経営改革プランを実現するとともに、民間の経営的な観点も取り入れたNPM(ニュー・パブリック・マネジメント)を推進します。また、総合計画・行政評価・予算編成の有機的な連動を図り、効率的な行政経営(運営)を進めるとともに、行政評価への住民の参画により、事業の見直しを次年度の予算編成につなげるなどPDCAサイクルを回す仕組みづくりを進めます。

### ②民間活力の活用

公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を図り、公共施設の適正な管理を進めます。また、コミュニティ組織や地域自治町民会議、NPOなどと連携し、公共施設の管理運営や業務委託を推進します。引き続き、指定管理者制度・PFI・PPPなど民間活力の活用に向けた検討を行い、業務の効率化や経費の節減を図ります。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 公共施設等の戦略的な維持管理

### ③財政基盤の安定化

町税等の口座振替やコンビニ収納など多様な納付方法をPRするとともに、滞納整理を強化することにより、税収納率の向上を図ります。

ふるさと納税については、クレジット決済を可能とするなど寄附がしやすい環境の整備を進めます。

行政評価の評価結果を次年度に反映させることにより、効果的・効率的な事業の実施を行うとともに、徹底した経常経費の抑制により、財政基盤の安定化を進めます。

分担金や負担金、使用料・手数料などの受益者負担の適正化を図り、適切なサービス提供と経費削減のバランスを保ちます。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 公共施設等の戦略的な維持管理(再掲)

### ④効率的な財政運営

国が進める統一的な基準による財政書類の作成・活用を進めるとともに、行政評価と連動した予算編成の手法を確立し、限られた財源を賢く使いながら、長期的な展望に基づく財政運営を推進します。

上下水道事業は、経営計画に基づいて、運営を改善します。

### ⑤広域連携事業の推進

西美濃創生広域連携推進協議会や西美濃共和国の枠組みにおいて、広域観光の推進、産業振興や雇用促進、移住・定住の促進、定住自立圏の形成に向けた検討などを進め、相互に連携を強めることにより、圏域全体の魅力を向上させるとともに、その波及効果を本町の発展につなげます。

県内の大学との包括連携協定の締結に向けた働きかけを行い、地域課題の解決に向けた事業を連携して実施します。

#### 【総合戦略における具体的な施策】

- 西美濃圏域市町の連携推進(西美濃創生広域連携推進協議会による連携事業の実施)
- 定住自立圏の促進

《施策体系》

施策の柱	施策項目	基本施策	担当課	
1 住民主役のまちづくり	(1) 情報の共有化	①広報・広聴の充実	企画政策課	
		②情報公開の推進	総務課 企画政策課	
	(2) コミュニティ	①活動組織の連携と新たな組織づくり	総務課 企画政策課 関係各課	
		②地域自治町民会議の支援	企画政策課 関係各課	
		③地域施設の有効活用	総務課 生涯学習課	
	(3) 住民参画と地域協働	①住民参画と地域協働の仕組みづくり	総務課 企画政策課 生涯学習課 関係各課	
		②町民憲章実践活動との連動	生涯学習課	
		③地域協働型活動の推進	総務課 企画政策課 企業誘致・商工観光課 建設課 生涯学習課 関係各課	
	2 行財政の経営	(1) 行政組織	①行政組織の改善と職員育成、人事諸制度	総務課
			②行政事務、住民サービスの改善	総務課 企画政策課 住民人権課 関係各課
③協働のまちづくりへの対応			総務課 企画政策課 関係各課	
(2) 自治体経営		①新たな公共経営（NPM）の実践	総務課 企画政策課	
		②民間活力の活用	総務課 企画政策課 建設課 関係各課	
		③財政基盤の安定化	総務課 税務課 関係各課	
		④効率的な財政運営	総務課 企画政策課 水道課	
		⑤広域連携事業の推進	企画政策課 企業誘致・商工観光課	



# 參考資料

## 1 目標指標一覧表

## 第1章 輝く人のまち【人】

施策の柱	施策項目	目標指標	基準値	中間値	目標値
			2009(平成21年度)	2014(平成26年度)	2020(平成32年度)
1 豊かな心を育むまちづくり	(1) 学校教育	義務教育施策に満足している人の割合	67.8%	48.4%	75.0%
		保護者の学校評価における満足度	85.0%	87.0%	90.0%
		校内LAN整備率(小中学校)	33.3%	44.4%	100.0%
	(2) 青少年育成	少年団体連絡協議会への協議会構成団体の参加率	72.7%	86.6%	90.0%
		再編を進めることによる会員数10人以下の単位子ども会の割合	23.1%	20.6%	15.0%
		「家族の絆 愛の詩」作品応募数	1,755篇	2,600篇	2,800篇
		親子学習への参加希望者数	76人	50人	70人
	(3) 生涯学習	「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議推進大会の参加者数	303人	300人	400人
		公民館の利用延べ人数	51,259人	54,836人	60,000人
		まちづくり課題に関する公民館講座の参加者数	553人	400人	800人
	(4) 生涯スポーツ	リーダーバンク登録指導者数	0人	0人	50人
		ウォーキングコース設置数	0カ所	2カ所	7カ所
		ハイキング、ウォーキング催事の開催回数	2回/年	2回/年	5回/年
		地域スポーツクラブ数	0団体	0団体	3団体
		バルシューレの指導者数	0人	0人	20人
2 地域文化を育むまちづくり	(1) 地域間・国際交流	外国語版ガイドブックなどの作成件数	1件	0件	3件
		国際学習会館外国語講座受講者数	128人	110人	142人
	(2) 文化活動	芸術・文化活動に満足している人の割合	68.3%	41.4%	75.0%
		子どもたちの文化芸術体験企画の実施回数	0回/年	11回/年	12回/年
		図書館の年間個人貸出冊数	69,278冊/年	61,762冊/年	71,000冊/年
	(3) 歴史文化	歴史・文化の伝承に満足している人の割合	66.4%	46.3%	70.0%
デジタルアーカイブ化した文化財の件数		1件	2件	3件	
3 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり	(1) 人権	人権・心配ごと相談件数	21件/年	16件/年	20件/年
		人権を侵害されたと感じたことがある人の割合	28.0%	17.5%	10.0%
		人権教育研修会において「ためになった」と回答した参加者の割合	95.3%	94.5%	96.0%
		町広報紙で人権啓発などを行った回数	9回/年	6回/年	9回/年
	(2) 男女共同参画	男女共同参画施策に満足している人の割合	48.0%	37.8%	55.0%
		ジェンダーを認識している人の割合	31.0%	25.3%	35.0%
		審議会などへの女性登用率	23.6%	23.9%	30.0%
		岐阜県子育て支援事業制度登録事業所数	—	10社	20社

## 第2章 活力のあるまち【基盤】

施策の柱	施策項目	目標指標	基準値	中間値	目標値
			2009(平成21年度)	2014(平成26年度)	2020(平成32年度)
1 便利な交通網、 情報基盤づくり	(1) 公共交通	公共交通機関に満足している人の割合	42.7%	41.5%	60.0%
		養老鉄道乗降客数	2,592人	2,354人	3,000人
		オンデマンドバスの利用者数	34,771人/年	31,356人/年	36,500人/年
	(2) 道路網	町道(1～2級)改良率	71.5%	72.8%	90.0%
		町道(その他路線)舗装率	53.7%	56.7%	80.0%
		道路網の整備に満足している人の割合	50.1%	51.2%	70.0%
		協力ボランティア団体数	7団体	7団体	20団体
	(3) 情報基盤	CATVの加入世帯率	52.3%	56.9%	60.0%
		電子申請・届出可能業務件数	3件	5件	6件
	2 快適な市街地、 集落環境づくり	(1) 市街地、 集落環境	計画的な土地利用に満足している人の割合	48.6%	26.0%
(2) 住環境		特定公共賃貸住宅の入居率	65.0%	80.4%	85.0%
		住宅の耐震化率	59.0%	62.3%	90.0%
(3) 上下水道		水道管の耐震化率	2.4%	8.9%	15.0%
		高度処理型合併処理浄化槽による水洗化率(浄化槽人口普及率)	20.4%	24.2%	34.7%
		公共下水道による水洗化率	61.8%	72.1%	85.0%
3 活気ある産業づくり		(1) 農業と林業・ 水産業	遊休農地面積	64ha	63ha
	認定農業者数		37人	64人	70人
	間伐事業面積		7ha	9ha	10ha
	学校給食の地産地消重量		47t/年	55t/年	50t/年
	創業支援の相談件数		－	－	5件
	(2) 商工業	企業立地奨励制度の活用件数	1回/年	4回/年	5回/年
		創業支援の相談件数	－	－	5件
		企業立地用地登録件数	1件	5件	10件
	(3) 観光	養老キャンプセンター利用者数	1,084人/年	707人/年	1,200人/年
		観光入込客数	1,107千人/年	922千人/年	1,300千人/年
		観光ガイド数	0人	3人	5人
	(4) 雇用・就労	勤労者生活資金融資制度による貸付件数	4件/年	0件/年	2件/年
		事業所エリアガイドブックへの掲載企業数	47社	55社	70社

基本構想

後期基本計画第1編

後期基本計画第2編

後期基本計画第3編第1章

後期基本計画第3編第2章

後期基本計画第3編第3章

後期基本計画第3編第4章

参考資料

## 第3章 安心・安全なまち【暮らし】

施策の柱	施策項目	目標指標	基準値	中間値	目標値	
			2009(平成21年度)	2014(平成26年度)	2020(平成32年度)	
1 支え合うまちづくり	(1) 子育て支援	特別保育の実施事業数	5事業	4事業	9事業	
		幼保合同研修会の開催回数	2回/年	2回/年	6回/年	
		子育て支援に満足している人の割合	60.7%	37.8%	75.0%	
		子育てボランティア団体数	3団体	1団体	5団体	
		保育体験をした中高生の数	25人/年	77人/年	150人/年	
	(2) 健康づくり	健康づくり施策に満足している人の割合	69.4%	52.8%	75.0%	
		特定健康診査受診率	31.7%	33.1%	65.0%	
		被保険者1人当たりの医療費	262,950円/年	336,909円/年	現状以下	
		国民健康保険税の収納率	89.21%	93.18%	95.0%	
	(3) 地域福祉	ボランティア登録団体(会員)数	4団体(260人)	6団体(189人)	6団体(200人)	
		ふれあい・いきいきサロンの拠点数	29カ所	34カ所	50カ所	
		緊急通報システム装置の設置台数	160台	202台	202台	
		ひとり親家庭からの相談件数	15件/年	3件/年	20件/年	
		国民年金保険料の口座振替率	45.1%	43.1%	47.0%	
		介護予防教室の参加者数	63人	113人	120人	
	(4) 高齢者福祉	配食サービスの利用者数	19人	15人	25人	
		要介護(要支援)認定者数	総数	1,153人	1,402人	1,847人
			要介護	914人	1,105人	1,474人
			要支援	239人	297人	373人
		ふれあい・いきいきサロンの利用者数	6,970人/年	11,040人/年	18,950人/年	
		シルバー人材センターの登録者数	242人	211人	350人	
(5) 障がい者福祉	グループホームの利用者数	6人	10人	25人		
	地域生活支援事業利用者数	18人	34人	40人		
	児童発達支援利用者数	32人	64人	75人		
2 環境と共生するまちづくり	(1) 地球環境保全	二酸化炭素排出量	5,836t/年	5,159t/年	4,986t/年	
		「ぎふエコ宣言」への登録参加団体数	2団体	3団体	4団体	
	(2) ごみと廃棄物	住民1人当たりのごみの排出量	284kg/年	278kg/年	265kg/年	
		資源分別回収量	1,641t/年	1,203t/年	1,830t/年	
	(3) 水と緑の空間	有害鳥獣の捕獲駆除数	2,483件/年	3,155件/年	2,900件/年	
		地域や住民により管理される公園の数	-	16カ所	20カ所	
		不法投棄発生件数	396件/年	127件/年	100件/年	
	環境美化活動への住民の参加者数	500人	588人	700人		
3 安全なまちづくり	(1) 防犯	活用や廃棄などの対策を行った空き家数(戸)	-	-	10戸	
		刑法犯認知件数	370件/年	307件/年	330件/年	
	(2) 交通安全	交通事故発生件数	129件/年	75件/年	70件/年	
		交通安全教室の開催数	11回/年	14回/年	15回/年	
	(3) 消費生活相談件数	消費者相談件数	14件/年	14件/年	20件/年	
	(4) 防災	重要水防個所数(国直轄管理河川)	13カ所	13カ所	13カ所	
		防災備蓄倉庫の整備率	81.8%	90.9%	100.0%	
		普通救命講習受講者数	5,179人	8,940人	12,000人	

## 第4章 地域経営の推進

施策の柱	施策項目	目標指標	基準値	中間値	目標値
			2009(平成21年度)	2014(平成26年度)	2020(平成32年度)
1 住民主役の まちづくり	(1) 情報の共有化	町ホームページへのアクセス件数	337,852件/年	643,771件/年	800,000件/年
	(2) コミュニティ	コミュニティ活動施策に満足している人の割合	68.1%	48.2%	70.0%
		地域自治町民会議の設立率	—	9%	100.0%
(3) 住民参画と地域協働	公募委員を採用している委員会数	4	7	8	
2 行財政の 経営	(1) 行政組織	職員の外部研修への参加率	31.7%	48.3%	50.0%
		人事評価制度の実施率	0%(試行中)	0%(試行中)	100.0%
		電子申請・届出可能業務件数	3件	5件	6件
	(2) 自治体経営	指定管理者制度導入施設数	6施設	6施設	8施設
		経常収支比率	72.8%	87.0%	80%未満
		実質公債費比率	7.4%	8.3%	現状維持

基本構想

後期基本計画第1編

後期基本計画第2編

後期基本計画第3編第1章

後期基本計画第3編第2章

後期基本計画第3編第3章

後期基本計画第3編第4章

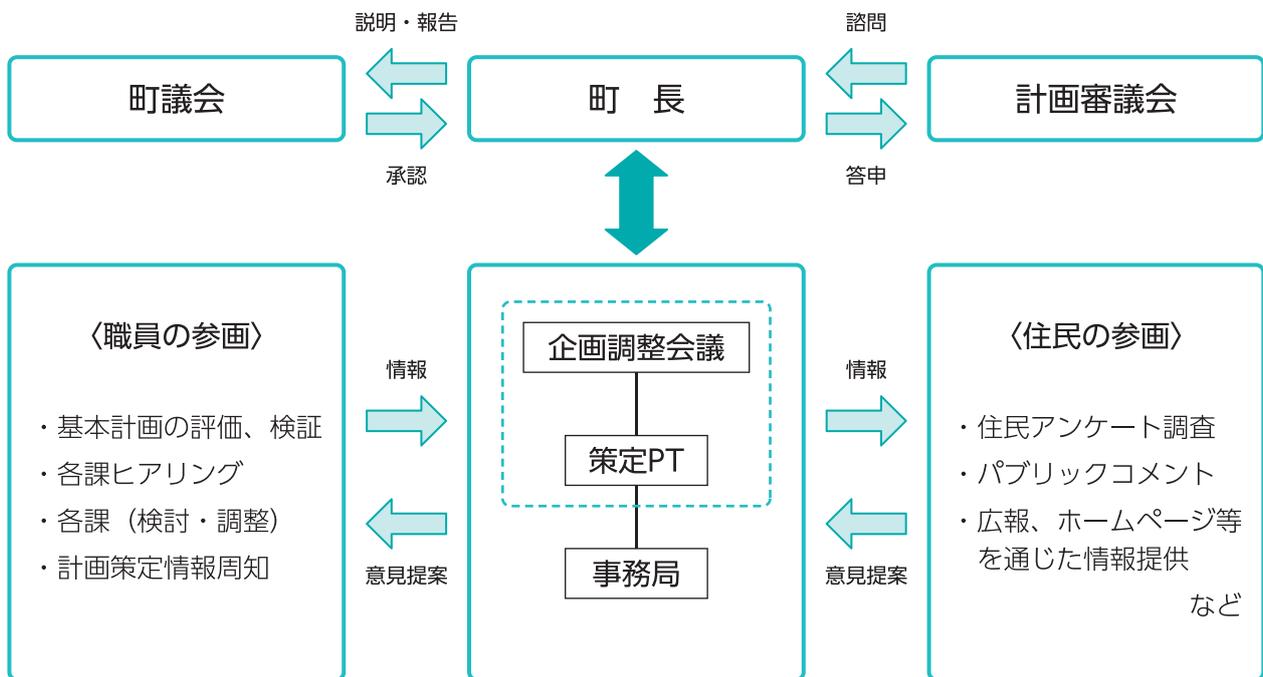
参考資料

## 2 後期基本計画の策定過程

### (1) 策定経過

日付	項目	内容
平成26年度 9月10～30日	まちづくり住民アンケートの実施	・20歳以上の1,000人を対象に郵送配布・回収 ・回収率47.3% (473人)
12月1～22日	計画審議会・町民公募委員の募集	・応募者より2名を選出
平成27年度 4月9日	第1回企画調整会議	・後期基本計画の策定方針の説明 ・まちづくり住民アンケート結果の説明 ・策定プロジェクトチーム設置の協議
4月30日	プロジェクトチーム会議	・後期基本計画の策定方針の説明 ・まちづくり住民アンケート結果の説明 ・前期基本計画の施策評価・検証
4月30日～ 5月29日	前期基本計画の施策評価・検証の実施	・前期基本計画の進捗状況について、庁内において内部評価・検証の実施
5月15日	第1回計画審議会	・計画審議会委員の委嘱、会長・副会長の選任 ・後期基本計画の策定方針の説明 ・まちづくり住民アンケート結果の説明 ・第五次総合計画・後期基本計画の策定に係る取組経過の説明
6月1日～ 6月30日	前期基本計画の進捗状況及び施策に係る課題の把握	・庁内における内部評価に基づき、事務局において前期基本計画の進捗状況や課題の把握
7月1日～ 7月16日	庁内ヒアリングの実施	・前期基本計画の進捗状況の確認 ・後期基本計画の策定に係る課題の整理
7月12日	まちづくりワールド・カフェの開催	・町内に在住・在勤の約40人が参加し、“これからのまちづくり”について意見交換
8月10日	第2回計画審議会	・前期基本計画の進捗状況及び課題の説明
9月29日	第3回計画審議会	・人口ビジョン、総合戦略について審議
10月27日	第4回計画審議会	・人口ビジョン、総合戦略について審議 ・後期基本計画の策定に係るスケジュールの説明
11月18日	第2回企画調整会議	・後期基本計画（分野別計画）（素案）の説明
11月18日～ 11月25日	後期基本計画（素案）の検討	・後期基本計画（素案）の内容について庁内検討
12月2日	第5回計画審議会	・後期基本計画（素案）について審議
1月21日	第6回計画審議会	・後期基本計画（素案）修正点についての説明 ・後期基本計画（素案）について審議 ・後期基本計画（素案）に関するパブリックコメント実施の説明
1月25日～ 2月24日	パブリックコメントの実施	・意見の提出なし
3月2日	第7回計画審議会（最終）	・パブリックコメント実施結果の報告 ・後期基本計画（素案）の修正案の審議 ・答申内容の協議
3月10日	養老町計画審議会から答申	
3月17日	後期基本計画の決定	

## (2) 策定体制図



### 3 養老町計画審議会

#### (1) 設置条例

##### 養老町計画審議会設置条例

昭和43年養老町条例第1号

##### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、養老町計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

##### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、養老町計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。

##### (組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 国又は地方公共団体の職員
- (5) 団体の役員又は職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 町民公募による者

3 委員は非常勤とする。

##### (任期等)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### (部会)

第7条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

##### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、町長の定める機関において行う。

##### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

##### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 養老町新市町村建設審議会設置条例(昭和32年3月養老町条例第6号)は、廃止する。

附 則(平成2年7月17日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、平成2年7月1日から適用する。

附 則(平成21年6月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	役 職 名	氏 名
町議会の議員	議長	○野村 永一
	副議長	三田 正敏
	総務民生委員会委員長	早崎 百合子
	産業建設委員会委員長	岩永 義仁
	議会運営委員会委員長	水谷 久美子
町教育委員会の委員	教育委員	後藤 稔治
町農業委員会の委員	農業委員会会長	堀 哲雄
国又は地方公共団体の職員	岐阜県西濃県事務所所長	尾藤 米宏
団体の役員又は職員	養老町区長連絡協議会会長	安田 澄雄
	上多度地域自治町民会議会長	松本 勝由
	特定非営利活動法人ヨロスト	松永 文代
	養老町民生児童委員協議会理事	椿井 里子
	(福) 養老町社会福祉協議会事務局長	田中 純美
	養老町老人クラブ連合会会長	早崎 隆文
	養老町商工会会長	野寺 兼次
	養老町観光協会会長	中村 一
	西美濃農業協同組合高田支店主任	杉野 仁美
	養老町水田農業担い手協議会会長	杉野 利廣
	金融機関の代表 (大垣共立銀行養老支店長)	山田 祥博
	(公財) 養老町スポーツ連盟会長	石井 光一
学識経験を有する者	養老郡医師会会長	船戸 崇史 (佐久間 孝)
	国立大学法人 岐阜大学工学部教授	◎高木 朗義
町民公募による者	町民公募	小野 眞己
	町民公募	片山 智尋
オブザーバー	岐阜県議会議員	村下 貴夫
	中日新聞社養老通信局長	平井 剛
	岐阜新聞社海津支局長 (第4回まで)	富樫 一平
	養老の郷づくり株式会社 (第2回から)	松岡 茂行

◎委員長、○副委員長 ( )内は前任の委員

(3) 諮問書

養企第118号  
平成27年5月15日

養老町計画審議会会長 様

養老町長 大橋 孝

養老町第五次総合計画・後期基本計画について（諮問）

養老町計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、養老町第五次総合計画・後期基本計画（案）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

## (4) 答申書

平成28年3月10日

養老町長 大橋 孝 様

養老町計画審議会  
会長 高木 朗義

## 養老町第五次総合計画・後期基本計画について（答申）

平成27年5月15日付け養企第118号をもって諮問のあったことについて、本審議会において審議を行った結果、次のとおり答申します。

## 答 申

養老町第五次総合計画・後期基本計画（案）は、基本構想で定めたまちづくりの目標、“みんなで力をあわせる絆のまちづくり”を達成するため、住民・地域・民間事業者など多様な主体の参画を得ながら、「地域協働の力」を推進力にまちづくりを進めるものであり、「新しい公共」の形成に向けて、住民一人ひとりに対して意識変革（チェンジ）を求める内容となっており、“地域協働”を強く意識した計画としました。

また、平成25年3月に策定された「新生養老まちづくり構想」や、昨年10月に策定された町人口ビジョン・「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略との連携・連動を図り、本計画に掲げる施策との一体的な推進が図られるよう配慮しました。

さらに、各分野における施策の目指す姿を明確にするとともに、前期基本計画の進捗評価や課題等の整理などを踏まえて、目標指標の選定や目標値の再設定を行いました。

町長は、本審議会の答申の趣旨を尊重し、下記の点に留意しながら、本計画の実施にあたり格段の努力と積極的な取り組みを強く要望します。

## 記

- 1 第五次総合計画を推進するにあたり、改めて、町民と行政との協働の意義や必要性について啓発を図り、本計画が真に町民のための計画となるよう、町民とともに手を携えながら、今後のまちづくりを進めていきましょう。
- 2 地域自治町民会議については、区長会や公民館運営協議会、コミュニティ・スクールなどとの関係や、これまでのまちづくりに関する取り組みを整理しつつ、地域自治町民会議が目指す姿や設立に係る具体的なプロセスについて示し、町民とともに協議しながら地域自治町民会議の設立を進めていきましょう。
- 3 協働のまちづくりを進めるにあたり、町民と行政とが協働して担うまちづくりの分野や取組内容について協議を重ねていきましょう。
- 4 総合計画の円滑な推進を図るため、PDCAサイクルを効果的に回すシステムが早期に構築されるとともに、町民の参画を前提とした評価・検証組織や運営に係る組織が設置されることにより、本計画を着実に進めていきましょう。
- 5 第五次総合計画の取り組みが、今後のまちづくり並びに次期の総合計画につながるよう、施策の方向性や、目標指標及び目標値の設定などに関することについて、上記の検証組織をはじめ、町民と継続的に検討していきましょう。

## 4 庁内策定組織

### (1) 企画調整会議

#### 養老町企画調整会議設置規程

昭和60年養老町訓令甲第6号

#### (設置)

第1条 町長の諮問に応じて、町の諸施策の総合調整を行い、もって町政を適正かつ能率的に推進するため、企画調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項を調整審議する。

- (1) 重要な施策の計画、決定、調査等に関する事項
- (2) 町が行う各種事業の実施に関する事項
- (3) その他町行政に関する事項

#### (組織)

第3条 調整会議は委員長、副委員長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、職員のうちから町長が任命する。
- 4 委員会に専門部会を置くことができる。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、調整会議を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (運営)

第5条 調整会議及び専門部会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 調整会議の庶務は、総務部企画政策課において行う。

#### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月30日訓令甲第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令甲第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日訓令甲第1号）抄

#### (施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日訓令甲第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## (2)プロジェクトチーム

### 養老町プロジェクトチームの設置に関する規程

昭和60養老町訓令甲第7号

#### (趣旨)

第1条 この規程は、高度に専門化し、複雑化する行政に対処して特定の緊急課題（以下「プロジェクト」という。）の解決のため人員能力を特定組織に結集し、効率的に効果のある結論を見いだすプロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

#### (設置)

第2条 チームを設置しようとするときは、養老町企画調整会議設置規程（昭和60年養老町訓令甲第6号）に定める企画調整会議において、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 設置の目的
- (2) 名称
- (3) 設置する課
- (4) 設置期間
- (5) 構成
- (6) その他必要な事項

#### (構成)

第3条 チームは、プロジェクトごとに設置し、町長は目的達成に最も適した職員をチームの構成員に任命する。

2 チームに総括者を置く。総括者は原則として、課長相当職の権限を行使し、プロジェクトの調査、研究又は計画策定についてチームを総括し、チームの運営について責任を負うものとする。

3 チームに副総括者を置くことができる。副総括者は、総括者を補佐するものとする。

#### (関係課の協力)

第4条 関係課は、チームの運営について積極的に協力するものとする。

#### (予算の執行等)

第5条 チームに必要な運営の経費は、原則としてチームを設置する関係課の予算をもって執行するものとする。

#### (報告等)

第6条 総括者は、プロジェクトの調査、研究又は計画策定の振興状況を必要に応じて町長に報告するとともに、所定の期限までに成案を提出しなければならない。

2 町長は、総括者から前項に規定する成案の提出を受け、その任務が達成されたと認めたときは、チームの解散を命ずるものとする。

#### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 5 住民参画

### (1) 住民アンケート調査

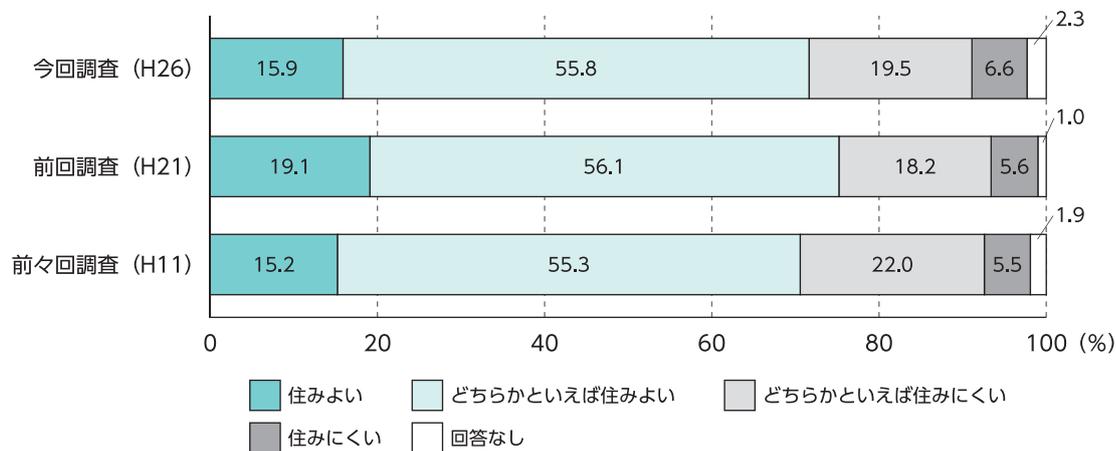
町民の今後のまちづくりに対する考えや意見を把握するために住民アンケート調査を実施しました。今後のまちづくりへの意向と期待は、次のような内容に集約されます。

注) 住民アンケート調査は、平成26年8月に20歳以上の町民1,000名を無作為抽出し、郵送で配布・回収しました。回答は473名、回収率47.3%でした。

なお、前回調査は第五次総合計画策定時の平成21年7月に町民2,000名に実施し、回答は、1,423名、回収率71.2%でした。また、前々回調査は第四次総合計画策定時の平成11年に実施しています。

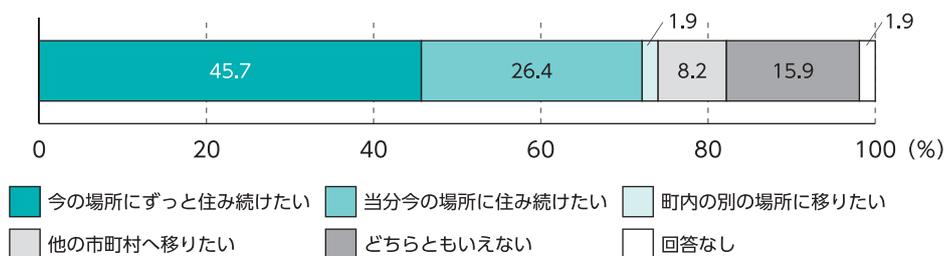
#### ■ 養老町は住みよいですか。

「住みよい」が15.9%、「どちらかといえば住みよい」が55.8%で、合わせて70%以上が『住みよい』と評価しています。しかし、前回調査に比べて「住み良い」の割合がやや低くなっています。



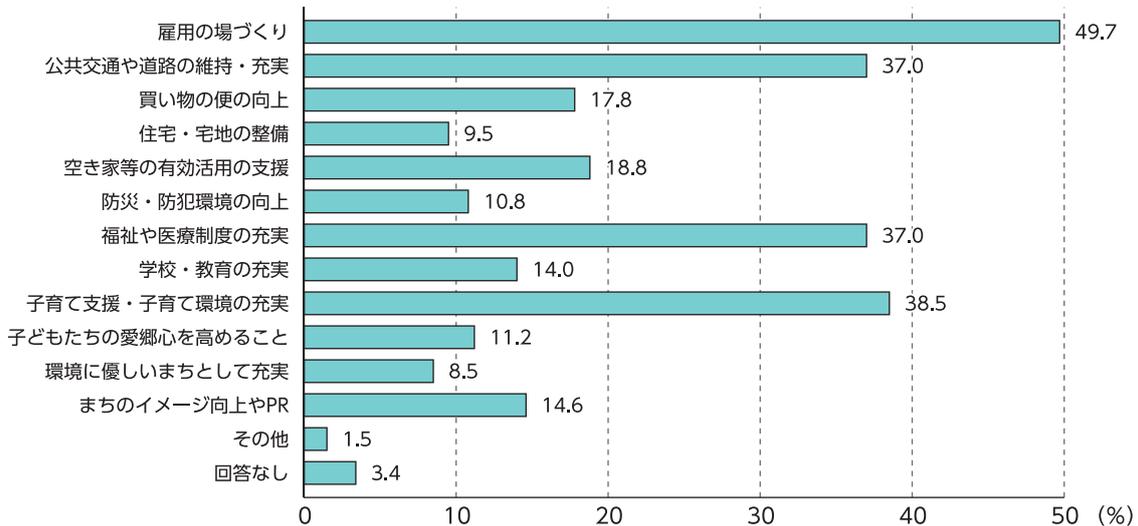
#### ■ 養老町に住み続けたいですか。

「今の場所にずっと住み続けたい」が45.7%と最も多く、「当分今の場所に住み続けたい」が26.4%で、合わせて『住み続けたい』が70%を超えています。なお、前回調査に比べ選択肢の構成が異なるものの『住み続けたい』の割合はやや低くなっています。



## ■ 養老町に住み続ける人を増やすために、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。

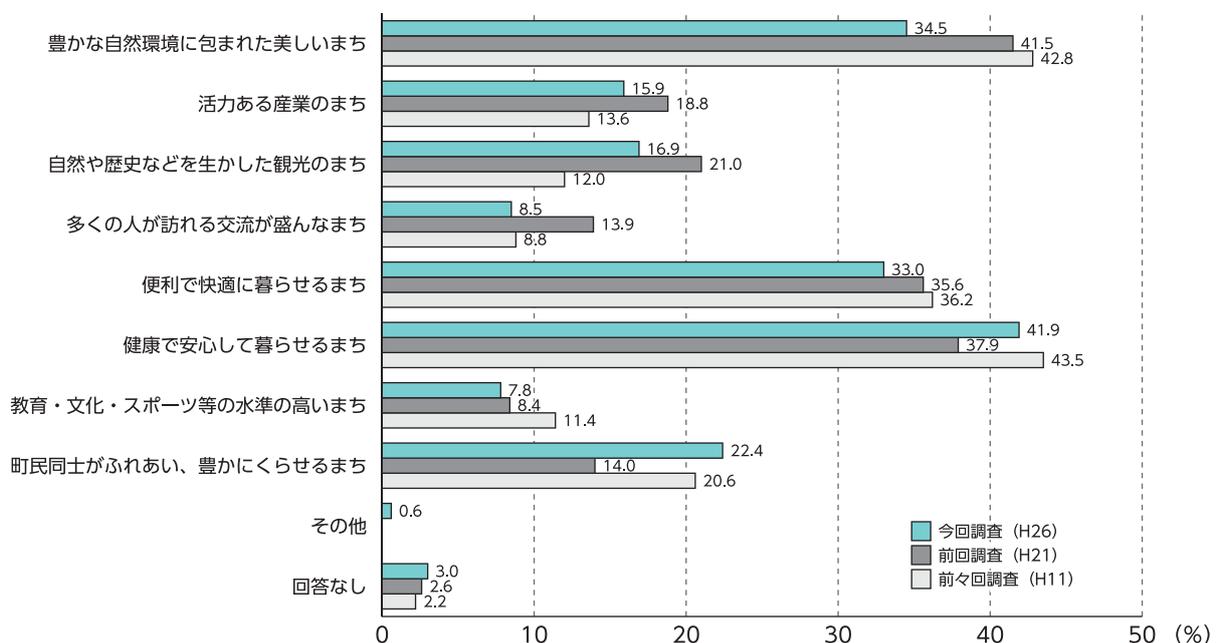
「雇用の場づくり」、「子育て支援・子育て環境の充実」、「公共交通や道路の維持・充実」、「福祉や医療制度の充実」が多くなっています。



## ■ 養老町は将来、どのようなイメージになることを望みますか。

将来イメージでは、「健康で安心して暮らせるまち」が最も高く、次いで「豊かな自然環境に包まれた美しいまち」と「便利で快適に暮らせるまち」、「町民同士がふれあい、豊かに暮らせるまち」となっています。

前回調査に比べて「健康で安心して暮らせるまち」や「町民同士がふれあい、豊かに暮らせるまち」はやや高くなり、逆に「豊かな自然環境に包まれた美しいまち」や「便利で快適に暮らせるまち」は低くなっています。



## ■ 分野項目ごとの現状の満足度と今後の重要度の評価について

まちづくりの分野35項目についての「満足度評点」では、35項目のうち、27項目がプラス、8項目がマイナスになっています。なお、満足度評点が高い順に「消防・救急」、「保健」、「広報・広聴」となっています。反対に、満足度評点が低い順に「商業・工業の振興」、「雇用の安定・充実」、「計画的な土地利用」となっています。

今後の「重要度評点」では、重要度評点が高い順に「義務教育」、「子育て支援」、「地域医療」で、反対に重要度評点が低い順に「多文化共生の推進」、「コミュニティ活動」、「芸術・文化活動」となっています。

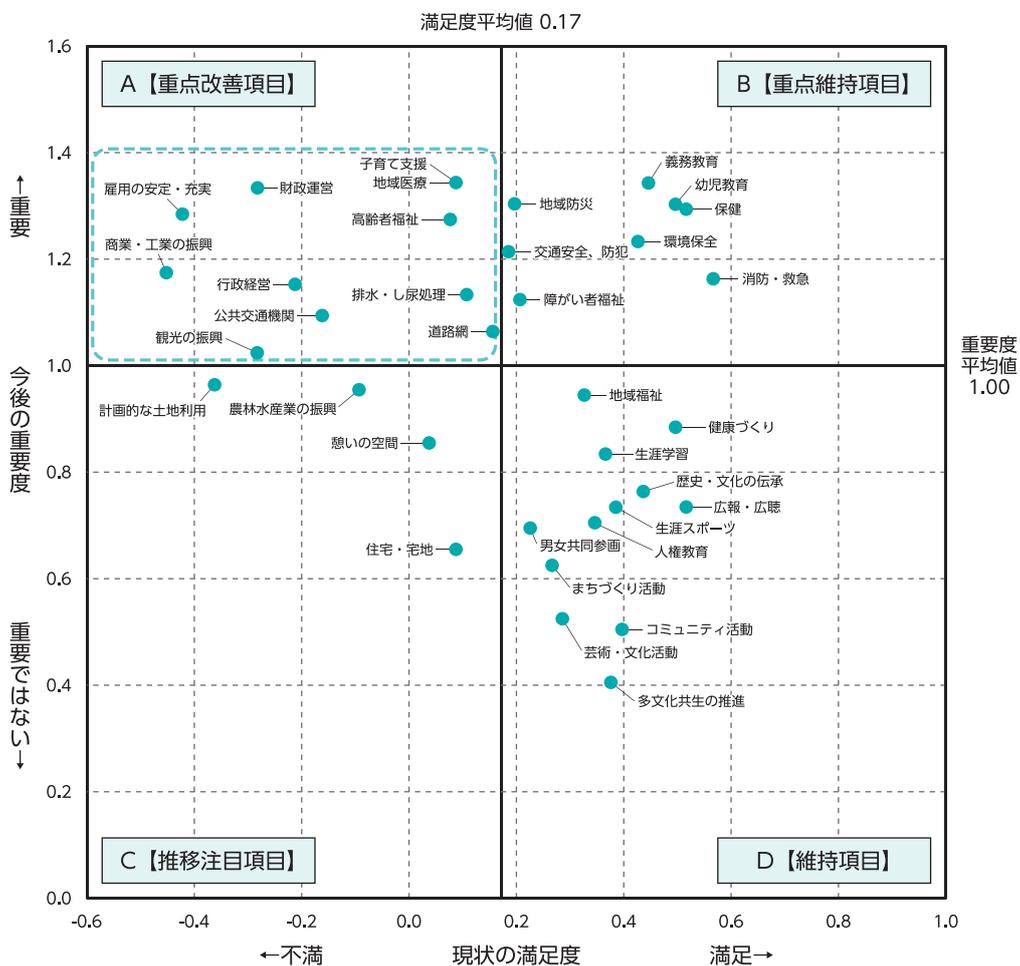
	項目	満足度評点	重要度評点	領域
人	1 義務教育	0.45	1.34	B
	2 幼児教育	0.50	1.30	B
	3 生涯学習	0.37	0.83	D
	4 生涯スポーツ	0.39	0.73	D
	5 多文化共生の推進	0.38	0.40	D
	6 芸術・文化活動	0.29	0.52	D
	7 歴史・文化の伝承	0.44	0.76	D
	8 人権教育	0.35	0.70	D
	9 男女共同参画	0.23	0.69	D
基盤	10 公共交通機関	-0.16	1.09	A
	11 道路網	0.16	1.06	A
	12 計画的な土地利用	-0.36	0.96	C
	13 住宅・宅地	0.09	0.65	C
	14 排水・し尿処理	0.11	1.13	A
	15 農林水産業の振興	-0.09	0.95	C
	16 商業・工業の振興	-0.45	1.17	A
	17 観光の振興	-0.28	1.02	A
18 雇用の安定・充実	-0.42	1.28	A	
暮らし	19 子育て支援	0.09	1.34	A
	20 保健	0.52	1.29	B
	21 健康づくり	0.50	0.88	D
	22 地域医療	0.09	1.34	D
	23 地域福祉	0.33	0.94	A
	24 高齢者福祉	0.08	1.27	A
	25 障がい者福祉	0.21	1.12	B
	26 環境保全	0.43	1.23	B
	27 憩いの空間	0.04	0.85	C
	28 交通安全、防犯	0.19	1.21	B
	29 地域防災	0.20	1.30	B
30 消防・救急	0.57	1.16	B	
地域経営	31 広報・広聴	0.52	0.73	D
	32 コミュニティ活動	0.40	0.50	D
	33 まちづくり活動	0.27	0.62	D
	34 行政経営	-0.21	1.15	A
	35 財政運営	-0.28	1.33	A

35項目全体の満足度と重要度の評点平均（満足度平均0.17点、重要度平均1.00点）をもとに【重点改善項目】、【重点維持項目】、【推移注目項目】、【維持項目】の4つの領域に区分し、35項目を分類しました。

- A：【重点改善項目】満足度が低く、重要度が高い  
～最優先で改善が求められるもの～
- B：【重点維持項目】満足度が高く、重要度も高い  
～概ね満足が得られているが、引き続き維持・充実していくことが求められるもの～
- C：【推移注目項目】満足度が低く、重要度も低い  
～重点課題ではないが、今後の推移を注目していくことが求められるもの～
- D：【維持項目】満足度が高く、重要度が低い  
～このままの状態を保つことが求められるもの～

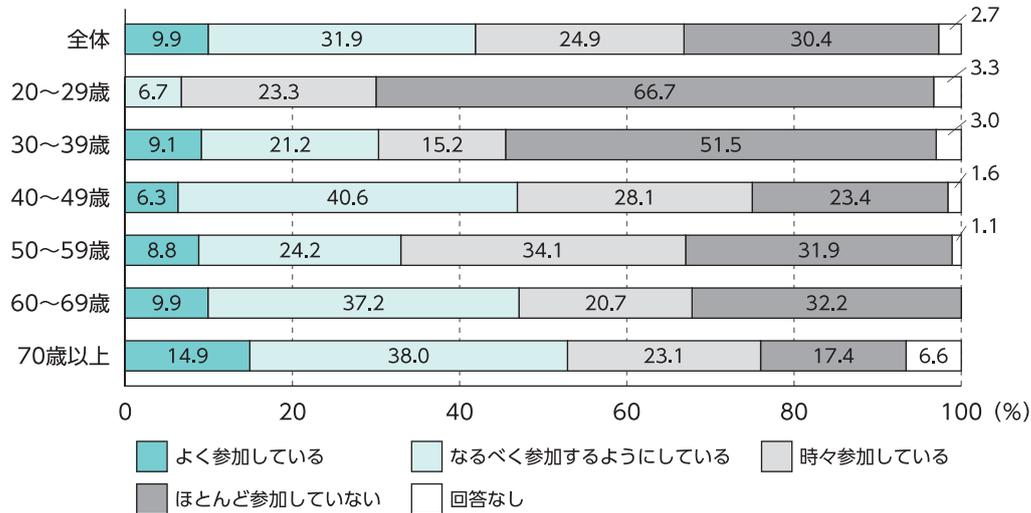
満足度が低く、重要度が高いA：【重点改善項目】では、「雇用の安定・充実」、「商業・工業の振興」、「観光の振興」、「財政運営」、「行政経営」、「子育て支援」、「地域医療」、「高齢者福祉」、「公共交通機関」、「排水・し尿処理」、「道路網」となっています。

「1.満足している」「1.特に重要である」を+2点、「2.どちらかといえば満足している」「2.どちらかといえば重要である」を+1点、「3.どちらかといえば不満である」「3.どちらかといえば重要ではない」を-1点、「4.不満である」「4.重要ではない」を-2点で得点を付け、「回答なし」を除いた回答者数を母数にした平均値を評点とした。



■ 地域・地区や各種団体等の活動や行事にどの程度参加されていますか。

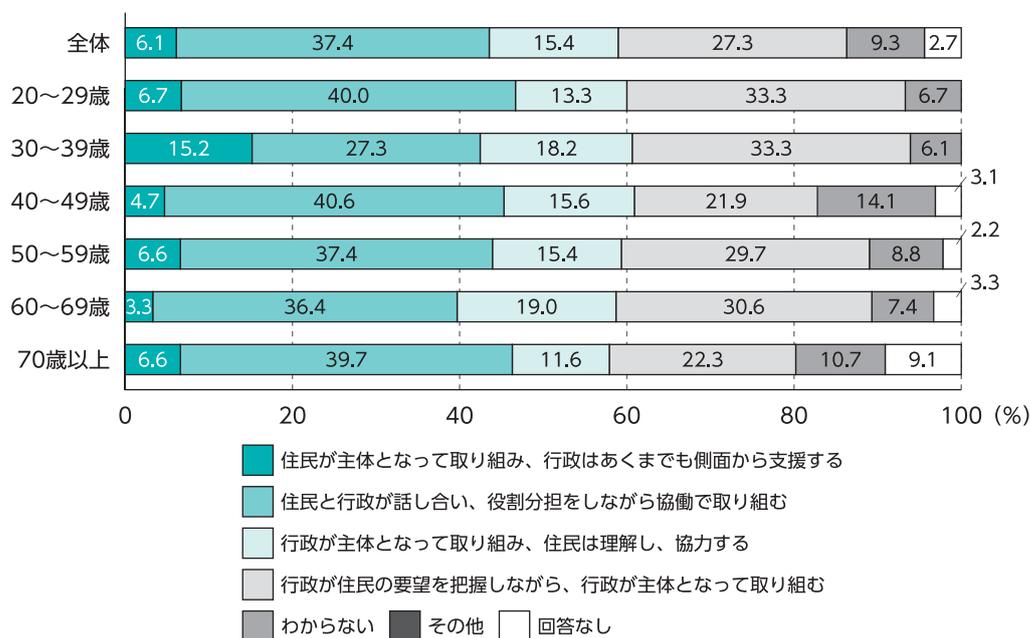
地域・地区や各種団体等の活動などへの参加は、「なるべく参加するようにしている」が31.9%で最も多く、「よく参加している」、「時々参加している」を合わせると、『参加している』が約67%となっています。



■ まちづくりを進める方法として、どのようなやり方が望ましいと思いますか。

「住民と行政が話し合い、役割分担をしながら協働で取り組む」が37.4%と最も多く、次いで「行政が住民の要望を把握しながら、行政が主体となって取り組む」が27.3%となっています。

『住民主体・協働』（「住民が主体となって取り組み、行政はあくまでも側面から支援する」＋「住民と行政が話し合い、役割分担をしながら協働で取り組む」）と、『行政主体』（「行政が主体となって取り組み、住民は理解し、協力する」＋「行政が住民の要望を把握しながら、行政が主体となって取り組む」）は約43%で拮抗しています。



## (2) まちづくりワールド・カフェ

町では、総合計画の見直しや地方版総合戦略の策定を進めるにあたり、広く町民のみなさんの意見を把握し、計画に反映させるため、「まちづくりワールド・カフェ ～みんなではなそう！ みんなでつくろう！ ようろうのみらい！～」を開催しました。

この「まちづくりワールド・カフェ」において出された意見の概要は、次のとおりです。

注) 「まちづくりワールド・カフェ」：一般公募と町内企業、各種団体からの推薦による40人が参加し、ワールド・カフェ方式を用いた対話（3ラウンドと全体共有）を行いました。

### ■開催日時

平成27年7月12日（日）午後7時～午後9時

### ■開催場所

養老町中央公民館・中ホール

### ■参加者

町内に在住・在勤の方 40人

（町内企業、金融機関、商工会青年部、医療・介護・福祉関係、主任児童委員、まちづくりリーダー、婚活サポーター、消防団、保育園、高校）



### ■テーマ

「理想のまちとは」

ラウンド① 理想のまちって、どんなまち？

ラウンド② 理想が現実になったら、まちはどうなる？

ラウンド③ 今すぐにできること 今取り組むことは？

### ■ワールド・カフェ（話し合いの経過）

〈ラウンド①：“理想のまち、将来の養老町って、どんなまちのイメージですか？”〉

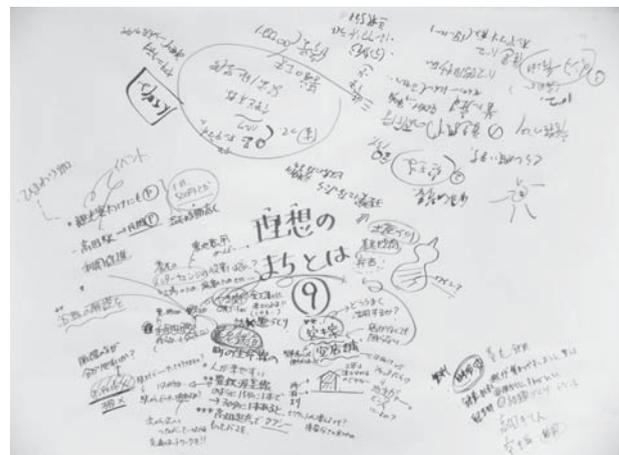
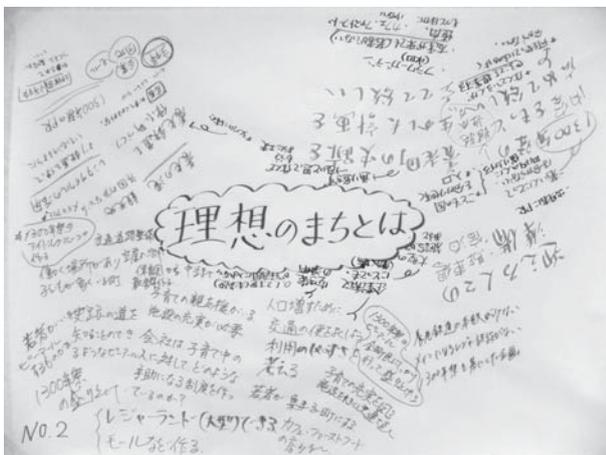
- ・地元で就職先がない、若者が活躍できるまちに
- ・安全・安心のまち
- ・道の駅に期待
- ・小さい子を宝物を大切にする町、移動ではなくて固定の子育て応援団
- ・子どもを生みやすい町
- ・働く場所のあるまち→子どもも大切に（みんなで見たいね、ただ集まるようにするだけでも）
- ・しごとー若者＝家族＝生きがい
- ・生活の場ではない
- ・養老のいこいの場所（道の駅など）
- ・子育て、4世帯同居、心の豊かさ、関わり合い
- ・楽しい町 年をとっても安心できる町
- ・保育園の充実、より良いサービスを提供
- ・消防団がある
- ・子育ての充実を（大垣から来ると考える）
- ・老人が生き生き
- ・他に仕事が見つかったら引っ越す？
- ・コミュニケーションがとれる大きな場所
- ・コミュニティ 畑（昔ながら）
- ・若い人に発信してもらえる

〈ラウンド②：“理想のまちが現実のものになったら、養老町はどんなふうに変わっていますか？”〉

- ・子供から大人まで満足できる。
- ・交通の便がよくなれば、人がきてくれる
- ・養老の資源、資産を大切に
- ・鉄道に乗ってのこそう→乗る機会がない
- ・養老の会社、学校に行かせたい
- ・大家族は良い 理想的 現実 子供が戻ってこない
- ・高齢者、元気な人がいっぱいいるから、社会ボランティア 老人が元気な町+子ども
- ・農業 人口 住みやすい町ができればそれで終わりでない。そう作っていくプロセスが大事 (住民が夢を持っていくことができる)
- ・人権について町民が生活の中で、自然に遊べることができる 人を尊重する心が持てる
- ・肉だけではない。
- ・1300年祭をもっと広げる
- ・養老の何かアピールできるもの
- ・年配の人が働いて、孫と3世代で暮らしたい
- ・大垣には子育てサロン

〈ラウンド③：“理想を実現するために、今すぐにできること、今取り組むことは何ですか？”〉

- ・げんちゃんの知名度を上げる。若者に興味を持たせる
- ・1300年祭に若者が興味を持つ内容を取り入れる。
- ・1300年祭のPR、イベントのPR
- ・魅力の発信、1300年祭に子供も巻きこむ
- ・ホール 少年たちが泊まれる宿
- ・ウォーキングイベント、三滝めぐり→ネット広報で知らせればアツという間
- ・一企業を誘致するより、起業した方が良い 大垣養老高校とタイアップ 6次産業化
- ・地域活動への参加
- ・仲良し会 65才以上の地域サロン (集会所を利用、空き屋を利用)
- ・ボランティア 魅力がない (養老公園 滝しかない) 滝以外 (ランド) の整備 近隣が汚い
- ・小さなところでもいいので、みんなが話しを出来る場所をつくる
- ・自家発電 今ある資源 (養老公園など) 有効利用 養老公園をキレイに
- ・若い人の呼び込み 農業をPR 若い人 農業が魅力的に思えるように伝える  
→年寄りも教えるため元気に



## ■ 全体共有 “理想のまち” と “今すぐに行えること（今取り組むこと）”

“理想のまち”	“今すぐに行えること（今取り組むこと）”
<p>①ひとが集まる町 生活 仕事 etc</p> <p>②若者であふれるまち</p> <p>③働く場所のあるまち</p> <p>④住みやすい町づくり</p> <p>⑤若い世代が家庭を築きやすい町</p> <p>⑥産業が発展して、経済面が豊かな町</p> <p>⑦子供～お年寄まで 安心して暮らせる町</p> <p>⑧“養老には〇〇がある” アピールできるものがある</p> <p>⑨若者の活気あふれる町</p> <p>⑩子どもが伸伸（のびのび）と育つまち</p> <p>⑪町外からの評価が高い</p> <p>⑫鉄道の利便性</p> <p>⑬若い子がどんどん来る町 住む町</p> <p>⑭人がたくさんあふれている そんなまち</p> <p>⑮若い人の声の実現されるまち</p> <p>⑯町民の意見が反映される町</p> <p>⑰将来できるといわれている養老サービスエリアのスマートICと道の駅 養老の滝 その他を子供から年配までが元気になるしくみにしてもらえれば</p> <p>⑱若者、高齢の方が住みやすいように介護、医療、子育てがしっかりしている町</p> <p>⑲1300年祭の次の長期ビジョンを町民に示す</p> <p>⑳子ども多いまち にぎやかなまち</p> <p>㉑働く場所づくり</p> <p>㉒賑わいの街 飛騨は高山 美濃といえば養老</p> <p>㉓皆が豊かなまちづくり</p>	<p>①養老町のPR 1300年祭 観光</p> <p>②養老町の良さを町民にPR</p> <p>③高齢者を活用 ・農業など ・地元を大切に</p> <p>④人が集まる町</p> <p>⑤養老町の良さをアピールすること</p> <p>⑥町民の参加</p> <p>⑦企画し実行する</p> <p>⑧養老自慢を宣伝する</p> <p>⑨魅力ある町であることをPR</p> <p>⑩0歳から就学前の子どもたちが伸び伸びと生活できる施設の充実</p> <p>⑪養老の滝を使ったコンテンツづくり（観光・文化） ex) 滝をめぐるウォーキング</p> <p>⑫本数の見直し</p> <p>⑬養老公園の魅力をもっと発信！ アピール！</p> <p>⑭地域で気軽に話し合える場所づくり</p> <p>⑮区長会のメンバーの半数を50才以下にする。</p> <p>⑯みんなが何らかの方法で地域とつながりを持つ</p> <p>⑰私ができることを地域の方に話していくことから始まると思う</p> <p>⑱1300年祭のPR ゆるキャラやアイドルグループを新たに作る</p> <p>⑲1300年祭の次のテーマは、養老鉄道の駅に公共施設をつくる</p> <p>⑳特色ある教育を行なえば、その学校に入学させたい 子供が集る</p> <p>㉑自分で働く場をつくる 人にたよらない</p> <p>㉒Tuna Fesの継続実施 集客目標3万人</p> <p>㉓マイクロナノバブルの実験フィールド 実証の場 養老女子商業跡の有効利用</p>

“理想のまち”	“今すぐに行えること（今取り組むこと）”
<p>②④年をとっても住みやすい 楽しく 豊かに暮らせる町 憩いの場 交流の場があってコミュがとれる</p> <p>②⑤養老のよいイメージがよそにももっと知られる町</p> <p>②⑥老人が生き生きと活動している</p> <p>②⑦子供が住みやすい 子供を大切にする町</p> <p>②⑧養老鉄道が走る町</p> <p>②⑨みんなで仲良く</p> <p>③⑩生き生きとしたコミュニティがある街</p> <p>③⑪安心、安全な街</p> <p>③⑫子育てしやすい町</p> <p>③⑬若者が多く活気のある町</p> <p>③⑭世代をこえての交流があるまち</p> <p>③⑮高齢者が元気に暮らせるまち</p> <p>③⑯子ども、若者が住みよいまち</p> <p>③⑰鉄道が利用しやすいまち</p> <p>③⑱交通利用度を高める</p> <p>③⑲ランドマークがある</p> <p>④⑰観光活性</p> <p>④⑱養老鉄道がちょっと便利に、30分に1本走らせる ☆ちょっと便利になる</p> <p>④⑲人口が増え にぎやかな町</p> <p>④⑳安心・安全</p> <p>④㉑農業のあふれる町 子ども～老人までたずさわられる農業が盛んになると良い</p> <p>④㉒若い人から老人までが心地良く暮らせる</p> <p>④㉓養老公園に若者が集うような工夫と管理をする</p>	<p>④⑱高校生など若い人から町づくりのアイデアを聞く会を開く ・養老町の魅力を発見して全国へ発信していくこと</p> <p>④㉓養老の古代、近世の治水、今の改元1300年、のんびりすごし 訪れる町のイメージをつくる</p> <p>④㉔地域の関わりに積極的に参加する</p> <p>④㉕保育園の無料化</p> <p>④㉖月に1回は養鉄に乗る</p> <p>④㉗地域コミュニティに入り込む</p> <p>④㉘町は地域コミュニティの意見を集約する</p> <p>④㉙養老の「いいところ」にもっと目を向ける</p> <p>④㉚教育環境整備</p> <p>④㉛ショッピングモールやレジャー施設などの充実</p> <p>④㉜変化することに慣れること</p> <p>④㉝役割分担して共同生活を成立させる 助け合い同居</p> <p>④㉞若い人の話を聞く 意見をとりいれる</p> <p>④㉟40分間隔から30分間隔いくように便利にする ・集客への工夫（駅前 イベント）</p> <p>④㊱駅前に駐車場の整備 ・オンデマンドは利用しにくい→検討する</p> <p>④㊲養老公園でフェスやろう！ 各務原市のように！</p> <p>④㊳町の文化財 観光プラン</p> <p>④㊴養老鉄道を利用する日、定期的イベント、住民や企業の出資などで工夫</p> <p>④㊵空屋空地の活用</p> <p>④㊶消防団</p> <p>④㊷人口増加、今ある資源・施設をキレイに！</p> <p>④㊸多世帯で住みやすい町づくり ・景観、施設をきれいに保つ</p> <p>④㊹高齢者ボランティアバンクをつくり高齢者の技を生かし、高齢者の生きがいやりがいつくりあげる</p>

“理想のまち”	“今すぐに行えること（今取り組むこと）”
④町に住人が豊かにらせる町 ④自然の中で子供から老人まで明るくさせる事 ④若者の地域活動への参加 ⑤空き家や空き地が地元でうまく利用・管理される町	④高齢者のボランティアバンクを作る ・空き家の有効利用をする ④私達（老人）が地域にかかわり、元気でくらししていく事（役立てる事さがし） ④若者が参加できる活動の紹介 ⑤うまく空き家を使う 貸す人（行っている例）をつくる



### (3) パブリックコメント

後期基本計画案に対して町民から意見を聴くため、パブリックコメントを実施しました。

周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報「養老」平成28年2月号に関係記事を掲載</li> <li>・町ホームページにパブリックコメントの実施を掲載</li> <li>・町政情報閲覧コーナー（町役場2階）で後期基本計画（案）を公表・閲覧</li> </ul>
募集期間	平成28年1月25日（月）～平成28年2月24日（水）
提出方法	窓口への直接持参、郵送、FAX、メールなど
募集結果	意見の提出は、ありませんでした。

## 6 用語解説

ア行	
ICT	IT(情報技術)にCommunication(コミュニケーション)を加えた表現(Information and Communication Technology)。ITインフラの整備から「いつでも、どこでも、何でも、誰でも情報を利用できる」社会に移行する中で、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、ITに代わりICTが用いられています。
空家等対策の推進に関する特別措置法	著しい保安上の危険や、衛生上有害な状態の空き家について、周辺への悪影響の程度や切迫性を考慮し、行政が所有者に対して、改善を求める指導や勧告、命令等の措置を行うことが可能となることを定めた法律のことです。
空き家バンク制度	空き家の売却や賃貸借を希望する所有者から物件情報の登録をしていただき、町内への移住や定住を目的に空き家の利用を希望する方に対し、ホームページ上などで情報提供する仕組みのことです。
新しい公共	住民、コミュニティ組織、各種団体、NPO、民間事業者など多様な主体の参画を得て、行政だけが公共サービスの提供者となるのではなく、住民をはじめとした多様な主体も公共サービスの提供者となり、住民と行政とが協働して公共サービスを提供する社会(仕組み)のことを言います。
アダプトプログラム(公共施設里親制度)	アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、「里親制度」と訳されます。道路、公園、河川などの公共施設を住民、企業、学校などがボランティアの里親になって、定期的に美化活動などを行う制度です。行政と互いの役割分担などを協議し、合意に基づき実施され、行政はその活動をサポートします。
異業種交流	自らが所属している業種と異なる業種がコミュニケーションを図ったり、提携・協力することです。
一部事務組合	地方自治法に基づき、普通地方公共団体(都道府県、市町村)や特別区が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体のこと。都道府県の加入する組合は総務大臣、その他は都道府県知事の許可を得て設立するものとされています。
インフラ	インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称で、道路、河川、鉄道、通信情報施設、下水道、学校、病院、公園、公営住宅などが含まれます。
ALT	Assistant Language Teacherの略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。小学校や中学校・高等学校の児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する人のことです。
SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスで、Twitter(ツイッター)、Facebook(フェイスブック)、LINE(ライン)など、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのことです。
NPO	Nonprofit Organizationの略で、営利を目的とせず、特定の課題解決のために自主的に活動している民間の組織のことです。特定非営利活動法人(NPO法人)だけでなく、法人格を持たない市民活動団体やボランティア団体なども含まれます。
大垣地域ポータルサイト西美濃	大垣市のグレートインフォメーションネットワーク(株)が運営している、西美濃地域を対象とする地域密着型のインターネットの情報サイトのことです。
オンデマンドバス	交通不便地域の解消や高齢者、障がい者など外出の困難な人の日常生活の移動手段を確保するために、決まった時刻に、決まった経路を移動する路線運行ではなく、乗客の希望に応じて予約制で移動し、乗客がいなければ運行しない小型バスなどを利用した運行方式のバスのことです。
カ行	
開架方法	図書館で、利用者が書架から自由に本を取りだして閲覧できるようにした方式のことです。
環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)	Trans-Pacific Partnershipで、日本・米国を中心とした環太平洋地域による経済連携協定のこと。日本は、アベノミクスの政策の一環として平成25年7月より正式参加し、平成27年10月5日、日本の交渉参加から2年以上を経て大筋合意に至りました。これにより、5年程度をめどに段階的に関税が撤廃されることが決まりました。世界のGDPの4割を占める巨大経済圏の誕生により、貿易のルールのスタンダードとなることが期待されています。

観光プロモーション	観光振興に向けた宣伝など、消費者に対して観光行動を高めるようにするために誘客活動などを行うことです。
ぎふエコ宣言	岐阜県が平成20年6月から行っている、マイバックの持参やアイドリングストップなど、暮らしの中で実践することができる地球温暖化防止に関する取り組みを「エコ宣言」としてまとめ、賛同する県民を募集している事業のことです。
行政評価システム	住民サービスの向上と財政運営の効率化を目的に、実施した施策・事業の結果を評価し、その後の施策・事業の改善に結びつけていく仕組みのことです。
協働	共通の目的を持つ主体が、それぞれの役割や責務を自覚するとともに、相互に補完し合い、協力することにより、課題解決を図るための活動のことです。
クラウド化	データを自分のパソコンや携帯端末などではなく、インターネット上に保存する使い方、サービスのことで、自宅や会社、ネットカフェ、学校、図書館、外出先など、さまざまな環境において、パソコンやスマートフォンからデータを閲覧、編集、アップロードすることができる仕組みのことです。
クラインガルテン (滞在型市民農園)	ドイツ語で「klein=小さい Garten=庭」を意味し、園全体、あるいは個人が借りている区画を「クラインガルテン」と呼んでいます。また、敷地内には、一般的に「ラウベ」と呼ばれる小屋があり、農業を通して自然と人とのふれあいを深めていく滞在型や日帰り型の市民農園のひとつの形態です。
グリーン・ツーリズム	農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。
グループホーム	障害者総合支援法で制度化されている障がい福祉サービスで、比較的軽度の障がいのある人達が共同生活を営む住宅のことです。
クレジット決済	金銭の支払いをクレジットカードによって済ませる方法のことです。
グローバル化	情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放などにより、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている状態のことを言います。
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでおり、比率が低いほど弾力性があることを表しています。市町村では、一般的に75%程度が望ましいと言われており、地方公共団体の人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見る財政指標です。
コミュニティ	一般的に区（自治区）、町内会や自治会という一定のエリアの地縁型活動団体を意味することが多く、「地縁コミュニティ」とも言われます。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めることを言います。
コミュニティビジネス	地域課題の解消に向けて、既存の企業や行政では対応しにくい事業を地域住民が主体となって起業したり、ビジネスの手法を活用して有償で行う事業活動であり、地域の需要対応型の小規模ビジネスのことです。高齢者、主婦、また定年退職後にこれまでの経験を活かした雇用・就労の場として各地で起業されており、公的なサービスを補完する福祉の充実など、生活支援、子育て支援、環境保全などの分野が多いとされています。
コミュニティプラント	市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域のし尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設のことです。
コンパクトな市街地	従来からの市街地において空洞化が進むとともに、都市機能の郊外移転などにより、交通弱者の利便性確保やインフラ整備など、公共投資の効率性が問題視されるようになりました。このような問題に対して、市街地の過剰な拡大とスプロール化（虫食的な宅地開発など無秩序な市街化）を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩ける範囲を生活圈と捉え、居住機能の再整備やコミュニティの再生など、住みよい市街地をめざそうという考え方です。
コンポスト	有機物を微生物の働きで分解させて堆肥にする処理方法、またはその堆肥のことです。有機物としては主に生ごみ、下水や浄化槽の污泥、家畜の糞尿、農産物廃棄物などが使われています。

サ行	
里地里山	農地や山林と集落が一体となった地域で、農林業の生産の場のみならず良好な景観の形成や生物多様性の保全、災害防止、伝統的な生活文化の伝承、環境学習や自然体験の場といった多面的な機能があります。
CATV	ケーブルテレビ。アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて放送する有線のテレビで、双方向通信も可能です。
CCNet (CCネット)	中部ケーブルネットワーク(株)の通称。町内に養老局が置かれ、地域密着のコミュニティチャンネルとして自主制作番組の養老町行政情報番組「Yoroちっく」が放送されています。
ジェンダー	「男は仕事、女は家庭」という固定的な意識など、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような社会的、文化的に形成された性別のことをいいます。先天的・身体的・生物学的な性別を示すセックス(SEX)とは区別して使われ、ジェンダーという用語自体には、良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
実質公債費比率	地方税、地方交付税などの一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計の支出のうち、公債費や公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率で、過去3年間の平均値です。借入金(地方債)返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標で、比率が高いほど財政運営が硬直化していることを示します。
指定管理者制度	民間の能力を活用し、公の施設の管理を効果的かつ効率的に行うことを目的に、その管理運営を地方公共団体の指定する者(指定管理者)が代行する制度のことです。
集落営農組織	集落を単位として、生産工程の全部または一部について共同で取り組む組織のことで、機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態があります。
省エネ住宅ポイント制度	省エネ住宅の新築やエコリフォームの普及を図るとともに、消費者の需要を喚起し、住宅投資の拡大を図ることを目的とし、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やエコリフォームに対して、様々な商品と交換できるポイントを発行する国の制度です。
生涯学習指導者バンク	個人の技能や得意とする分野・指導できることを登録していただき、公民館活動やグループ活動などの生涯学習の場で、指導者として活躍していただくための人材バンクのことです。
情操教育	感情や情緒を育み、創造的で、個性的な心の働きを豊かにするための教育、および道徳的な意識や価値観を養うことを目的とした教育の総称です。
シルバー警備隊	高齢者による、登下校時の見守り活動のことです。
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織で、原則として市町村単体に置かれ、基本的に都道府県知事の許可を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしています。
新エネルギー	太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーを「新エネルギー」と呼んでいます。
スクラップ・アンド・ビルド	採算や効率の悪い部門、または老朽化や陳腐化した設備などを整理・廃棄し、新たな部門、設備を設けて、組織や設備の集中化・効率化などを図ることです。
スポーツリーダーバンク	町民のスポーツ・レクリエーション活動の普及、発展を図るため、スポーツ活動指導者の登録を行い、地域やスポーツ団体、学校などの要請に応じて適切な指導者を紹介するスポーツの人材バンクのことです。
スマートIC	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ(IC)であり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあるとされています。
3R活動	Reduce(リデュース)物を大切に使う、ごみを減らす。Reuse(リユース)繰り返し使う。Recycle(リサイクル)再び資源として利用するといった、3つの言葉の頭文字のRをとった活動のことです。

<b>総合型地域スポーツクラブ</b>	地域住民の自主的で自主財源を基本とした運営のもと、日常的な活動の拠点となる施設(地域の小学校など)において、地域住民(会員)のニーズに応じたスポーツ活動(多項目)が行えるクラブのことです。
<b>タ行</b>	
<b>多子世帯</b>	一般的に、子ども(満18歳未満の者)が3人以上いる世帯のことを言います。
<b>多文化共生</b>	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。
<b>地域自治</b>	地域の事柄について、自ら考え、自ら責任を持って行動し、問題を解決していく自治の仕組みのことです。
<b>地域包括ケアシステム</b>	団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくものとされ、本町においてもこの取り組みが進められています。
<b>地産地消</b>	「地元生産-地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で、「地産地消」は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されています。
<b>定住自立圏</b>	医療・福祉・教育など住民の生活環境が密接に関係している地域を一つの圏域ととらえ、圏域内の市町村が相互に連携し、役割を分担しながら暮らしに必要な機能を確保していくための広域行政の取り組みのことです。
<b>デジタルアーカイブ化</b>	有形・無形の文化資源などをデジタル化し、記録・保存を行うこと。資料を精緻に電子化することにより、オリジナル資料へのアクセスの必要性を減らすことができるため、将来的にも資料の傷みを最小限にすることが可能になると言われています。
<b>出前講座</b>	町民の希望に応じて、町民が集まる場所に町職員が出向き、町の施策や行政の取り組みについて話をするシステムのことで。
<b>特定公共賃貸住宅</b>	公営住宅の入居収入基準を超える中堅所得者の方を対象に、地方公共団体が直接供給している賃貸住宅のことです。
<b>ナ行</b>	
<b>日本版CCRC</b>	CCRCはContinuing Care Retirement Communityの略で、アメリカで発達した高齢者居住コミュニティのことです。日本版CCRCは東京圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができる地域づくりのことを意味しています。
<b>NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)</b>	民間企業の経営手法を行政管理に積極的に取り入れ、効率化やサービス向上を実現しようとする行財政改革の手法の一つです。
<b>認知症サポーター</b>	認知症の人に対する接し方を学んだうえで、地域で認知症の人が困っているときに手助けしたり、気になる高齢者を見かけたときに民生児童委員らに情報を伝えたりするなどの役割を務める人のことです。
<b>認定こども園</b>	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。小学校就学前の子どもに対する保育や教育、保護者に対して子育て支援の総合的な提供を行い、認定基準を満たす施設は、都道府県などから認定を受けることができます。
<b>認定農業者</b>	農業者が作成する農業経営改善を図るための計画(農業経営改善計画)を市町村が認定した、地域の農業生産を担っていく農業者のことです。
<b>農事組合法人</b>	農業生産の協業を図る法人で、組合員は原則として農業者の方とされています。法人として行うことができる事業は、農業に係る共同利用施設の設置や、農作業の共同化に関する事業、農業の経営であり、またこれらに付帯する事業です。

八行	
パーク&ライド	自宅から自家用車で最寄りの駅やバス停まで行き、車を駐車した後に、鉄道やバスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステムのこと、交通渋滞の緩和や排気ガスによる大気汚染の軽減、CO2の削減などの効果も期待されています。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予測される災害の発生日、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。
パブリックコメント	町の基本的な政策について、町が意思決定をする前に広く町民から意見を募集、意思決定に反映させるとともに、意見の内容や町の考え方などを公表していく一連の手続きのことです。
ハラスメント	嫌がらせ、いじめの意味ですが、その種類は様々で、他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指しています。
バリアフリー	障がいを持つ人、高齢者などの移動を妨げるような物理的なバリア、心理的なバリア、社会制度的なバリアなどを取り除くという考え方です。
バルシューレ	子どもを対象にしたボールゲーム教室のこと、その運動プログラムはドイツ・ハイデルベルク大学スポーツ科学研究所で開発されました。子どもたちの外遊びが激減し、オールラウンドな体力・運動能力を身につける機会が少なくなっている中で、バレーボール、サッカー、テニスといった個別種目の学習に入る前にすべてのボールゲームに共通する、最大公約数的な基本要素をプレイしながら身につけることができるよう工夫されており、様々なボールゲームの基礎技能がオールラウンドに習得できるようにつくられています。
PFI	公共施設などの設計、建設、維持管理や運営に民間の資金やノウハウなどを導入し、民間主導で効率的な公共サービスを提供する手法のことです。
BCP(業務継続計画)	Business Continuity Planの略。災害が発生した場合、業務に与える影響を認識し、災害発生時においても確実に事業を継続するために必要な対応策を策定した計画のことです。
PDCAサイクル	事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することをいいます。行政評価システムや計画の進行管理において重要な取り組みになっています。
PPP	Public Private Partnershipの略で、公民が連携して公共サービスの提供を行うことです。例えば、水道やガス、交通など、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者任せにする民間委託などを含む手法を指しています。
非線引きの都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域とに区分することを「線引き」と呼びますが、この区域区分が定められていない都市計画区域のことです。土地に関する規制や開発許可の規制が線引きされた都市計画区域に比べて緩くなっています。
避難行動要支援者	災害時において、ひとり暮らし高齢者や障がい者、乳幼児など自力での避難が困難な人、外国人などの情報伝達が困難な人が含まれます。本人または家族からの申し出により避難行動要支援者名簿に登録されます。
病児・病後児保育	病児保育は、親が就労しているなどで保育所に通っている子どもが病気になったとき、仕事を休めない親に変わって病気の子どもの保育をすることです。また、病後児保育は、病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育メニューを受けるのが難しい回復期の子どもを親に変わって保育することです。
ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立支援のため、子育ての援助ができる人と受けたい人で会員組織をつくり、有償でサービスを提供・享受する事業のことです。
Facebook	アメリカのフェイスブック社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の一つで、様々な情報交換に利用されている。画像や動画の投稿、他の参加者とのメッセージの交換などができます。
ブラッシュアップ	磨き上げることを意味し、一定の状態からさらに磨きをかけることの意味でも使われています。
ブランド	ある商品・サービスを象徴するもののこと。ある商品・サービスを別の商品・サービスから区別するための商品名称やシンボルマーク、模様だけでなく、消費者が商品・サービスを見た際に想起させる周辺イメージ総体もブランドと呼びます。

ふるさと納税	「生まれ育ったふるさとに貢献したい」、「ゆかりや思い入れのある地域を応援したい」といった想いを実現するために創設された、自治体に対して行う寄附制度のことです。
ふれあい・いきいきサロン	社会福祉協議会の活動の一つで、地域とのつながりやふれあいを築くことを目的とし、地域住民が歩いて行ける場所を拠点として、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て中の親などと地域ボランティアとが協働で、茶話会やレクリエーションなどを行う活動のことです。
ブロガー	ブログをする人という意味で、ブロガーの中にはブログで収益をあげている人も多く、その中でもブログによる広告などの収益のみで生活している人はプロブロガーと呼ばれています。
ヘルスケア産業	医薬品、医療機器、介護サービスをはじめとした人々の「健康」に関する幅広い分野を包括した産業のことを指します。高齢化の進展といった社会的要因や消費者の健康の維持・促進に対する高いニーズなど、今後成長が期待できる分野とみられています。
包括連携協定	地域の活性化や住民サービスの向上など特定の分野に限ることなく、幅広い分野において、町が企業や大学などの団体と相互に連携して取り組みを進めるために締結する協定のことです。
ポータルサイト	インターネットのWebへアクセスする際に、各種サービスやコンテンツなどへ案内する役割を持ったWebサイトのことです。ポータル(portal)という語は、元々、「玄関口」や「出発点」といった意味で、インターネットユーザーがWeb上で必要とする機能やサービス、コンテンツ、Webサイトへのリンクなどを総合的に案内するWebへのアクセスの起点となるものです。
<b>マ行</b>	
マイナンバー	全国民一人ひとりに12桁の個人番号をつけ、その番号で社会保障や税などをトータルに管理していく、いわば「国民番号制度」のこと。平成28年1月からは、社会保障に関する手続きや、税務当局に提出する確定申告書の記入、被災者生活再建支援金の給付の際にこの番号が必要になります。将来的には、この番号に個人の預貯金や投資信託、証券の口座、積み立て型・年金型保険、死亡保険などの資産情報をリンクさせていく予定です。
マスメディア	不特定多数の人に同時に同じ情報を伝達できる媒体(メディア)や、その運営機関。一般的には、新聞、雑誌、テレビ、ラジオを指しています。
まち・ひと・しごと創生	人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、平成26年9月に内閣府においてまち・ひと・しごと創生本部が設置され、同年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。同年12月には、日本全体の人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および今後5ヶ年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上の要素が合併した状態のことを言います。こうした状態は、健康な人に比べて、動脈硬化を促進し、脳卒中や心筋梗塞などの心血管系疾患の発症が高くなるといわれています。
メンタルヘルスケア	全ての働く人が健やかに、いきいきと働けるような気配りと援助をすることや、その活動が円滑に実践されるような仕組みを作り、実践することです。職場において「健やかに、いきいきと働いている健康な人」、「勤務はしていても過剰なストレス状態にある半健康な人」、「ストレス関連疾患に罹ったり、精神障害の症状を呈している人」など、全ての人の状態にあったケアをすることが必要といわれています。
モータリゼーション	自動車が生活必需品として普及する現象のことで、自動車の大衆化ともいわれています。
もったいない運動	環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア人女性のワンガリ・マータイさんが、「もったいない」という日本語には、Reduce(ゴミ削減)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化)という環境活動の3Rをたった一言で表せるだけでなく、かけがえのない地球資源に対するRespect(尊敬の念)が込められている言葉ということから、環境を守る世界共通語「MOTTAINAI」として広めることを提唱しました。こうしてスタートしたMOTTAINAIキャンペーンは、地球環境に負担をかけないライフスタイルを広め、持続可能な循環型社会の構築を目指す世界的な活動として展開されています。

ラ行	
ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期など、それぞれの段階を指し、進学や就職、結婚、出産、退職など生活の節目に着目した生活様式のとらえ方のことです。
6次産業化	地域資源を有効に活用し、農林漁業者(1次産業従事者)がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工(2次産業)、流通や販売(3次産業)に取組む経営の多角化を進めることで、近年、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指す取り組みが全国的に活発になってきています。
ロコモティブシンドローム	身体を動かすのに必要な器官に障害が起こり、自分で移動する能力が低下して要介護になる危険度が高い諸症状のことです。
ワ行	
wi-fi	Wireless Fidelityの略で、パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線(ワイヤレス)でLAN(Local Area Network)に接続する技術です。
ワークショップ	講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり、創出したりする双方向的な学びと創造のスタイルです。
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

## 養老町第五次総合計画・後期基本計画

---

発 行：平成28年3月

発行者：岐阜県養老町

編 集：養老町役場 総務部企画政策課

所在地 〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798  
電 話 0584-32-1102 F A X 0584-32-2686  
ホームページ： <http://www.town.yoro.gifu.jp/>





## 養老町第五次総合計画・後期基本計画

養老町役場 総務部企画政策課

〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798番地  
TEL (0584) 32-1102 FAX (0584) 32-2686  
<http://www.town.yoro.gifu.jp/>